

法務総合研究所

研 究 部 報 告

30

— 保護観察対象者の分類の基準に関する研究 —

2 0 0 6

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部は、最近、更生保護分野に関する研究として、「保護観察対象者の分類の基準に関する研究」を実施した。その結果を取りまとめ、ここに研究部報告第30号を刊行する。

我が国の保護観察は保護観察官と保護司との協働態勢によって実施されているが、この協働態勢を前提として保護観察対象者を処遇の難易により分類し、処遇困難とされた者に対しては、保護観察官が保護観察開始当初から、保護司との連携を密にするとともに、対象者と面接するなどし、処遇への直接的な関与を強めている。この分類処遇制度は、昭和46年から実施されており、現行制度は、昭和61年から実施され、既に20年を経過した。

現行の分類処遇制度において、保護観察対象者の分類は、一種の再犯・再非行予測に基づく分類票によって行われている。現行の分類票については、制度実施後20年が経過する中で、幾つかの問題点が指摘されてきた。本研究は、これらを踏まえ、現行の分類票の有効性について検討するとともに、これまで指摘された問題点を改善するため、分類に用いている評価項目を見直し、将来の再犯危険性の予測に寄与する新たな評価項目等を検討するなど、より有効な分類基準に関する研究を行うことにより、より良い分類処遇制度の在り方の検討に資することを目的としている。

本研究の結果は、現行分類票は現時点での有効性を十分吟味する必要がある、分類票の見直しを含めた新たな分類処遇制度の検討が望まれることを具体的に示唆するものとなった。本研究がいささかでも保護観察における分類処遇制度の検討に資することを願うものである。

最後に、今回の研究を実施する上で、御理解と御協力を賜った法務省保護局及び保護観察所を始めとする関係機関各位に対し、心から謝意を表する次第である。

平成18年2月

法務総合研究所長

中 井 憲 治

要 旨 紹 介

本報告書を利用するに当たっての参考として、以下にその要旨を紹介する。

1 研究の背景と目的

保護観察における現行の分類処遇制度において、保護観察対象者の分類に用いられている分類票（処遇困難性を予測するもので、一種の再犯・再非行予測表）について、策定後約20年を経過する中で、処遇困難性予測の判別力が必ずしも高くないのではないか、各項目の評点の重み付けが適切でないのではないか、評定項目の中には評定に当たって保護観察官の主観的判断が介入するものがある、現行評定項目のほかに対象者の処遇困難性の予測に資するより適切な指標があるのではないかなど、様々な疑問や問題点が指摘されている。

こうした指摘を踏まえ、本研究では、相当な数の保護観察対象者の保護観察経過を追跡調査することにより、現行分類票の保護観察の予後の予測力を検証するとともに、保護観察官の主観的判断の余地を残す評定項目を排除する方向で、統計学的手法を用いて処遇困難性の予測力が高い新たな評定項目群を探索し、評定項目群の中の各項目に与える妥当な重み付けの方法を探ることとした。

2 研究の方法

(1) 調査対象者

全国の保護観察所で平成14年7月及び8月に新規受理した、交通事件、短期保護観察事件及び保護観察期間が3月以下の者等分類処遇の実施対象とされていない者等を除く、保護観察処分少年2,567人、少年院仮退院者828人、仮出獄者1,456人及び保護観察付執行猶予者715人、合計5,566人を調査対象とした。ただし、交通事件に係る対象者で暴走族類型に認定された者は、調査対象とした。

(2) 調査票の作成

全国の保護観察所に依頼して、調査対象者の属性、保護観察事件受理時の状況に関して調査票Ⅰを作成し、その後6か月間の保護観察の予後を追跡調査する調査票Ⅱを作成した。

(3) 分析の方法

CHAIDにより、調査票Ⅰの調査項目の中から保護観察の予後の良好・不良を最も判別しうる説明変数候補群を探索し、その結果得られた説明変数候補群を用いて、2項ロジスティック回帰分析により、予後の良好・不良を判別予測するための分類票の試案を作成し、現行の分類票による判別状況と比較検討した。

保護観察の予後の定義として、再犯・再非行の有無よりも広い概念を用いることとし、調査期間中において、1)「再犯又は再非行あり」、「身柄拘束（留置・観護措置・勾留、少年院入院、受刑）あり」、「所在不明等（3月以上連続して面接不能）あり」、「保護観察上の指導・措置（不良措置、引致状請求、呼出状送付、質問調査実施、他の遵守事項違反に対する指導）あり」のいずれかに該当する場合を「予後不良」、いずれにも該当しない場合を「予後良好」とした。

3 研究の結果

(1) 保護観察6月経過時の状況

調査対象者のうち、保護観察6月経過時（それ以前に保護観察が終了した者については終了時）に予

後不良状態に陥っていた者の占める率は、保護観察処分少年が15.8%、少年院仮退院者が21.7%、仮出獄者が10.6%、保護観察付き執行猶予者が21.5%であり、少年院仮退院者及び保護観察付き執行猶予者がほぼ同率で最も高く、仮出獄者が最も低かった。

(2) 現行分類票による分類結果の検討

調査対象者について、現行分類票の評定による分類で処遇困難とされた者の率（A 分類率）と保護観察 6 月経過時の予後不良率とを比較すると、A 分類率は、少年院仮退院者及び仮出獄者については予後不良率を上回っていたが、保護観察処分少年及び保護観察付き執行猶予者については大きく下回っていた。

「予後不良的中率」（保護観察 6 月経過時で予後不良であった者のうち、保護観察当初に「A：処遇困難」と判断された事件の割合）は、保護観察処分少年で10.7%、少年院仮退院者で35.7%、仮出獄者で34.8%、執行猶予者で23.4%であり、現行分類票を用いての予後不良的中率は、概して高いとはいえなかった。

(3) 調査票データによる予後不良的中率

ア 予後不良的中率

CHAID による分析によって得られた新評定項目群を用いての、2 項ロジスティック回帰分析による予後不良的中率は、保護観察処分少年で56.3%、少年院仮退院者で55.0%、仮出獄者で61.3%、執行猶予者で59.1%であり、現行分類票による予後不良的中率よりも高かった。

イ 本調査の予後不良判別と現行分類票による分類との比較

① 保護観察処分少年

本調査の評定項目群には、非行経験に関連する項目が増えているほか、就労・就学に関係する項目が含まれている。他方、現行分類票にある、家庭環境に関係する項目は、予後不良の説明力が認められず、含まれていない。

特に、判別に効果的と考えられる変数は、「常習的無免許運転の有無」及び「不就労経験の有無」であった。

② 少年院仮退院者

本調査の評定項目群には、非行経験に関連する項目で、現行分類票にある「薬物濫用経験」に代わって、「中学校入学前での問題行動」及び「常習的無免許運転の有無」が含まれているほか、交友に関係する項目が含まれている。

③ 仮出獄者

本調査の評定項目群には、対象者の属性に関する項目で、「受理時年齢」があまり意味のない項目として外され、それに代わり「性別」が含まれている。そのほか、現行分類票にある「薬物濫用経験・飲酒癖がある」という大雑把な項目よりも、「飲酒が原因の生活破壊・粗暴行為」という限定した項目が意味のあるものとして含まれている。

特に判別に効果的と考えられる項目は、「前回の保護観察の成績」と「保護観察開始時の同居者等」であった。

④ 保護観察付執行猶予者

本調査の評定項目群では、「年齢」等対象者の属性に関係する項目は意味のない項目であると判断され、それに代わり「本件刑期」などの項目が含まれている。

特に判別に効果的と考えられた項目は、仮出獄者についてと同様、「前回の保護観察の成績」と「保護観察開始時の同居者等」であった。

4 まとめと課題

(1) 調査・分析の結果から、現行分類票による分類で処遇困難と分類される者の率（A 分類率）は、保護観察 6 月経過時に保護観察の予後不良に陥った者の率と必ずしも対応しておらず、特に、保護観察処分少年及び保護観察付き執行猶予者の A 分類率は、保護観察 6 月経過時に予後不良に陥った者の率よりも著しく低かった。

また、現行分類票の評定項目の中には、保護観察対象者の処遇困難性の予測力が十分認められない評定項目が見いだされ、他方、現行分類票には含まれていない、予測力を持つと認められる調査項目も見いだされた。本研究で試みた判別分析の結果は、現行分類票による分類結果よりも、予後不良の的中率が向上していた。

これらのことは、現行分類票の分類の基準点の変更、評定項目の入れ替え、判別方式の変更等、改定の必要性を示唆するものと思われる。

(2) 本調査が試みた保護観察の予後不良の判別は、現行分類票による分類よりも予測精度が高いものではあったが、本調査による判別をもってしても、予後不良の的中率を上げるためには、A 分類率をかなり高くする必要がある（その場合、A 事件の量が保護観察官の業務量の限界を上回る。）、A 分類率が下がるように判別の境界点を設定すると予後不良の的中率が低下する（予後不良となる B 事件が多くなる。）ことも明らかになった。このことは、分類処遇制度における分類方式をめぐって、例えば、保護観察対象者の類型別に分類票を作成することの検討等、分類の枠組みを改正する必要性をも示唆するように思われる。

研究部長

渋谷 慎 吾

保護観察対象者の分類の基準に関する研究

研究官 西 川 正 和

研究官 大 場 玲 子

横浜保護観察所次長 前研究官 寺 戸 亮 二

目 次

第 1	研究の背景と目的	5
1	研究の背景	5
(1)	現行の分類処遇制度ができるまで	5
(2)	現行の分類処遇制度	5
(3)	現行分類票の問題点	6
2	研究の目的	7
第 2	研究の方法	8
1	資料の収集	8
(1)	追跡調査の期間と方法	8
(2)	調査対象者	8
(3)	調査票	9
①	「Ⅰ 保護観察受理時における調査」調査票	9
②	「Ⅱ 6 月経過時（開始後 6 月以内に終結したときは終結時）における 再犯等の状況」調査票	10
2	分析の方法	10
(1)	目的変数としての「予後不良」の定義	10
(2)	説明変数	10
(3)	CHAID による有効な説明変数の選定	11
(4)	説明変数による目的変数の予測	11
第 3	研究の結果	13
1	保護観察 6 月経過時の状況	13
(1)	保護観察係属の有無	13
(2)	予後不良の状況	13
(3)	再犯・再非行と身柄拘束、所在不明等及び措置・指導等との関連	14
2	現行分類票による分類結果の検討	16
(1)	A 分類率と予後不良率等の関係	16
(2)	分類の予測の精度	17
①	保護観察処分少年	17
②	少年院仮退院者	18
③	仮出獄者	18
④	執行猶予者	18
⑤	調査対象者全体	19
3	調査票データによる予後不良判別分析	19
(1)	保護観察処分少年	20
(2)	少年院仮退院者	24
(3)	仮出獄者	26
(4)	執行猶予者	30

4	本調査の判別と現行分類票による分類との比較	32
(1)	説明変数と分類票の評定項目の比較	32
①	保護観察処分少年	32
②	少年院仮退院者	33
③	仮出獄者	34
④	執行猶予者	34
(2)	予測の的中率及び A 分類率の比較	34
5	試みた判別方式の実用化	36
6	研究結果をめぐる諸考察	36
(1)	現行分類票評定項目と本調査による説明変数の違いについて	36
(2)	分類処遇制度における分類票による保護観察予後予測の位置付け	38
(3)	客観的・科学的な保護観察の予後予測の必要性	39
第 4	まとめと課題	40
	巻末別表	41
	巻末資料	55
	参考資料	73
1	現行分類票	73
2	調査票	79

第1 研究の背景と目的

1 研究の背景

(1) 現行の分類処遇制度ができるまで

我が国の保護観察は保護観察官と保護司との協働態勢によって実施されているが、分類処遇制度は、この協働態勢を前提として、予測される処遇の困難性によって保護観察開始当初に対象者を分類し、処遇困難が予測される者に対しては、保護観察開始当初から、担当保護観察官が、保護司との連携を密にするとともに、対象者との面接等処遇への直接的な関与を強化するものであり、保護観察の実効性を高めることをその狙いとしている。

保護観察対象者を分類して処遇する制度の沿革は、昭和40年代に遡る。昭和42年に導入された処遇分類制度による「青少年分類基準表」は、交通事犯対象者を除く23歳未満の青少年を実施対象とし、一部区域を実施地域として行われた限定的・試験的なものであった。

「青少年分類基準表」は、昭和46年に廃止され、新たに分類処遇制度（旧「分類処遇制度」）が導入された。これは、青少年に限らず、交通事犯者を除くすべての保護観察対象者を対象とし、全国で実施され、分類処遇制度の本格的な導入と位置付けられる。

その後、成り行き調査による分類基準表の妥当性の検証を経て、昭和61年から現行の分類処遇制度が実施されるに至った。

(2) 現行の分類処遇制度

分類処遇制度では、保護観察対象者をどのようにして、処遇困難な者とそうでない者に分類するかが大きなポイントであるが、現行制度では、分類票による評点と保護観察官の臨床的所見を併用して分類を行っている。分類票は、主に再犯・再非行の危険性の観点から処遇困難性を予測するものであり、保護観察処分少年及び少年院仮退院者用の「1・2号観察分類票」、仮出獄者用の「3号観察分類票」、保護観察付き執行猶予者用の「4号観察分類票」の3種類（巻末に参考資料として掲載）がある。

保護観察対象者を分類するに当たって、保護観察官は、まず、分類票の各評定項目のどの選択肢（カテゴリー）にその対象者が該当するかをチェックする。選択肢には重み付けをした評点が与えられていて、原則として、その合計点が一定の点数以上の場合には「A：処遇が困難であると予測される者」に、未満の場合には「B：処遇がそれほど困難ではないと予測される者」に分類される。しかし、この原則的な結果を変更する余地もあり、保護観察官は、臨床的所見を加えて総合的に判断し、最終的に対象者をA又はBのいずれかに分類する。

A分類対象者に対しては、保護観察官は、保護司との緊密な連携の下に、対象者と定期的に面接するなど積極的な処遇活動を実施するが、処遇内容の詳細については、各保護観察所の内規に任されていて、全国的な統一基準はない。A分類対象者とB分類対象者に対する処遇には、保護司の処遇活動については特に差異は設けられてはおらず、違いは主に保護観察官による処遇活動の強弱にある。

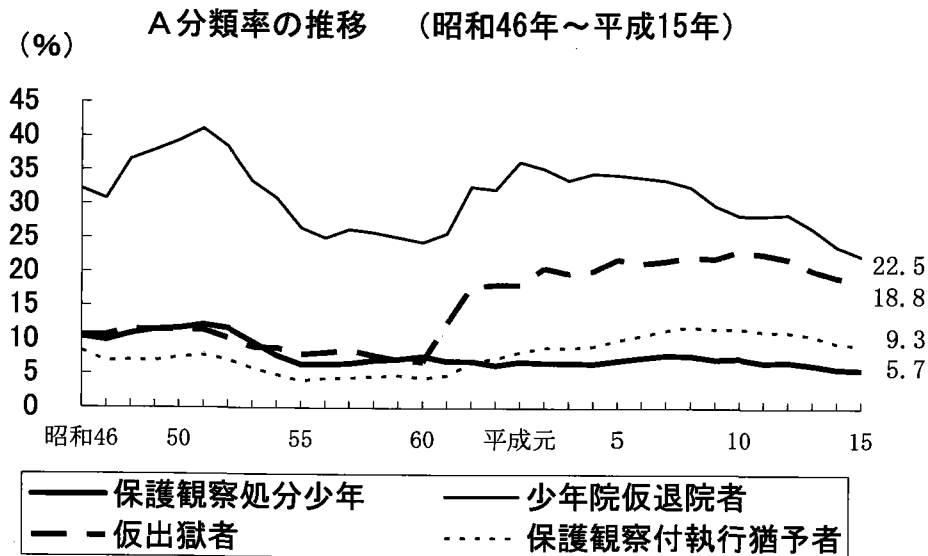
1図は、旧分類処遇制度が導入された昭和46年以降における、

$$A \text{ 分類率} = \frac{A \text{ 分類人員}}{A \text{ 分類人員} + B \text{ 分類人員}} \times 100$$

の推移を見たものである。

現行分類票が導入された昭和61年以降のA分類率を見ると、少年院仮退院者が22.5%～36.3%と最も

1 図



高く、次いで仮出獄者が17.8%～23.2%と高いのに対して、保護観察付き執行猶予者（6.6%～12.0%）及び保護観察処分少年（5.7%～7.8%）は低い。また、近年、A分類率は全体として漸減傾向にあることがうかがえる。

(3) 現行分類票の問題点

分類処遇制度の有無にかかわらず、保護観察の経過の中で対象者が問題行動や再犯・再非行の危険性を示していることが分かれば、保護観察官は、自ずと保護司との連絡を密にし、処遇への関与を強めざるを得ない。分類処遇制度の特徴は、こうした事後的な処遇の強化ではなく、対象者の処遇困難性を予測し、事前に処遇を強化して、対象者の再犯・再非行を未然に防止することにある。この特徴を生かすためには、分類の際に処遇困難性をいかに正確に予測するかがポイントとなる。

現行分類票は、多数の保護観察対象者を調査し、統計的な分析を経て作成されたもので、当時考えられる限りの処遇困難性の判別予測力を持つとされたが、当研究所による先行研究（平成6年当所刊行「保護観察における分類処遇に関する研究（第1報告）」及び翌年の同第2報告参照）は、分類票による判別結果と保護観察の成り行きとの関連を分析し、予後の処遇困難予測の判別力は必ずしも高くないことを既に指摘している。

分類票の処遇困難性の判別力が低いと、処遇困難と分類された対象者の中に実際には処遇困難ではない者が多く含まれることになり、こうした者に対する保護観察官による密度の濃い処遇も空振りに終わることになる。また、「それほど処遇困難ではない」と分類した対象者の中からは、その後に問題行動を示して担当保護観察官と保護司がその対応に迫られるというケースが多数現れることにもなる。こうしたことが長期間、広範囲に起これば、分類に対する保護観察官の信頼を失わせ、分類処遇制度が機能しなくなるおそれがある。

現行分類票の判別力が高くないことが事実であるとすれば、その原因として、次のような指摘がこれまでになされている。

- ① 現行分類票策定後の時間の経過により、評定項目の中には対象者の処遇困難性の判別力を失っているものがあるのではないかと、また、現行評定項目以外により高い判別力をもつ項目が現れているのではないかと。
- ② 評定項目の中には、「家庭に問題がある」、「保護者の保護能力に問題がある」など、評定が保護観

察官の主観に左右される項目があるのではないか。

- ③ 評定項目の選択肢に与えている評点の重み付けの妥当性が変化しているのではないか。

2 研究の目的

現行分類票の問題点を踏まえ、本研究においては、現行分類票の処遇困難性の予測力を検証するとともに、現行分類票で用いられている評定項目以外に保護観察の処遇困難性の予測に寄与する項目を探索し、新たな評定項目群を作成した上で、新たな判別方式を試み、その結果を現行分類票によるものと比較することとした。

また、調査・分析に当たっては、次の諸点に留意した。

- ① 相当多数の保護観察事件の保護観察経過を追跡調査し、分類の評定のために用い得るデータを広く収集する、
- ② 新たな評定項目の探索に当たっては、評定者による評定の格差が最小限となるような、できる限り主観的な判断を伴わずに評定できる具体的な評定項目を採用し、項目内の選択肢を用いる、
- ③ 評定項目の各選択肢に与える評点の重み付けが最適化されるような判別方式を探る。

第2 研究の方法

1 資料の収集

(1) 追跡調査の期間と方法

本研究では、保護観察経過の追跡期間として6月間という比較的短い期間を設定した。分類処遇制度における分類は、対象者の属性、対象者の過去及び保護観察開始時の生活状況など、保護観察開始時及びそれ以前に関するデータにより、将来の状態を予測するものであるが、保護観察開始後の対象者の状態は、開始時の分類に用いられた事項ばかりでなく、その後の本人及び本人を取り巻く状況の変化（例えば、就職・失職、親の離婚等家族関係の変化等々）にも影響され、それが予後の良・不良と直結することもあり得る。予測の射程期間が長くなるほど、保護観察開始後の状況の変化による影響が大きくなり、予測の困難度が増すと考えられるため、6月という比較的短い期間を設定した。

また、データの収集方法としては、既に終結した保護観察事件の経過を遡って回顧的に調査するのではなく、新たに受理した保護観察事件について受理後6月間の経過を追跡調査する方法を採用することとした。既に終結した事件を回顧的に調査することと比較して情報がより正確に得られると考えたからである。

(2) 調査対象者

調査対象とした保護観察対象者は、全国の保護観察所において平成14年7月及び8月に新規に受理した、以下の者を除く、保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮出獄者及び保護観察付き執行猶予者（以下、「執行猶予者」という。）である。

- ① 「暴走族」類型に認定された者以外の交通事件の者
- ② 保護観察処分少年のうち、短期保護観察事件の者
- ③ 少年院仮退院者及び仮出獄者のうち、保護観察期間が3月以下の者
- ④ 執行猶予者のうち、保護観察開始前から別件の刑事手続きにより身柄拘束されている者
- ⑤ 退去強制に該当する外国人及び留学、出張、帰省等の理由で国外に移動し、再度来日の見込みがない者

調査対象から、短期事件の者及び保護観察期間が3月以下の者を除外したのは、これらの者が、現行の分類処遇制度の実施対象から除外されているためである。

同様の理由で、交通事件（「仮釈放・保護観察等事件事務規程（昭和59年法務省保観訓第66号大臣訓令）第2条第14号」に定める交通事件）の者も調査対象から除外したが、例外として、「暴走族」類型と認定された交通事件の者を特に調査対象に含めた。これは、近年の交通事件の保護観察対象少年には、交通非行性に止まらず、暴走族や地域不良集団と関係する等交友関係に問題がある者が散見され、中には、集団リンチ事件など重大な再非行を惹起するようなケースもまれにあって、将来的にはこのような少年に分類制度を適用することもあり得ると考えたためである。

上記の調査対象者の保護観察経過を追跡調査して得られた調査票・分類票データは、合計5,566人分であり、その内訳は次のとおりである。

保護観察処分少年2,567人（うち、一般事件2,172人、「暴走族」類型の交通事件395人）

少年院仮退院者828人（うち、一般事件761人、「暴走族」類型の交通事件67人）

仮出獄者1,456人

執行猶予者715人

(3) 調査票

調査票は、「Ⅰ 保護観察受理時における調査」と「Ⅱ 6月経過時（開始後6月以内に終結したときは終結時）における再犯等の状況」の2部構成とし、Ⅰにより、調査対象者に関する保護観察開始時とそれ以前の情報を、Ⅱにより、保護観察開始以降6月経過時又は保護観察終結時までの情報を記載するよう各保護観察所に依頼した。また、調査対象者の分類票（写し）の送付も依頼した。

調査票Ⅰ及びⅡに含まれる調査項目の概要は、次のとおりである。なお、調査票は巻末に資料として添付した。

① 「Ⅰ 保護観察受理時における調査」調査票

ア 分類票の各項目判定の基礎となる項目

- ・ 年齢
- ・ 本件の罪名・非行名
- ・ 刑名・刑期（仮出獄者、執行猶予者のみ）
- ・ 保護処分歴
- ・ 刑事処分歴
- ・ 直近の保護観察成績不良
- ・ 本件への不良集団の関与・影響
- ・ 不良集団とのかかわり
- ・ 居住状態
- ・ 保護観察開始時の同居者等
- ・ 親族等との同居の障害
- ・ 保護観察開始時の就学、就労の見込み
- ・ 薬物
- ・ 飲酒が原因の生活破綻、粗暴行為等

イ 先行研究で保護観察対象者の予後に影響を及ぼすと思われる項目¹

- ・ 少年院処遇課程（少年院仮退院者のみ）
- ・ 長期少年院送致時の相当長期ないし比較的長期の処遇勧告（少年院仮退院者のみ）
- ・ 受刑者収容分類級（仮出獄者のみ）
- ・ 再犯期間
- ・ 経験罪名・非行名
- ・ 犯罪の常習性・累行性
- ・ 教育歴
- ・ 長期の不就労
- ・ 車両の常習的な無免許運転
- ・ パチンコ、ギャンブル
- ・ 借金問題
- ・ 粗暴・危険等行為

1 例えば、「保護観察における分類処遇に関する研究（第1報告）」（平成6年、法務総合研究所）及び同（第2報告）」（平成7年、前同）では、保護観察予後の予測精度を高めるためには、保護観察処分少年については性別、少年院仮退院者については少年院の処遇課程を追加すること、また、因子分析の結果から、「性行・環境上の問題」「当面する心身生活上の問題」「再犯・再非行の危険性」等の因子に関連する項目を採り入れることが有効であるとしている。

- ・いじめ、虐待、挫折体験等
- ・中学入学以前の問題行動
- ・精神的障害の有無
- ・精神科等通院入院の必要性

② 「II 6月経過時（開始後6月以内に終結したときは終結時）における再犯等の状況」調査票

ア 事件終結に関連する事項

- ・事件終結の有無
- ・終結している場合の終結事由

イ 予後に関連する項目

- ・調査期間中の再犯の有無
- ・再犯罪名・再非行名
- ・調査期間中の身柄拘束の有無
- ・所在不明、接触不良
- ・指導・措置等

2 分析の方法

(1) 目的変数としての「予後不良」の定義

分類の際に予測しようとする保護観察対象者の「処遇の困難性」には、対象者の再犯・再非行だけでなく、例えば、対象者が所在不明又は対象者との接触ができず保護観察を実施できない状態、遵守事項違反などの再犯・再非行に至る前の危険な状態、病気、精神的不安定、薬物依存、生活困窮など特に指導・援助を必要とする状態など様々な状態を含んでいる。そこで、本調査において、「処遇困難」として予測されるべき「予後不良」の状態を、単に再非行・再犯の事実だけでなく、次のとおり、幅広く定義した。

調査対象者についての「II 6月経過時（開始後6月以内に終結したときは終結時）における再犯などの状況」調査票の記載から、

- ・再犯・再非行（家庭裁判所・検察官に送致されたもの。余罪は除く。）あり
- ・身柄拘束（留置・観護措置・勾留、少年院入院、受刑。労役場留置・逮捕のみは除く。）あり
- ・所在不明等（所在不明・3月以上連続して面接不能）あり
- ・保護観察上の指導・措置（不良措置、引致状請求、呼出状送付、質問調査実施、他の遵守事項違反に対する指導）あり

のいずれかに該当した場合に「予後不良」（変数の値を「1（該当）」とし、いずれにも該当しない場合に「予後良好」（予後不良非該当、変数の値を「0（非該当）」とした。

「予後不良」の状態の中に「保護観察上の指導・措置」としての「その他の遵守事項違反に対する指導」を含ませたことは、本研究の特色の一つである。分類票は、処遇困難性として保護観察の様々な状態を予測するためのものであるが、分類票の有効性を検証する従来の研究においては、検証の基準である「予後不良」状態の中に再犯・再非行及び所在不明までしか含ませないことが多く、この点は、分類票の妥当性を検討する研究の方法上の問題点であった。

(2) 説明変数

現行分類票の評定項目に相当する、調査対象者の保護観察「予後不良」を予測する説明変数を「I 保護観察受理時における調査」調査票の項目とし、分析に用いるために、以下の点に留意して、必要に応

じて加工を行った。

① 説明変数の該当有無の判定から恣意的判断を排除すること

本調査結果が、新たな分類票として活用されることを想定し、その際に、評価者の主観的判断が入り込むような説明変数をできるだけ作らないこととした。

② 説明変数の合成

罪名に関する項目のうち、調査票Ⅰの「本件罪名」、「経験罪名（本件を除く）」では各選択肢を複数回答させたが、「本件罪名」も広い意味では経験罪名であることから、「経験罪名」と合併して「本件・経験罪名」という変数を作成した。また、罪名に関する複数回答の処理は、27個の選択肢を変数に格上げし、「該当あり」・「なし」の2値の選択肢を持つ27個の説明変数（変数のダミー変数化）として処理した。

③ 説明変数の選択肢の合併

調査項目の中には、例えば「直近の再犯期間」のように選択肢の数が多く、そのままでは扱いにくいものは、統計的な手法を用いて選択肢数を括ることとした。その他に、「保護観察開始時年齢」のような尺度変数の選択肢は、適当なカテゴリカルデータに変換した。

(3) CHAID による有効な説明変数の選定

この段階以降の分析は、保護観察処分少年～執行猶予者の保護観察号種別に行った。なお、現行分類票は保護観察処分少年及び少年院仮退院者対象者に共通のものを用いているが、本研究では、将来、両者別々の分類票が必要になることもあり得ると考え、両者を別々に分析した。

加工した調査項目の中から、CHAID（Chi square-Automatic-Interaction-Detection：チェイド）による解析を実施して、予後不良に高い説明力をもつ一群の説明変数（項目）及び各説明変数内のカテゴリ（選択肢）の組合せを選定した。CHAIDは、コンピュータプログラムにより、説明変数内のカテゴリの組合せを変えながら、目的変数と説明変数とのクロス集計表を作成してカイ二乗検定を行い、それをすべての説明変数（項目）について繰り返すというもので、カイ二乗値の大小を基準として、予後不良に有意差のある一群の説明変数及び各説明変数の中で最も説明力のある選択肢の括り方を検出できる。

(4) 説明変数による目的変数の予測

CHAIDによって予後不良に有意差を持つ説明変数の絞り込みを行った上、次の段階として、個々の調査対象者について、この説明変数により、予後不良かそうではないかの判別を試みた。判別技法として、比較的最近開発された技法であるロジスティック回帰による判別分析を採用した。その理由は、次のとおりである。

① 線形判別分析とロジスティック回帰分析

目的変数である「予後不良」変数 y を、説明変数 $\{X_j\}_{j=1..N}$ によって予後不良かそうでないかを判別予測する場合、従来の線形判別分析の方法は、説明変数の加算により目的変数を説明するものであり、

$$y = \beta_0 + \sum \beta_j x_j \quad \cdots \cdots \cdots (A)$$

という線形モデルを仮定し、調査対象データについてどのような係数 $\{\beta_j\}_{j=0..N}$ を指定すれば、「予後良好」群と「予後不良」群が最も判別（識別）できるかと問題を立てる。

これに対して、ロジスティック回帰分析による判別分析では、まず、説明変数の組合せを $x^t = (x_1, x_2, \cdots x_n)$ として、調査対象の予後不良発生確率 $p(x)$ を考え、

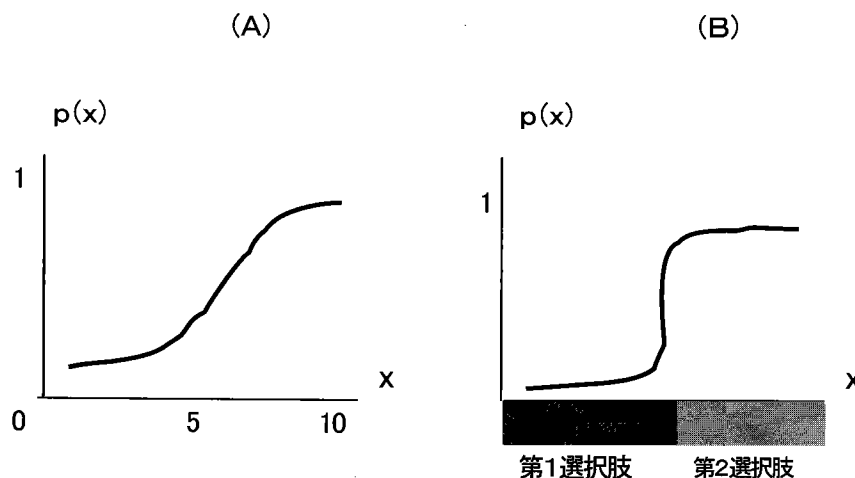
$$\frac{p(x)}{1-p(x)}$$

で表される予後不良発生確率のオッズ (odds; 発生しない確率に対する発生する確率の比。「見込み」と呼ぶ場合もある。) を用いた線形モデルから $p(x)$ を求める。

ただし、このオッズの値は $(0, +\infty)$ の範囲にあり、これを上記(A)式の右辺のような線形式で予測しようとする、その予測値は $(-\infty, +\infty)$ の範囲に及び、左辺と右辺とでカバーする範囲が一致せず不都合を生じる。このような隘路を解消するため、実際は次のような線形モデルからオッズの自然対数値を求める。(この左辺は $p(x)$ の logit という。)

$$\text{Ln } \frac{p(x)}{1-p(x)} = \beta_0 + \sum \beta_j x_j \dots \dots \dots (B)$$

こうして求めた $p(x)$ のプロットは、 x が連続変数の場合、下記の(A)図のようなS字型のグラフとなる。 x がダミー変数の場合、下記の(B)図のようなグラフになる。



これを用いて、調査対象者の予後不良を予測する場合、その者の予後不良推定確率 $p(x)$ の値を求め、それがあらかじめ与えておいた基準値より高い場合には、その調査対象者を予後不良群(A)に、低い場合には予後良好群(B)へと振り分ける。

この基準値は、通常、推定確率50% ($p(x)=0.5$) とすることが多いが、その場合、予後良好群と予後不良群の両方を併せての全体としての予測的中率は高くなっても、本研究の主たる関心がある予後不良群の予測的中率は必ずしも高くはならない。そこで、予後不良予測の的中率が高くなるように、 $p(x)$ の基準値を0.5から適当な値に移動させる。

② ロジスティック回帰による判別分析のメリット

ロジスティック回帰を用いた判別分析は、第一に、発生確率の数値を使用して比較的容易に予測表を作成することができ、第二に、本研究で使用している説明変数に多いカテゴリカルな変数データを扱うのに向いている²。

2 $x=(x_1, x_2, \dots, x_n)$ の分布は、通常それぞれ多変量正規分布であると仮定 (x は、平均値ベクトルを μ_j , 分散共分散行列を σ_j として、正規分布 $N(\mu_1, \sigma_1)$, $N(\mu_n, \sigma_n)$ に従う) し、予後良好・不良を判別する線形判別関数を導くが、実際にはこの仮定はかなり厳しい制約であり、現実的でない。ロジスティック回帰による判別分析の方法では、多変量正規分布の仮定を必要としない最尤法 (maximum likelihood method) での線形判別関数の推定が可能となり、 x の正規分布の仮定が馴染まないカテゴリカル変数の適用が容易となる。最尤法は、上記の(A)で表現される回帰モデルで説明変数として連続変数と2値変数だけを仮定した上で、尤度関数 $(\text{like}(\beta) = \prod p(x_j)^{d_j} (1-p(x_j))^{n_j-d_j})$, $\prod$ は permutation 記号) を最大にする β を求めることを基軸にする。

第3 研究の結果

1 保護観察6月経過時の状況

調査票のⅠ及びⅡの調査項目について保護観察の号種別に単純集計した結果は、巻末の別表1～4のとおりである。

本研究は、調査対象者の保護観察開始後6月経過時の状況を基準にして、現行分類票による分類結果を検討し、また、保護観察の予後を予測する新たな判別方式を試行しようとするものであり、6月経過時の状況は、これからの分析の基礎となる。そこで、まず、調査対象者の保護観察6月経過時の状況を確認した。

(1) 保護観察係属の有無

初めに、6月経過時に調査対象者が保護観察中か保護観察終了後かを見た。2表は、単純集計表の「終結時・6月経過時の状況」中の「保護観察係属有無」及び「終結事由」をまとめたものである。

2表 6月経過時の保護観察の係属・終結事由

	保護観察処分少年	少年院仮退院者	仮出獄者	保護観察付 執行猶予者
総 数	2,567 (100.0)	828 (100.0)	1,456 (100.0)	715 (100.0)
保護観察中	2,466 (96.1)	686 (82.9)	585 (40.2)	670 (93.7)
保護観察終了	101 (3.9)	142 (17.1)	871 (59.8)	45 (6.3)
期間満了	—	127 (15.3)	805 (55.3)	—
解除	38 (1.5)	—	—	—
取消	61 (2.4)	15 (1.8)	62 (4.3)	42 (5.9)
死亡	2 (0.1)	—	4 (0.3)	3 (0.4)

注 「期間満了」以下は、保護観察終了の内数である。

保護観察が既に終了していた者は、保護観察処分少年が3.9%、執行猶予者が6.3%と少ないが、少年院仮退院者では17.1%と2割近くを占め、仮出獄者では59.8%と約6割に達している。

仮出獄者及び少年院仮退院者の保護観察終了事由のほとんどは、期間満了である。保護観察処分少年及び執行猶予者には期間満了者はいない。期間満了以外の終了事由のうち、解除は保護観察処分少年に対して執られた良好措置（成績良好のために保護観察を終了させる。）であるが、取消しは再犯・再非行、遵守事項違反等の保護観察成績不良の者に対して執られたものである。6月という保護観察開始からの短い期間であるが、仮出獄者の4.3%、執行猶予者の5.9%は既に取消しで終了している。

本調査では、6月経過前に保護観察が終了した者について、保護観察終了時以降の追跡調査をおこなっていないため、これからの分析で、保護観察6月経過時の状況という場合、6月経過時にすでに保護観察が終了している調査対象者については終了時の状態をいうこととする。

(2) 予後不良の状況

次に、調査対象者の保護観察6月経過時の予後の良好・不良の状況を見た。本研究においては、保護観察の「予後不良」を幅広く定義し、再犯・再非行、身柄拘束、所在不明等及び措置・指導等のいずれかがあることとした。予後不良・良好の状況を再犯・再非行の有無等その内訳を含めて示したのが3表である。

3 表 保護観察 6 月経過時の予後不良・良好の状況

6 月経過時又は終結時の 状 況	総 数	保護観察処分 少 年	少年院仮退院者	仮出獄者	保護観察付 執行猶予者
総 数	5,566 (100.0)	2,567 (100.0)	828 (100.0)	1,456 (100.0)	715 (100.0)
予後良好	4,672 (83.9)	2,162 (84.2)	648 (78.3)	1,301 (89.4)	561 (78.5)
予後不良	894 (16.1)	405 (15.8)	180 (21.7)	155 (10.6)	154 (21.5)
再犯・再非行	609 (10.9)	315 (12.3)	127 (15.3)	79 (5.4)	88 (12.3)
身柄拘束	461 (8.3)	192 (7.5)	90 (10.9)	88 (6.0)	91 (12.7)
所在不明等	304 (5.5)	91 (3.5)	59 (7.1)	69 (4.7)	85 (11.9)
うち接触不良	92 (1.7)	51 (2.0)	18 (2.2)	9 (0.6)	14 (2.0)
指導・措置等	609 (10.9)	236 (9.2)	148 (17.9)	177 (12.2)	48 (6.7)
うち遵守事項違反指導	476 (8.6)	228 (8.9)	137 (16.5)	69 (4.7)	42 (5.9)

注 1 保護観察が6月未満で終結した者については、終結時までの状況である。

2 予後不良の内訳は、重複集計している。

全体としての予後不良の有無を調査対象者の総数で見ると、予後不良である者は16.1%、予後良好(「予後不良ではない」の意)である者は83.9%であり、調査対象者の約6人に1人は、保護観察開始から6月後には「予後不良」に陥っていることになる。

予後不良の内訳を見ると、再犯・再非行があった者が10.9%、身柄拘束を受けた者が8.3%、所在不明等があった者が5.5%、措置・指導等を受けた者が10.9%となっている。「予後不良」の構成要素としては、「再犯・再非行」該当の率が最も大きく、以下、「措置・指導等」、「身柄拘束」、「所在不明等」の順である。ただし、後に見るように、「身柄拘束」は「再犯・再非行」と重なるところが大きい。

予後不良の率は、保護観察の号種によってかなりの違いが見られ、少年院仮退院者が21.7%、執行猶予者が21.5%とほとんど同率で最も高く、次いで、保護観察処分少年が15.8%であり、仮出獄者が10.6%と最も低い。仮出獄者の予後不良率が最も低いのは、6月経過前に期間満了で終了した者が多く、他の保護観察種別の者と比べて追跡期間が実質的に短かったことの影響が考えられる。

予後不良の内訳を保護観察の号種別に見ると、再犯・再非行があった者の率は、少年院仮退院者(15.3%)が最も高く、次いで、執行猶予者(12.3%)及び保護観察処分少年(12.3%)が同率で高く、仮出獄者(5.4%)が最も低い。全体としての予後不良率の傾向とはほぼ同様である。

所在不明等に陥った者の率は、再犯・再非行率とは異なり、執行猶予者が11.2%と、その他の保護観察種別の者が3～7%程度であるのに比べて、際立って高い。

措置・指導を受けた者の率は、少年院仮退院者が17.9%と最も高く、これに仮出獄者が12.2%、保護観察処分少年が9.2%と続き、執行猶予者が6.7%と最も低い。

(3) 再犯・再非行と身柄拘束、所在不明等及び措置・指導等との関連

「予後不良」を構成する要素のうち、重大性が最も大きいのは再犯・再非行であろう。そこで、再犯・再非行と予後不良を構成する他の要素との関連を見た。4 表は、調査対象者全体についてその結果を示したものである。なお、本調査で、「再犯・再非行あり」とは、少年の場合には家庭裁判所送致、成人の場合には検察官送致をいい、再犯・再非行の内容、処分結果は問わない。

身柄拘束と再犯・再非行の関連を見ると、「身柄拘束あり」の者のほとんどは「再犯・再非行あり」である。身柄拘束があっても再犯・再非行がなかった者、及び身柄拘束がなくても再犯・再非行があった者も若干名ずつおり、両者が全く同義とはいえないが、重なるところが大きい。

所在不明等と再犯・再非行の関連を見ると、「所在不明等なし」の者の10.1%が「再犯・再非行あり」

4 表 再犯・再非行と身柄拘束・所在不明等・措置・指導（総数）

	再犯・再非行		
	あ り	な し	総 数
総 数	609 (10.9)	4,957 (89.1)	5,566 (100.0)
身柄拘束			
あり	417 (90.5)	44 (9.5)	461 (100.0)
なし	192 (3.8)	4,913 (96.2)	5,105 (100.0)
所在不明等			
あり	78 (25.7)	226 (74.3)	304 (100.0)
なし	531 (10.1)	4,731 (89.9)	5,262 (100.0)
措置・指導			
あり	278 (45.6)	331 (54.4)	609 (100.0)
なし	331 (6.7)	4,626 (93.3)	4,957 (100.0)

なのに対して、「所在不明等あり」の者の25.7%が「再犯・再非行あり」である。所在不明等には、「所在不明」及び「3月以上本人との接触ができない状態」を含むが、3 表に見るとおり、その大部分は所在不明そのものであり、所在不明と再犯・再非行との強い関連がうかがえる。

措置・指導等については、措置・指導等を受けた者のうち半分弱（45.7%）は、「再犯・再非行あり」である。措置・指導等には、「保護観察の取消し等の不良措置」と「遵守事項違反に対する保護観察官による指導」を含むため、措置・指導等と再犯・再非行が共にあった者には、指導等を受けたにもかかわらず再犯・再非行に陥った者と再犯・再非行があった後に取消し等の措置を受けた者の両方を含んでいる。他方、措置・指導等を受けた者のうち半分強（54.4%）の者は、「再犯・再非行なし」である。これらの者は、措置・指導等により、少なくとも保護観察6月経過時又はそれ以前の保護観察終結時までには再犯・再非行の防止に成功しているケースと考えられる。これに対して、措置・指導等を受けなかった者のうち再犯・再非行に陥った者は、率としては6.7%と低いが、実数では331人とかなりの数に上っている。

次に、視点を変えて、再犯・再非行に陥った者が、どの程度の割合で、所在不明状態を経ていたのか、また、「措置・指導等」のうちの遵守事項違反についての保護観察官の指導を受けていたのかを見たのが、5 表である。

再非行に陥った者のうち所在不明等があった者の占める率は、保護観察処分少年で5.4%、少年院仮退院者で12.5%であるのに対して、仮出獄者で21.5%、執行猶予者で31.8%であり、少年に比べて成人の

5 表 再犯・再非行があった者のうち所在不明及び遵守事項違反について指導があった者

保護観察の種別	再犯・再非行あり総数		
		所在不明等あり	遵守事項違反指導あり
総 数	609 (100.0)	78 (12.8)	201 (33.0)
保護観察処分少年	315 (100.0)	17 (5.4)	118 (37.5)
少年院仮退院者	127 (100.0)	16 (12.6)	65 (51.2)
仮 出 獄 者	79 (100.0)	17 (21.5)	8 (10.1)
執 行 猶 予 者	88 (100.0)	28 (31.8)	10 (11.4)

方が格段に高い。特に、執行猶予者の率の高さは際立っている。

再犯・再非行があった者のうち、保護観察官から遵守事項違反についての指導を受けた者の占める率は、保護観察処分少年では3分の1を、少年院仮退院者では半数を、それぞれ超えているのに対して、成人（仮出獄者及び執行猶予者）については10～11%程度と低い。少年の場合には、結果的には再非行に陥ったものの、再非行前に遵守事項違反について保護観察官による指導を受けていたケースがかなりの割合を占めているのに対して、成人の場合には、ほとんどの再犯ケースは遵守事項違反について保護観察官による指導を受けることなく再犯に陥っているといえよう。

2 現行分類票による分類結果の検討

(1) A 分類率と予後不良率等の関係

保護観察当初の分類は上記の保護観察6月経過時の対象者の状況をどの程度予測しているかという、現行分類票による分類結果の妥当性を検証するために、まず、調査対象者について保護観察当初に処遇困難と分類された者の比率（以下「A 分類率」という。）と保護観察6月経過時までの実際の処遇困難な事態（予後不良）の発生率とを比較した。

A 分類率は、その後の保護観察の経過の中で、実際に「処遇困難」事態が生じる率に相応したものである必要があろう。処遇困難の予測に100%の精度は期待できないから、A 分類率は、実際の処遇困難事態の発生率よりもある程度高くなるべきものと考えられる。A 分類率が実際の処遇困難事態の発生率よりも著しく低ければ、処遇困難として分類さるべき多くの者が漏れているということを意味し、また、A 分類率が実際の処遇困難事態の発生率よりも極端に高ければ、効率的な分類がされていないことになる。

調査対象者について、現行分類票の分類による A 分類率と予後不良発生率及び再犯・再非行等の予後不良状態を構成する事態の発生率を比較して見たのが、6 表である。

6 表 A 分類率と予後不良率等

	保護観察処分少年	少年院仮退院者	仮出獄者	保護観察付執行猶予者
A 分類率	6.1	26.5	22.3	11.9
予後不良率	15.8 △ 9.7	21.7 ▲ 4.8	10.6 ▲ 11.7	21.5 △ 9.6
再犯・再非行率	12.3 △ 6.2	15.3 ▲ 11.2	5.4 ▲ 16.9	12.3 △ 0.4
所在不明率	3.5 ▲ 2.6	7.1 ▲ 19.4	4.7 ▲ 17.6	11.9 △ 0.0
遵守事項違反指導率	8.9 △ 2.8	16.5 ▲ 10.0	4.7 ▲ 17.6	5.9 ▲ 6.0

注 1 数値は百分率である。

2 各項目右欄は、A 分類率との差をポイントで示したものである。

まず、A 分類率のみを保護観察の号種別に見ると、少年院仮退院者（26.5%）及び仮出獄者（22.3%）は20%を超えて高いが、これら両者に対して、執行猶予者（11.9%）及び保護観察処分少年（6.1%）は低い。本調査対象者に関するこれらの A 分類率は、最近の保護観察事件全体についての A 分類率（1図参照）と大きな違いはない。A 分類率は、仮釈放に伴う保護観察（パロール）では高いが、仮釈放に伴わない保護観察（プロベーション）では低い傾向にあるといえよう。

次に、A 分類率と予後不良の発生率（以下「予後不良率」という。）を比較すると、少年院仮退院者及び仮出獄者では予後不良率が A 分類率を下回っているが、保護観察処分少年及び執行猶予者では予後不良率が A 分類率を大きく上回っている。保護観察処分少年及び執行猶予者については、仮に A に分類さ

れた者全員が予後不良に陥ったとしても、なお、Aに分類されなかった者の中から予後不良状態に陥った者がかなり多く出現していることになる。

さらに、A分類率と予後不良状態の内訳である、再犯・再非行、所在不明等及び遵守事項違反に対する指導の発生率とをそれぞれ比較すると、保護観察処分少年のA分類率は、再非行及び遵守事項違反に対する指導の発生率を下回っている。同様に、執行猶予者のA分類率は、再犯率を下回り、所在不明率と同率である。少年院退院及び仮出獄者のA分類率は、いずれも、再犯・再非行率、所在不明率及び遵守事項違反指導率を上回り、特に仮出獄者についてはその程度が著しい。

以上から、現行分類票の分類によるA分類率は、保護観察処分少年及び執行猶予者については、実際の予後不良の発生率よりも著しく低いといえる。逆に、仮出獄者については、実際の予後不良の発生率よりもやや高めにすぎるといえよう。少年院仮退院者については、A分類率と予後不良発生率とのバランスが最もよくとれているといえるだろう。

(2) 分類の予測の精度

次に、現行分類票が調査対象者の予後不良予測にどの程度成功しているかを見た。先に述べたように、現行制度での保護観察対象者の分類は、分類票の該当項目の評点結果に保護観察官の臨床的所見を加えて最終的に決定されるが、ここで検討の対象とした分類結果は、分類票の該当項目の評点の合計から導き出された結果についてであり、保護観察官が臨床的所見を加えてのものではない。

以下の分析は、保護観察号種別に調査対象者について分析したので、号種別に述べる。

① 保護観察処分少年

保護観察処分少年の調査対象者には「暴走族」類型と認定された交通事件の者が含まれているが、交通事件の保護観察対象者には分類処遇制度は適用されず、分類は行われていないので、ここで分析対象とするのは交通事件を除く保護観察処分少年の調査対象者である。

7-1表は、分析対象とした保護観察処分少年事件2,172件について、保護観察6月経過時の予後「良好」「不良」別に、保護観察開始時にされたA分類（処遇困難）及びB分類（それほど処遇困難ではない）の状況を見たものである。

まず、6月経過時に予後不良な者は347人（16.0%）、良好な者は1,729人（84.0%）であり、先に交通事件の者を含めて見た場合（3表参照）よりも、予後不良者の率が若干高くなっている。調査対象に含まれる交通事件の者は、「暴走族」類型に該当する者だから、それを除いた場合に予後不良率が高くなるということは、暴走族の調査対象者は一般事件の調査対象者に比べて予後がやや良いということになる。

分類による予測が的中していたか否かについて見ると、保護観察6月経過時に予後不良であった347人のうち保護観察開始当初にAに分類されていた者は37人、また、良好であった1,825人のうちBに分類されていた者は1,719人であり、これらの者についての分類は的中していたといえる。

このように、予後不良予測の的中を考える場合、①実際に予後が不良であった者のうち、当初に予後不良が予測されていた（Aに分類されていた）場合と、②実際に予後が良好であった者のうち、当初に予後不良と予測されていなかった（Bに分類されていた）場合、の両方が考えられる。本研究では、①と②を併せた意味での的中率を「全体的中率」、①の意味のみでの的中率を「予後不良的中率」ということとする。

通常、予測の精度を測る場合には、①と②を併せたものを用いるが、保護観察対象者の分類がもつ使命が主として処遇困難性（予後不良）を予測することにあるとすれば、前記の②の「実際に予後が良好であった者のうちで当初にBに分類されていた場合」よりも、①の「実際に予後が不良であった者のうち、当初に予後不良が予測されていた（Aに分類されていた）場合」の方を重視する必要があると考え

られる。例えば、保護観察処分少年の調査対象者を例に、当初にすべての対象者を B に分類していたという極端な分類状況を仮定すると、その時の予後不良的中率は 0 % となるにもかかわらず、全体的中率は 84.0 % (B に分類された予後良好者 1,825 人 / 調査対象者総数 2,712 人) と高い値となる。しかし、予後不良の中率によってのみ予測の精度を測ることも危険である。同じく、保護観察処分少年の調査対象者を例に、当初にすべての対象者を A に分類していたと仮定すると、予後不良の中率は 100 % となるが、全体的中率は 16.0 % (A に分類された予後不良対象者数 347 人 / 調査対象者総数 2,172 人) にすぎない。予後不良の中率を重視しつつも、全体的中率も見なくてはならないことが分かる。

7-1 表のとおり、保護観察処分少年の調査対象者についての現行分類票による分類の、予後不良の中率は 10.7 %、全体的中率は 81.3 % となっている。

7-1 表 現行分類票の予後不良的中率（保護観察処分少年）

予後	総 数	A 分類	B 分類
総数	2,172 (100.0)	133 (6.1)	2,039 (93.9)
良好	1,825 (100.0)	96 (5.3)	1,729 (94.7)
不良	347 (100.0)	37 (10.7)	310 (89.3)

注 予測の全体的中率は、 $(37 + 1729) / 2172 \times 100 = 81.3$ (%) である。

② 少年院仮退院者

少年院仮退院者の調査対象者についても、保護観察処分少年についてと同様に、交通事件の者は分析対象から除外した。

7-2 表は、調査した少年院仮退院者 761 件について、予後の「良好」「不良」別に当初の A、B 分類の状況を見たものである。

まず、予後不良の者は 22.1 %、良好な者は 77.9 % であり、保護観察処分少年の場合と同じく、交通事件を含んだ場合よりも、予後不良者の率が高くなっている。

分類の予後不良の中率は 35.7 %、全体的中率は 67.1 % である。

7-2 表 現行分類票の予後不良的中率（少年院仮退院者）

予後	総 数	A 分類	B 分類
総数	761 (100.0)	202 (26.5)	559 (73.5)
良好	593 (100.0)	142 (23.9)	451 (76.1)
不良	168 (100.0)	60 (35.7)	108 (64.3)

注 予測の全体的中率は、 $(60 + 451) / 761 \times 100 = 67.1$ (%) である。

③ 仮出獄者

7-3 表は、調査した仮出獄者 1,456 件について、予後の「良好」「不良」別に、当初の A、B 分類の状況を見たものである。

分類の予後不良の中率は 34.8 %、全体的中率は 74.5 % である。

④ 執行猶予者

7-4 表は、調査した執行猶予者 715 件について、予後の「良好」「不良」別に、当初の A、B 分類の状況を見たものである。

7－3表 現行分類票の予後不良的中率（仮出獄者）

予後	総 数	A分類	B分類
総数	1,456 (100.0)	325 (22.3)	1,131 (77.7)
良好	1,301 (100.0)	271 (20.8)	1,030 (79.2)
不良	155 (100.0)	54 (34.8)	101 (65.2)

注 予測の全体的中率は、 $(54+1030)/1456 \times 100 = 74.5$ （％）である。

7－4表 現行分類票の予後不良的中率（執行猶予者）

予後	総 数	A分類	B分類
総数	715 (100.0)	85 (11.9)	630 (88.1)
良好	561 (100.0)	49 (8.7)	512 (91.3)
不良	154 (100.0)	36 (23.4)	118 (76.6)

注 予測の全体的中率は、 $(36+512)/715 \times 100 = 76.6$ （％）である。

分類の予後不良的中率は23.4％、全体的中率は76.6％である。

⑤ 調査対象者全体

7－5表は、保護観察の号種別に、調査した現行分類票による分類の予後不良的中率をまとめたものである。分類の予後不良的中率は、少年院仮退院者が35.7％と最も高く、次いで、仮出獄者が34.8％と少年院仮退院者とほぼ同じくらい高く、執行猶予者が23.4％とやや低くなって、保護観察処分少年が10.7％と最も低い。

7－5表 保護観察の号種別現行分類票の予後不良的中率

号 種	予後不良的中率	全体的中率	A分類率	平成15年12月末現在のA分類率
保護観察 処分少年	10.7	81.3	6.1	5.7
少年院 仮退院者	35.7	67.1	26.5	22.5
仮出獄者	34.8	74.5	22.3	18.8
執行猶予者	23.4	76.6	11.9	9.3

これをA分類率（6表参照）との関連で見ると、A分類率が高い少年院仮退院者及び仮出獄者では予後不良的中率が高く、A分類率が低い保護観察処分少年及び執行猶予者では予後不良的中率が低いという傾向が認められる。

3 調査票データによる予後不良判別分析

調査票データによる予後不良の判別分析は、①CHAIDによる予後不良の説明力が高い説明変数の選定、②ロジスティック回帰分析による判別方程式の変数の作成、③調査対象者毎の予後不良推定確率の計算と判別の境界点の決定、という手順で行った。

CHAID分析による説明変数を作成するまでの検討過程の詳細は、巻末資料として掲載した。

現行の分類票は、保護観察処分少年用と少年院仮退院者用とで同じものを用いているが、CHAIDによって得られた少年院仮退院者に関する説明変数群と保護観察処分少年に関するそれとを比較したところ、両者に共通に含まれている項目が多いものの、どちらか一方にしか含まれていない項目もあって、両者にはかなりの違いが認められたため、それぞれの判別分析の予測制度を高めるために、両者別々に判別分析を実施した。

以下に、その結果を保護観察号種ごとに述べる。

(1) 保護観察処分少年

① CHAID による候補説明変数の選定

CHAIDにより、調査票Ⅰの調査項目の中から、保護観察6月経過時の「予後不良」と有意差を持つ調査項目及び各調査項目内のカテゴリーの組合せを選定した。その結果は、8－1表のとおり、14の候補説明変数が得られた³。

CHAIDによって得られた説明変数は、後のロジスティック分析において、説明力が弱く、予後不良の判別にあまり寄与しない変数は除外されるため、候補説明変数と呼ぶべきものである。

8－1表 予後不良の候補説明変数（保護観察処分少年）

説明変数		カテゴリー
当初の保護観察期間		1. 2年10月以下 2. 2年10月を超え3年10月以下 3. 3年10月を超える
(本 件・ 経験 非行 名)	毒劇法違反	0. なし 1. あり
	窃盗	0. なし 1. あり
	横領（遺失物横領を含む）	0. なし 1. あり
	道交法違反	0. なし 1. あり
	業務上過失致死傷	0. なし 1. あり
	保護観察処分回数（本件を含む）	0. 2回以下 1. 3回以上
	児童養護施設等経験の有無	0. なし 1. あり
	直近の再犯期間	0. 直近の再犯なし・不詳, 1. あり
	直近の保護観察成績不良の有無	0. 非該当・保護観察歴なし・不詳, 1. 該当
	教育歴	1. 中学在学・卒業, 小中学中退, 不詳 2. 高校等在学・中退・卒業
本件逮捕前1年間の居住問題の有無		0. 非該当 1. 住居不定・家出中・家出繰返し, 頻繁な外泊等
親族等との同居の障害となる者の有無		0. なし 1. あり
長期（3月以上継続）の不就労の有無		0. 長期不就労なし・非該当 1. 6月以上不就労・3月以上不就労
保護観察開始前の就労・就学見込みの有無		0. 就労確保・就労非現実 1. 就労未確保
常習的無免許運転の有無		0. なし 1. あり
中学校入学前の問題行動の有無		0. なし・不詳 1. あり

3 表に掲げた説明変数のうち、本件罪名、経験罪名（本件を除く。）、累行罪名を調査しているが、累行罪名については、必ずしも十分な説明力は認められず、本件罪名と経験罪名を融合させ、「本件・経験罪名」とする新変数を導入した。

② ロジスティック回帰分析による判別方程式の変数の作成

保護観察6月経過時の「予後不良」の有無を目的変数とし、CHAIDによって選定した8-1表の説明変数群を説明変数候補としてステップワイズ法によるロジスティック回帰による判別分析を実施し、その結果得られた、採用した説明変数ごとのロジスティック回帰係数は、9-1表のとおりである。

なお、適合度検定結果(Hosmer&Lemeshow)は、 $\chi^2(8)=9.714$, $p=0.286$ であり、観測事象と期待事象とに有意な差がないことが認められる。このことは、期待値と観測値とが近く、このモデルが適合していることを示している。

9-1表 判別方程式中の変数（保護観察処分少年）

説明変数	(x=1)の場合	(x=0)の場合	β 係数	標準誤差	Wald 統計量	自由度	有意確率
児童養護施設等経験の有無	あり	なし	0.673	0.233	8.366	1	0.004
中学前の問題行動全体	あり	なし・不詳	0.355	0.151	5.515	1	0.019
親族等との同居の障害となる者	あり	なし	0.225	0.182	1.539	1	0.215
常習的無免許運転	あり	なし	0.492	0.127	15.112	1	0.000
保護観察開始前の就労・就学見込み	就労未確保	就労確保・就労非現実*	0.532	0.132	16.171	1	0.000
本件逮捕前1年間の居住問題	住居不定・家出中・家出繰返し、頻繁な外泊等	非該当	0.430	0.135	10.121	1	0.001
直近の保護観察成績不良	該当	非該当・保護観察歴なし・不詳	0.390	0.219	3.173	1	0.075
教育歴； 中学在学	該当	非該当	-1.348	1.536	0.771	1	0.380
教育歴； 中学卒業	該当		-1.711	1.528	1.253	1	0.263
教育歴； 高校在学	該当		-2.000	1.531	1.707	1	0.191
教育歴； 高校中退	該当		-1.935	1.529	1.602	1	0.206
教育歴； 高校卒業	該当		-1.712	1.544	1.231	1	0.267
教育歴； 小中中退	該当		0.395	2.043	0.037	1	0.847
長期の不就労	3月以上不就労	非該当	0.110	0.153	0.515	1	0.473
本件・経験罪名が毒劇	該当	非該当	0.297	0.194	2.35	1	0.125
本件・経験罪名が窃盗	該当	非該当	0.159	0.119	1.796	1	0.180
本件・経験罪名が横領	該当	非該当	0.330	0.161	4.21	1	0.040
本件・経験罪名が道交	該当	非該当	0.212	0.13	2.655	1	0.103
本件・経験罪名が業過	該当	非該当	-0.787	0.412	3.647	1	0.056
当初の保護観察期間1	2年10月以下	3年10月超え	-0.548	0.178	9.509	1	0.002
当初の保護観察期間2	2年10月超え 3年10月以下		-0.237	0.188	1.581	1	0.209
保護観察処分回数	3回以上	2回以下	0.562	0.296	3.602	1	0.058
過去の保護処分	あり	なし・不詳	0.117	0.176	0.447	1	0.504
定数（共通得点）	...	...	-0.429	1.529	0.079	1	0.779

* 「保護観察開始前の就労・就学見込み」の変数の選択肢カテゴリーで「就労非現実」とは、就労、就学先が確保されていないが、65歳以上、疾病、障害、家事育児従事、学業等の就労課題が必ずしも現実的でないと考えられる理由がある場合をいう。

③ 予後不良推定確率の計算と判別境界点の設定

9-1表は、現行の分類票に相当するもので、 β 計数の値が分類票の評点に相当する。

個々の対象者を分類する場合、現行分類票では、対象者が評定項目の選択肢のどれに該当するかをチェックし、該当選択肢に与えられた評点を合計して、原則として、18点以上であればA（予後不良に相当）とし、18点未満であればB（予後不良でないに相当）と分類する。

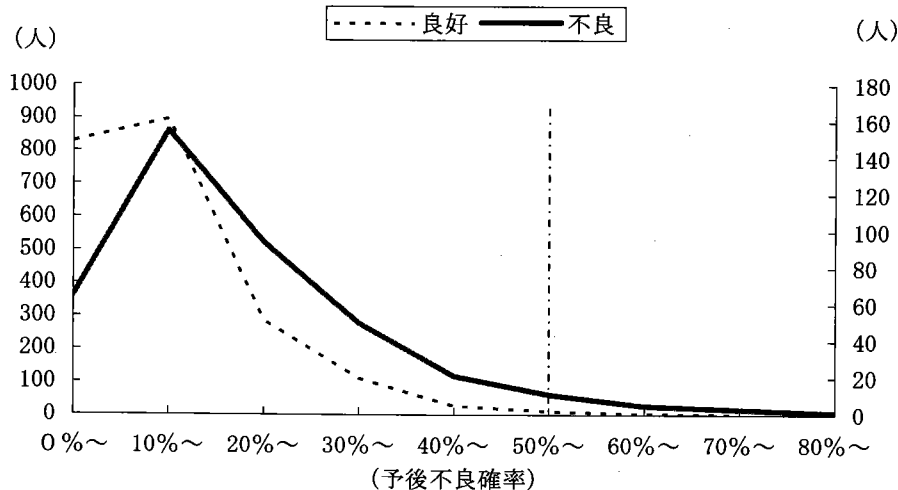
ロジスティック回帰による判別では、現行分類票の評点に当たるのが β 係数であり、調査対象者の予後不良を判別するための数値は、調査対象者が該当する場合に得られた項目の β 係数を、次の基本式の β_j に代入して得られた予後不良推定確率 $P(x)$ の値である。

$$\text{Ln} \frac{p(x)}{1-p(x)} = \beta_0 + \sum \beta_j x_j \dots\dots\dots (B)$$

次に、この $p(x)$ 値を使って、調査対象者の分類を行う。その方法は、予後不良推定確率に境界点を設定し、境界点よりも予後不良推定確率が高い者を予後不良（A群）とし、低い者を予後良好（B群）とするというものである。境界点は、自動的に設定されるものではなく、判別を行う者が様々な要素を勘案して設定する。

「予後不良」と「予後不良でない」を分ける境界点を設定するために、個々の調査対象者について計算した予後不良推定確率 $p(x)$ の分布を見たのが、10-1図及び表（予後不良推定確率は％で表示）である⁴。

10-1図 予後良好群・不良群別に見た予後不良推定確率の分布（保護観察処分少年）



分類の境界点を予後推定確率50% ($p(x)=0.5$) と設定した場合の判別の結果は、全体的中率が84.4%と極めて高かったが、予後不良的中率は4.9%と著しく低かった。そこで、境界点を0.5から順次下げていき、それによって、予後不良群、予後良好群にどれだけの調査対象者が入るか(A分類率)、予測的中率がどのように変化するかを調べた。その結果を示したのが、11-1表である。

11-1表から、境界点を下げていくと、A分類率が上がり、予測的中率は、予後不良的中率が上がるが、全体的中率は下がることが分かる。どこを境界点に設定するかには合理的な判断が求められるが、

4 保護観察処分少年では、他の号種と比べ、予後良好群と予後不良群との間に際立った差異が認められない分布となっている。

10－1 表

報告確率	良好	不良	総数
0%～	828	65	893
10%～	897	155	1,052
20%～	285	94	379
30%～	110	50	160
40%～	27	21	48
50%～	11	11	22
60%～	3	5	8
70%～	1	3	4
80%～	0	1	1
総 数	2,162	405	2,567

ここでは、次の二つの基準により、境界点を設定することにした。

- i 予後不良の中率が50%以上となること
 - ii A 分類率が調査対象者の予後不良率（3 表参照）を上回り、かつ、その2倍は超えないこと
- なお、この基準は、他の保護観察種別の調査対象者についても同じものを適用した。

11－1 表 境界点の移動による予測的中率等の変化（保護観察処分少年）

$p(x)$ 値の境界点	予後不良的中率	全体的中率	A 分類率
0.5	4.9%	84.4%	1.4%
0.3	37.4%	81.8%	10.5%
0.2	29.7%	74.4%	24.2%
0.1	83.7%	45.5%	65.2%

11－1 表から、 $p(x)$ 値0.2と0.1の間に上の基準を満たす境界点があると推測されるため、さらに、 $p(x)$ の境界点を0.1と0.2の間で移動させながら、判別を試行したところ、 $p(x)=0.176$ を境界点とした場合、12－1 表のとおり、予後不良の中率が56.8%という高い結果が得られた。この時に、全体的中率は72.1%，A 分類率は30.0%となった。この A 分類率は、現行分類票による A 分類率（6.1%）及び予後不良率（15.8%）よりもかなり高い。

12－1 表 判別の予後不良的中率（保護観察処分少年）

予後	総 数	A 群	B 群
総数	2,567 (100.0)	770 (30.0)	1,797 (70.0)
良好	2,162 (100.0)	540 (25.0)	1,622 (75.0)
不良	405 (100.0)	230 (56.8)	175 (43.2)

注 予測の全体的中率は、 $(230+1622)/2567 \times 100 = 72.1$ （%）である。

(2) 少年院仮退院者

① CHAID による候補説明変数の選定

CHAID により、保護観察 6 月又は終了時の「予後不良」と有意差を持つ調査項目及び各調査項目内のカテゴリーの組合せを選定した結果、8-2 表のとおり、14 の候補説明変数が得られた。

8-2 表 予後不良の候補説明変数（少年院仮退院者）

説明変数	カテゴリー
保護観察開始時年齢（受理時年齢）	0. 17歳以下 1. 18歳以上
当初の保護観察期間	0. 2年6月以下 1. 2年6月を超える
窃盗（本件・経験非行名）	0. なし 1. あり
少年院送致回数（本件を含む）	0. 1回 1. 2回以上
児童養護施設等経験の有無	0. なし 1. あり
直近の保護観察成績不良の有無	0. 非該当・保護観察歴なし・不詳, 1. 該当
教育歴	1. 中学在学・卒業, 高校等卒業, 小中学中退 2. 高校等在学・中退・不詳
本件への不良集団の関与・影響	0. なし 1. あり
本件逮捕前1年間の居住問題の有無	0. 非該当 1. 住居不定・家出中・家出繰返し, 頻繁な外泊等
親族等との同居の障害となる者の有無	0. なし 1. あり
保護観察開始前の就労・就学見込み	0. 就労確保・就労非現実 1. 就労未確保
常習的無免許運転	0. なし 1. あり
中学校前の問題行動の有無	0. なし・不詳 1. あり
精神障害の有無	0. なし・不詳 1. あり

② ロジスティック回帰分析による判別方程式の変数の作成（少年院仮退院者）

少年院仮退院者調査対象者に関する、説明変数ごとのロジスティック回帰係数は、9-2 表のとおりである。

なお、適合度の検定結果は、 $\chi^2(8)=11.884$, $p=0.156$ であり、観測事象と期待事象とに有意な差がないことが認められた。

③ 予後不良推定確率の計算と判別境界点の設定（少年院仮退院者）

次に、ロジスティック回帰分析により個々の調査対象者に対して計算した予後不良推定確率 $p(x)$ を用い、予後良好・不良の判別を試みた。

本件調査対象者の個々について計算した $p(x)$ の分布を見たのが10-2 図及び表である。

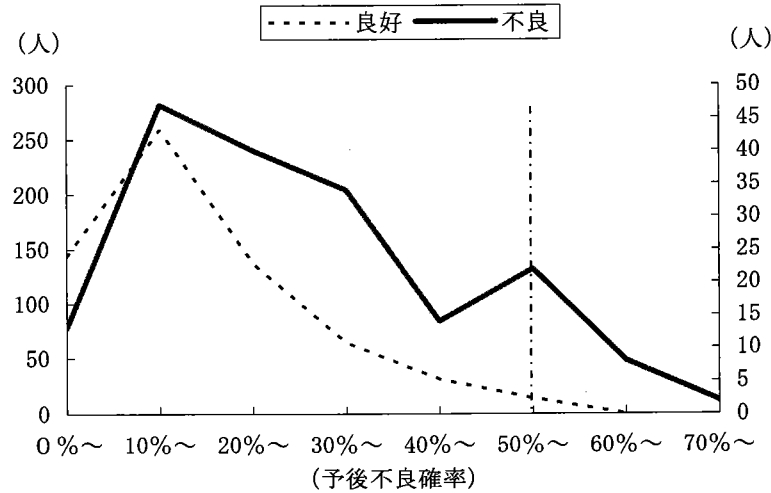
境界点を予後不良推定確率50% ($p(x)=0.5$) とした場合の予測の結果は、全体的中率は80.4%と高かったが、予後不良の中率は17.8%と高くはなかった。そこで、境界点を0.5から順次下げた場合の予後不良の中率等の予測の結果を示したのが、11-2 表である。

さらに、 $P(x)$ 値0.2と0.3の間で境界点を変えながら判別の結果を調べたところ、境界点を0.263とした場合、12-2 表のとおり、予後不良の中率が55.0%という高い結果が得られた。この時、全体的中率は72.2%、A 分類率は30.0%となった。

9－2表 判別方程式の変数（少年院仮退院者）

説明変数	(x=1)の場合	(x=0)の場合	β 係数	標準誤差	Wald 統計量	自由度	有意確率
児童養護施設等経験の有無	あり	なし	0.575	0.248	5.364	1	0.021
精神障害の有無	あり	なし・不詳	0.553	0.326	2.884	1	0.089
中学前の問題行動全体	あり	なし・不詳	0.172	0.201	0.737	1	0.391
本件への不良集団の関与・影響	あり	なし	-0.440	0.198	4.943	1	0.026
親族等との同居の障害となる者	あり	なし	0.375	0.243	2.382	1	0.123
常習的無免許運転	あり	なし	0.391	0.196	3.989	1	0.046
少年院送致回数	2回以上	1回以下	0.419	0.257	2.648	1	0.104
本件・経験罪名が窃盗	該当	非該当	0.297	0.209	2.023	1	0.155
直近の保護観察成績不良	該当	非該当	0.677	0.199	11.522	1	0.001
保護観察開始前の就労・就学見込み	就労未確保	就労確保・就労非現実	0.344	0.183	3.522	1	0.061
本件逮捕前1年間の居住問題	住居不定・家出中・家出繰返し、頻繁な外泊	非該当	0.209	0.194	1.161	1	0.281
保護観察開始年齢	18歳以上	17歳以下	0.472	0.291	2.632	1	0.105
当初の保護観察期間	2年6月を超える	2年6月以下	-0.339	0.284	1.432	1	0.231
教育歴： 中学在学	該当	非該当	4.346	13.524	0.103	1	0.748
教育歴： 中学卒業	該当		3.905	13.505	0.084	1	0.772
教育歴： 高校在学	該当		3.524	13.516	0.068	1	0.794
教育歴： 高校中退	該当		3.752	13.506	0.077	1	0.781
教育歴： 高校卒業	該当		4.819	13.517	0.127	1	0.721
教育歴： 小中中退	該当		4.237	13.531	0.098	1	0.754
定数（共通得点）	...	...	-6.179	13.507	0.209	1	0.647

10－2図 予後良好群・不良群別に見た予後不良推定確率の分布（少年院仮退院者）



10－2 表

確率	良好	不良	総数
0%～	143	13	156
10%～	259	47	306
20%～	137	40	177
30%～	64	34	98
40%～	31	14	45
50%～	14	22	36
60%～	0	8	8
70%～	0	2	2
総 数	648	180	828

11－2 表 境界点の移動による予測的中率等の変化（少年院仮退院者）

$p(x)$ 値の境界点	予後不良的中率	全体的中率	A 分類率
0.5	17.8%	80.4%	6.9%
0.4	26.9%	77.2%	9.8%
0.3	44.4%	74.8%	22.8%
0.2	66.7%	63.0%	44.2%

12－2 表 判別の予後不良的中率（少年院仮退院者）

予後	総 数	A 群	B 群
総数	828 (100.0)	248 (30.0)	580 (70.0)
良好	648 (100.0)	149 (23.0)	499 (77.0)
不良	180 (100.0)	99 (55.0)	81 (45.0)

注 予測の全体的中率は、 $(99+499)/828=72.2$ （％）である。

(3) 仮出獄者

① CHAID による候補説明変数の選定

CHAID により、保護観察 6 月又は終了時の「予後不良」と有意差を持つ調査項目及び各調査項目内のカテゴリーの組合せを選定した結果、8－3 表のとおり、18 の候補説明変数が得られた。

② ロジスティック回帰分析による判別方程式の変数の作成（仮出獄者）

予後不良の判別に採用した説明変数ごとのロジスティック回帰係数は、9－3 表のとおりである。

なお、適合度の検定結果は、 $\chi^2(8)=8.517$ 、 $p=0.385$ であり、観測事象と期待事象とに有意な差がないことが認められた。

③ 予後不良推定確率の計算と判別境界点の設定（仮出獄者）

次に、ロジスティック回帰分析により個々の調査対象者に対して計算した予後不良推定確率 $p(x)$ を用い、予後良好・不良の判別を試みた。

まず、個々の仮出獄者の調査対象者について計算した予後不良推定確率 $p(x)$ の分布を見たのが 10－3 図及び表である。

8－3表 予後不良の候補説明変数（仮出獄者）

説明変数	カテゴリー
性別	1. 男性 2. 女性
当初の保護観察期間	0. 7月以下 1. 7月を超える
本件刑期	1. 1年6月以下, 2. 1年6月を超え2年6月以下, 3. 2年6月を超え3年未満, 4. 3年以上
窃盗（本件・経験罪名）	0. なし 1. あり
少年院送致回数	0. なし 1. あり
保護観察回数（本件を含む）	0. 1回 1. 2回以上
懲役・禁錮回数（本件を含む）	0. 2回以下 1. 3回以上
執行猶予回数	0. 0回 1. 1回以上
受刑者収容分類級Bの有無	0. 非該当 1. 該当
直近の再犯期間	1. 不詳・6月以下 2. 6月を超え5年以下 3. 5年を超え
直近の保護観察成績不良の有無	0. 非該当・保護観察歴なし・不詳 1. 該当
教育歴	1. 高校等中退, 中学卒業, 不詳 2. 高校等卒業, 小中学校中退, 高校等在学
本件逮捕前1年間の居住問題の有無	0. 非該当 1. 住居不定・家出中・家出繰返し・頻繁な外泊等
保護観察開始時の同居者等	0. 親族と同居・病院・単身・非該当 1. 更生保護施設・雇主と同居・知人と同居・その他
親族等との同居の障害となる者の有無	0. なし 1. あり
長期（3月以上継続）不就労の有無	0. 長期不就労なし・非該当 1. 6月以上不就労・3月以上不就労
保護観察開始時の就労・就学見込み	0. 就労確保 1. 就労未確保・就労非現実
飲酒が原因の生活破綻, 粗暴行為等の有無	0. なし 1. あり

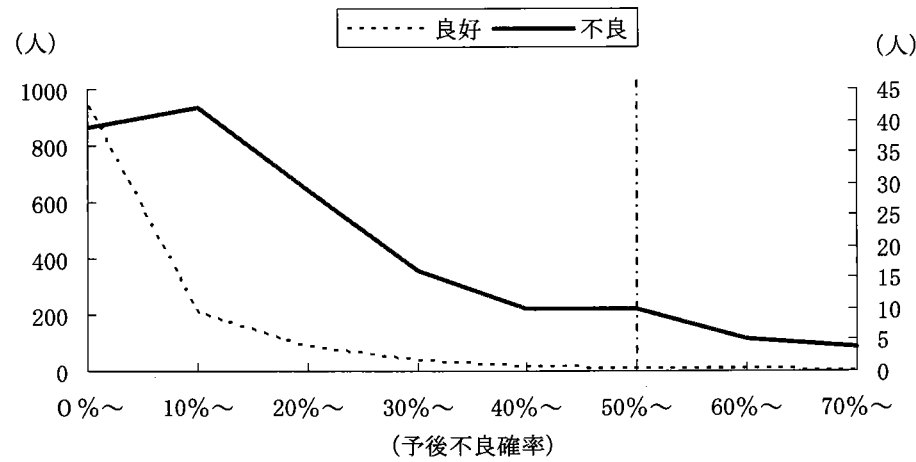
判別の境界点を予後不良推定確率50% ($p(x) = 0.5$) とした場合の判別の結果は、全体的中率は89.8%と極めて高かったが、予後不良の中率は14.2%と高いものではなかった。そこで、境界点を0.5から順次下げた場合の予後不良の中率等の判別の結果を示したのが11－3表である。

さらに、 $P(x)$ 値0.2と0.3の間で境界点を変えながら判別の結果を調べたところ、境界点を0.166とした場合、12－3表のとおり、予後不良の中率が61.3%という高い結果が得られた。この時の全体的中率は82.4%、A分類率は20.0%となった。

9-3表 判別方程式中の変数（仮出獄者）

説明変数	($x=1$)の場合	($x=0$)の場合	β 係数	標準誤差	Wald 統計量	自由度	有意確率
性別	女性	男性	-0.8692	0.4571	3.6168	1	0.0572
行刑施設B分類	該当	非該当	-0.0902	0.2642	0.1166	1	0.7327
親族等で同居障害となる者	あり	なし	1.2792	0.3306	14.975	1	0.0001
飲酒が原因の生活破綻等	あり	なし	0.6097	0.2585	5.5641	1	0.0183
保護観察開始前の就労・就学見込み	就労未確保・ 就労非現実	就労確保	0.3040	0.2045	2.2091	1	0.1372
本件逮捕前1年間の居住問題	住居不定・家 出中・家出繰 返し、頻繁な 外泊等	非該当	0.0369	0.2352	0.0246	1	0.8753
直近の保護観察成績不良	該当	非該当	1.3493	0.2300	34.428	1	0.0000
教育歴： 中学卒業	該当	その他	-1.7597	1.3304	1.7496	1	0.1859
教育歴： 高校在学	該当		-6.1913	9.3711	0.4365	1	0.5088
教育歴： 高校中退	該当		-1.9359	1.3369	2.0969	1	0.1476
教育歴： 高校卒業	該当		-2.0666	1.3366	2.3904	1	0.1221
教育歴： 小中中退	該当		-6.7870	14.9340	0.2065	1	0.6495
長期の不就労	3月以上不就 労	非該当	0.0978	0.2107	0.2155	1	0.6425
本件・経験罪名が窃盗	該当	非該当	0.2680	0.2205	1.4772	1	0.2242
当初の保護観察期間	7月を超える	7月以下、非 該当	-0.1760	0.2723	0.4178	1	0.5180
本件刑期1	1年6月以下	その他	0.8137	0.2924	7.7430	1	0.0054
本件刑期2	1年6月超過 2年6月以下		0.1250	0.2659	0.2210	1	0.6383
本件刑期3	2年6月超過 3年未満		0.7894	0.3530	5.0018	1	0.0253
少年院送致経験	あり	なし	0.2473	0.2730	0.8210	1	0.3649
保護処分回数	2回以上	1回以下、非 該当	0.0929	0.2638	0.1239	1	0.7249
懲役・禁錮数	3回以上	2回以下	0.4805	0.2939	2.6730	1	0.1021
執行猶予数	あり	なし	-0.1745	0.2701	0.4172	1	0.5183
保護観察開始時の同居者等	更生保護施 設・雇主と同 居・知人と同 居・その他	親族と同居・ 病院・単身・ 非該当	0.9998	0.2255	19.6562	1	0.0000
直近の再犯期間1	不詳、6月以 下	5年超過、非 該当	0.6562	0.3326	3.8934	1	0.0485
直近の再犯期間2	6月超え5年 以下		0.5794	0.2852	4.1267	1	0.0422
定数（共通得点）	・・・	・・・	-2.0757	1.3641	2.3157	1	0.1281

10－3 図 予後良好群・不良群別に見た予後不良推定確率の分布（仮出獄者）



10－3 表

報告確率	良好	不良	総数
0 % ~	945	39	984
10% ~	209	42	251
20% ~	86	29	115
30% ~	34	16	50
40% ~	12	10	22
50% ~	9	10	19
60% ~	4	5	9
70% ~	2	4	6
総 数	1301	155	1456

11－3 表 境界点の移動による予測的中率等の変化（仮出獄者）

p(x) 値の境界点	予後不良的中率	全体的中率	A 分類率
0.5	12.3%	89.6%	2.3%
0.3	29.0%	88.3%	7.3%
0.2	47.7%	84.3%	15.2%
0.1	74.8%	72.9%	32.4%

12－3 表 判別の予後不良的中率（仮出獄者）

予後	総数	A 群	B 群
総数	1,456 (100.0)	291 (20.0)	1,165 (80.0)
良好	1,301 (100.0)	196 (15.1)	1,105 (84.9)
不良	155 (100.0)	95 (61.3)	60 (38.7)

注 予測の全体的中率は、(95+1105)／1456＝82.4（％）である。

(4) 執行猶予者

① CHAID による候補説明変数の選定

CHAID により、保護観察 6 月又は終了時の「予後不良」と有意差を持つ調査項目及び各調査項目内のカテゴリーの組合せを選定した結果、8-4 表のとおり、18 の候補説明変数が得られた。

8-4 表 予後不良の候補説明変数（執行猶予者）

説明変数	カテゴリー
本件刑期	1. 1 年以下 2. 2 年未満 3. 2 年以上
窃盗（本件・経験罪名）	0. なし 1. あり
少年院送致回数	0. なし 1. あり
保護観察回数（本件を含む）	0. 1 回 1. 2 回以上
直近の保護観察成績不良有無	0. 非該当・保護観察歴なし・不詳 1. 該当
本件逮捕前 1 年間の居住問題の有無	0. 非該当 1. 住居不定・家出中・家出繰返し、頻繁な外泊等
保護観察開始時の同居者等	0. 親族と同居・病院・単身 1. 更生保護施設・雇主と同居・知人と同居・その他・非該当
長期（3 月以上継続）不就労の有無	0. 長期不就労なし・非該当 1. 6 月以上不就労・3 月以上不就労
保護観察開始時の就労・就学見込み	0. 就労等確保 1. 就労等未確保

② ロジスティック回帰分析による判別方程式の変数の作成（執行猶予者）

説明変数ごとのロジスティック回帰係数は、9-4 表のとおりである。

適合度の検定結果は、 $\chi^2(8)=11.860$, $p=0.158$ であり、観測事象と期待事象とに有意な差がないことが認められた。

③ 予後不良推定確率の計算と判別境界点の設定（執行猶予者）

ロジスティック回帰分析により個々の調査対象者に対して予測した予後不良推定確率 $p(x)$ を用い、予後良好・不良の判別を試みた。

個々の執行猶予者調査対象者について計算した予後不良推定確率 $p(x)$ の分布を見たのが 10-4 図及び表である。

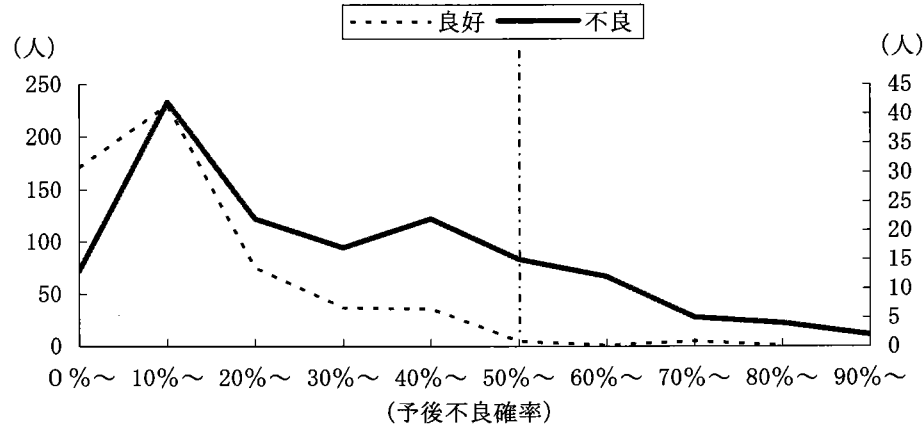
$P(x)$ の値の境界点を 0.5 とした場合の判別の的中率は、全体的中率が 80.6% であったが、予後不良的中率は 24.0% と低いものとなった。そこで、境界点を 0.5 から下げた場合の予後不良的中率等の判別の結果を示したのが 11-4 表である。

さらに、境界点を $P(x)$ 値 0.2 と 0.3 の間で変えながら判別の結果を調べたところ、境界点を 0.229 とした場合、12-4 表のとおり、予後不良的中率が 59.1% と高い結果を得た。この時の、全体的中率は 74.0%、A 分類率は 29.9% となった。

9－4表 判別方程式中の変数（執行猶予者）

評価項目	($x=1$)の場合	($x=0$)の場合	β 係数	標準誤差	Wald 統計量	自由度	有意確率
パチンコ、ギャンブル問題	あり	なし	-0.115	0.303	0.145	1	0.703
借金問題	あり	なし	-0.069	0.241	0.082	1	0.775
本件刑期1	1年以下	2年以上	0.548	0.256	4.576	1	0.032
本件刑期2	2年未満		0.444	0.257	2.977	1	0.084
少年院送致経験	あり	なし	0.523	0.301	3.018	1	0.082
保護処分回数	2回以上	1回以下	0.487	0.280	3.041	1	0.081
保護観察開始時の同居者等	更生保護施設・雇主と同居・知人と同居・その他	親族と同居・病院・单身	0.624	0.263	5.636	1	0.018
本件・経験罪名が窃盗	該当	非該当	0.430	0.222	3.765	1	0.052
保護観察開始前の就労・就学見込み	就労未確保	就労確保・就労非現実	0.392	0.212	3.422	1	0.064
本件逮捕前1年間の居住問題	住居不定・家出中・家出繰返し、頻繁な外泊等	非該当	0.782	0.242	10.448	1	0.001
直近の保護観察成績不良	該当	非該当，保護観察歴なし，不詳	1.604	0.349	21.146	1	0.000
長期の不就労	3月以上不就労	長期不就労なし・非該当	0.059	0.224	0.070	1	0.792
定数（共通得点）	...	...	-2.746	0.276	99.300	1	0.000

10－4図 予後良好群・不良群別に見た予後不良推定確率の分布（執行猶予者）



10－4 表

報告確率	良好	不良	総数
0%～	171	13	184
10%～	230	42	272
20%～	75	22	97
30%～	37	17	54
40%～	36	22	58
50%～	5	15	20
60%～	1	12	13
70%～	5	5	10
80%～	1	4	5
90%～	0	2	2
総 数	561	154	715

11－4 表 境界点の移動による予測的中率等の変化（執行猶予者）

$p(x)$ 値の境界点	予後不良的中率	全体的中率	A 分類率
0.5	24.7%	82.1%	7.0%
0.4	39.0%	80.1%	15.1%
0.3	50.0%	77.3%	22.7%
0.2	64.3%	69.9%	36.2%

12－4 表 判別の予後不良的中率（執行猶予者）

予後	総数	A 群	B 群
総数	715 (100.0)	214 (29.9)	501 (70.1)
良好	561 (100.0)	123 (21.9)	438 (78.1)
不良	154 (100.0)	91 (59.1)	63 (40.9)

注 予測の全体的中率は、 $(438+91) \div 715 \times 100 = 74.0$ （％）である。

4 本調査の判別と現行分類票による分類との比較

(1) 説明変数と分類票の評定項目の比較

本調査で行った予後不良の判別と現行分類票による分類とを比較した。

まず、予測に用いた項目（説明変数）を比べるため、本調査で最終的に判別分析に用いた説明変数と現行分類票における評定項目との比較を、保護観察の号種別に、以下に述べる。

なお、現行分類票は保護観察処分少年及び少年院仮退院者ともに同じであるが、本研究で判別分析に用いた説明変数は、保護観察処分少年と少年院仮退院者とでは異なっている。

① 保護観察処分少年（13－1 表）

本調査の判別の説明変数と現行分類票の評定項目に共通する項目は皆無である。

関連する項目をまとめた項目群で見ると、「非行経験」に関連する項目群では、新説明変数に「常習的無免許運転」「中学校入学以前の問題行動」等の項目が増え、細分化されている。また、新説明変数には、「長期不就労」「保護観察前の就労・就学見込み」等、就労・就学に関係する項目が加わっている。

13-1 表 現行分類評定項目と説明変数の対照（保護観察処分少年）

	現行分類評定項目	説明変数
年齢／保護 観察期間	受理時年齢 —	— 当初の保護観察期間
非行経験 関連	本件非行名	本件・経験非行名
	薬物濫用経験がある	—
	—	常習的無免許運転の有無
	—	中学校入学前の問題行動の有無
	家出・放浪歴がある	本件逮捕前1年間の居住問題の有無
処分歴等	(少年院, 教護院) 入院歴がある	児童養護施設等経験の有無 保護観察処分回数 過去の保護処分
家庭環境	家庭に問題がある 保護者の保護能力に問題がある 生育歴不良	親族等との同居の障害となる者の有無
就労・就学	—	長期（3 月以上継続）不就労の有無 保護観察開始前の就労・就学見込みの有無
その他	—	教育歴 直近の再犯期間 直近の保護観察成績不良の有無

② 少年院仮退院者（13-2 表）

本研究の説明変数では、非行経験に関連する項目で、「薬物濫用経験」に代わり、「中学校入学前での

13-2 表 現行評定項目と説明変数の対照（少年院仮退院者）

	現行分類評定項目	説明変数
年齢／保護 観察期間	受理時年齢 —	受理時年齢 当初の保護観察期間
非行経験 関連	本件非行名	本件非行名
	—	常習的無免許運転の有無
	薬物濫用経験がある	—
	—	中学校前の問題行動の有無
	家出・放浪歴がある	本件逮捕前1年間の居住状態
処分歴等	(少年院, 教護院) 入院歴がある	少年院送致回数 児童養護施設等経験の有無
家庭環境	家庭に問題がある 保護者の保護能力に問題あり 生育歴不良	親族等同居の障害となる者の有無
就労・就学	—	保護観察開始前の就労・就学見込み
不良交友	—	本件への不良集団の関与・影響
その他	—	直近の保護観察成績不良の有無 教育歴 精神障害の有無

問題行動」及び「常習的無免許運転の有無」が含まれているほか、交友関係に関する項目として「本件への不良集団の影響」が見いだされた。

③ 仮出獄者（13－3表）

本調査による判別の説明変数には、「受理時年齢」があまり意味のない項目として排除され、それに代わり「性別」が含まれている。そのほか、現行分類票の「薬物濫用経験・飲酒癖がある」という比較的範囲の広い項目に代わって、「飲酒が原因の生活破壊・粗暴行為」という限定された項目が含まれている。

13－3表 現行評定項目と説明変数の対照（仮出獄者）

	現行分類評定項目	本 研 究 結 果
プロフィール	—	性別
	受理時年齢	—
本件刑／刑執行	保護観察期間	当初の保護観察期間
	—	本件刑期
犯罪・非行経験関連	本件罪名	本件・経験罪名
	薬物濫用経験・飲酒癖がある	—
	—	飲酒が原因の生活破壊・粗暴行為の有無
処分歴等	犯罪の反復	少年院送致回数
		保護観察回数
		懲役・禁錮回数
		執行猶予回数
家庭環境／居住問題	受理時居住状況	保護観察開始時の同居者等
	住居不安定	本件逮捕前1年間の居住状態
	—	同居の障害となる者の有無
就労・就学関係	就業上の問題がある	長期（3月以上継続）不就労の有無
	—	保護観察開始前の就労・就学見込み
不良交友	暴力団との関係がある	—
その他	保護観察成績不良	直近の保護観察成績不良
	—	直近の再犯期間 受刑者収容分類級Bの有無 教育歴

④ 執行猶予者（13－4表）

本調査の判別の説明変数では、「年齢」、「性格・知能」「暴力団関係」はあまり意味のない項目として排除され、その代わり「本件刑期」が加わっている。

（2）予測の的中率及びA分類率の比較

次に、本調査による予後不良の判別と現行分類票による分類の予測の精度を比較した。

7－5表（再掲）は現行分類票による分類結果を、12－5表は本調査による予後予測判別の結果を、それぞれまとめたものである。

本調査の判別結果を現行分類票による分類結果と比べると、予後不良の的中率についてはどの号種についても現行分類票によるものを上回っている。特に、保護観察処分少年及び執行猶予者については、本研究の判別による不良の的中率の向上は著しい。

他方、A分類率については、本研究結果の方が現行分類票による分類結果を下回っているのは仮出獄者

13－4 表 現行分類評定項目と説明変数の対照（執行猶予者）

	現行分類評定項目	本 研 究 結 果
プロフィール	受理時年齢 性格・知能等に問題がある	—
本件の刑	—	本件刑期
犯罪経験	本件罪名	本件・経験罪名
処分歴等	入院・入所歴がある	少年院送致回数 保護観察回数
家庭環境／居住問題	受理時居住状況 住居不安定 家庭に問題がある 家計・収支が不安定	保護観察開始時の同居者等 本件逮捕前1年間の居住状態 —
就労・就学関係	就業上の問題がある	長期の不就労 保護観察開始前の就労・就学見込み
不良交友	暴力団と関係がある	—
その他	保護観察成績不良	直近の保護観察成績不良の有無

7－5 表（再掲） 現行分類票のよる予後不良的中率と A 分類率

号 種	予後不良的中率	全体的中率	A 分類率	平成15年12月末 現在の A 分類率
保護観察 処分少年	10.7	81.3	6.1	5.7
少年院 仮退院者	35.7	67.1	26.5	22.5
仮出獄者	34.8	74.5	22.3	18.8
執行猶予者	23.4	76.6	11.9	9.3

12－5 表 本調査の判別による予後不良的中率と A 分類率

号 種	予後不良的中率	全体的中率	A 分類率
保護観察処分 少年	56.8	72.1	30
少年院仮退院 者	55	72.2	30
仮出獄者	61.3	82.4	20
執行猶予者	59.1	74	29.9

についてだけで、少年院仮退院者については現行分類票によるよりもやや高く、保護観察処分少年及び執行猶予者については、数倍も高い。このことは、少年院仮退院者及び仮出獄者については、A分類率をそれほど高くせずに高い予後不良的中率が期待できるが、保護観察処分少年及び執行猶予者については、予後不良的中率を上げるためには、A分類率をかなり高くする必要があるということを意味する。

5 試みた判別方式の実用化

本研究で試みた保護観察の予後予測の判別方式が実用化されるには、次のような様々な経過を経る必要がある。

(1) 追試による検証

本研究は、広い意味での再犯・再非行予測に属する。ある一群の調査対象者の調査から導き出された再犯・再非行予測の方式は、別の一群の者に適用して同様の有効性が認められるか検証する必要がある。

(2) 評定に用いる項目の整理

実用上は、分類票に用いる評定項目は、できるだけ数が少なく、保護観察対象者が評定項目に該当するかのチェックが容易にできるものでなくてはならない。本研究で試みた判別方式で用いている評定項目（説明変数）は、現行分類票の評定項目よりも数が多い上、対象者の過去の細かい事実に関するものが含まれている。実務家の意見を聞くなどして、判別力の低い項目や実務上チェックしにくい項目を修正又は除外して、評定項目を整理する必要がある。

(3) 適正な分類基準点の設定

本研究による判別では、どの保護観察号種についても、予後不良的中率の向上を目指した結果、A分類率が、現行分類票によるA分類率よりもおおむね高いものとなった。実務のこれまでの実勢とは極端に異なる分類率が見込まれる分類票の導入は、保護観察官の人員体制等に変化がないとすれば、実務に混乱を招くことになろう。どの程度のA分類率を見込んで分類基準点を設定するかについては、政策的な判断が必要であろう。

(4) 分類作業のコンピュータ化又は手動計算のための工夫

本調査研究で試みたロジスティック回帰による予後不良の判別では、調査対象者各個人について計算した予後不良推定確率 $p(x)$ の値が判別の根拠となっている。対象者の予後不良推定確率の計算は、本調査ではコンピュータがロジスティック回帰分析を実施中に計算したが、手動による場合には、「方程式中の変数」の表に掲載の β 係数を用いて、次の式により計算し、

$$p(X) = \frac{\text{EXP}(\beta_0 + \sum \beta_j X_j)}{1 + \text{EXP}(\beta_0 + \sum \beta_j X_j)}$$

得られた $p(x)$ の値と設定した境界点の値とを比べて、保護観察対象者をA群、B群のいずれに分類するかを判断することになる。

実用化に当たっては、チェック項目の β 係数の値と上の計算式をコンピュータにプログラム化して、コンピュータ化することが望ましい。コンピュータ化が困難である場合には、手動で計算が簡単にできるように工夫する必要があるだろう。

6 研究結果をめぐる諸考察

本研究の結果から、保護観察の分類処遇制度をめぐる様々な問題について考察する。

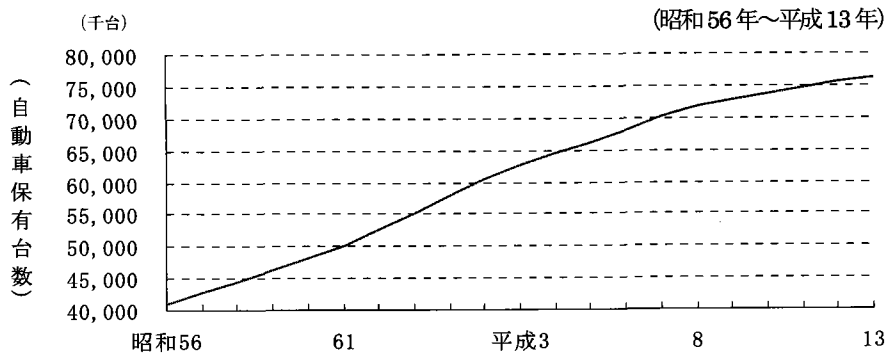
(1) 現行分類票評定項目と本調査による説明変数の違いについて

現行分類票の評定項目と本研究の保護観察予後不良の説明変数にはかなりの相違があった。その原因として、現行分類票の基礎データが収集された昭和50年代の終りと今回の調査が実施された平成14年との間の、約20年の社会的変化による影響が考えられる。

14図は、国土交通省の資料により、昭和56年以降20年間の自動車保有台数の推移を見たものであり、20年間で倍増に近い伸びを示している。車両保有台数の大幅な増加は、保護観察対象者が無免許運転す

る可能性を促進していると考えられる。今回の調査で保護観察処分少年及び少年院仮退院者の調査対象者の予後不良説明変数として、現行分類票の評定項目にはない「常習的無免許運転の有無」が現れた背景には、このような事情があることも考えられる。

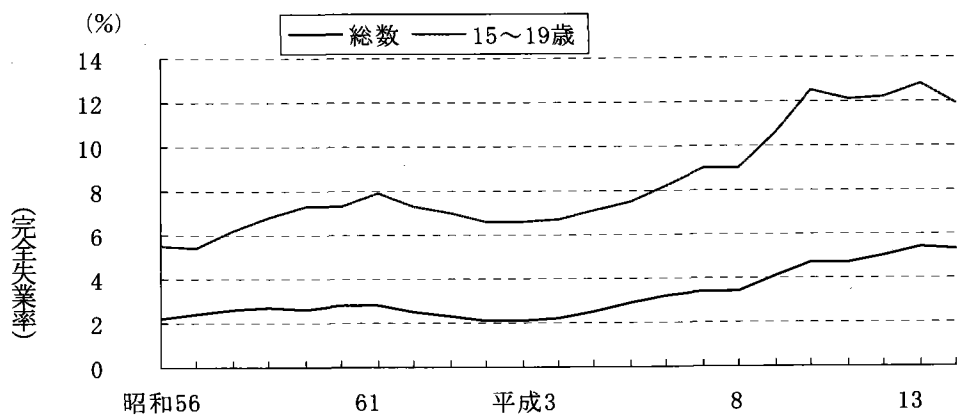
14図 自動車の保有台数の推移



注 国土交通省の資料による。

また、15図は、昭和56年以降の20年間について少年の完全失業率を見たものであり、16図は、昭和56年以降の、保護観察処分少年及び少年院仮退院者対象者の保護観察当初の学職別構成比を見たものである。いずれにおいても、近年の雇用環境の悪化傾向が読み取れ、このような社会的環境要因が、本研究において「就労・就学」関係項目の予後不良の説明変数としての有意性を強調したとも考えられる。

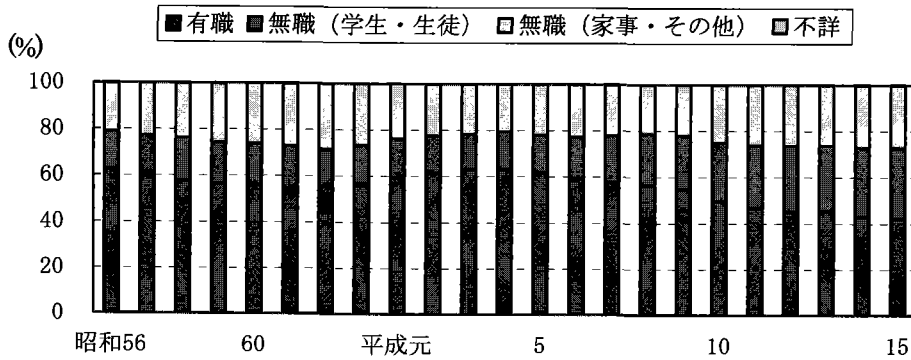
15図 完全失業率の推移



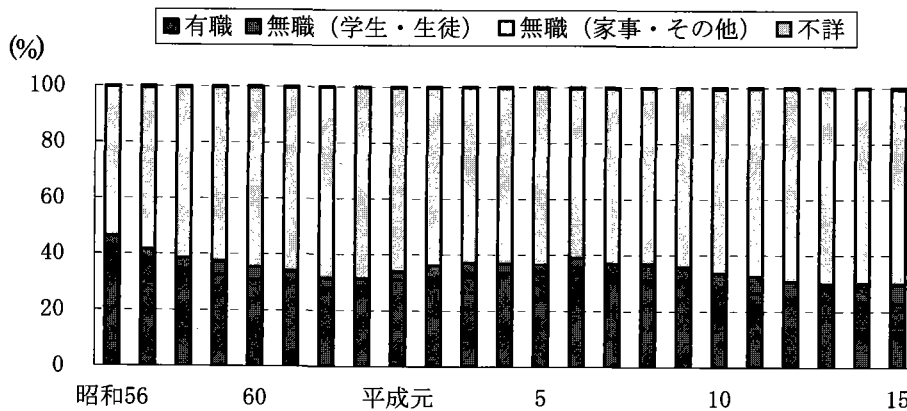
注 総務省統計局の資料による。

16図 保護観察対象少年新規受理人員の学職別構成比

① 保護観察処分少年



② 少年院仮退院者



注 保護統計年報による。

以上の例は、保護観察の予後を予測する項目の中には、社会環境の変化によって影響を受ける可能性のあるものが含まれており、作成した分類票は、時間の経過により改正する必要があることを示唆している。

(2) 分類処遇制度における分類票による保護観察予後予測の位置付け

本研究による保護観察予後不良の判別結果は、予後不良の中率については現行分類票による分類結果よりも高いものであったが、A分類率は実務の実勢よりも高いものであった。A分類率が上がれば、それだけ多くのA事件を保護観察官が抱え、保護観察官の負担は増加する。保護観察官人員の大きな増加があれば問題ないが、それが期待できない場合はどうするか、分類制度は隘路に陥ることになる。

その解決策としては、分類基準表による分類では、高い予後不良の中率を保つ一方、その結果Aに分類される処遇困難者を、別の観点から更に選別して、最終的にA分類対象者を絞り込む方法が考えられる。

現行制度においては、別の観点からの選別の方法として、保護観察官の臨床的所見を加えて総合的に分類するという方法が採られているが、保護観察官の臨床的所見以外の観点として、分類処遇制度と並行して実施されている類型別処遇制度の「類型」を用いることも有望な策の一つと考えられる。分類票を用いて処遇困難とされた対象者のうち、「覚せい剤事犯者」、「性犯罪者」等、特に処遇を強化する必要があるタイプの者を最終的にA分類対象者とするのである。

予後予測による分類と類型別による選別を組み合わせる際に、分類してから類型別に選別するという上記の順序とは逆に、まず類型別に選別し、その後に予後予測により分類するという方法も考えられる。すなわち、類型別処遇対象者には、類型ごとに別々に作成した分類票を適用し、予測される処遇困難性の程度により、強化された処遇が必要な対象者を分類するという方法である。類型ごとに分類票を策定すれば、格段に予後予測の精度が高いものができると期待される。本研究の調査は、現行の分類方式の大枠を踏襲して計画されたので、調査対象者には、薬物事犯者、性犯罪者、暴走族、無期刑仮出獄者等多くの種類の保護観察対象者を含んでいたが、一つ一つの種類の調査対象者数はそれほど多くはなく、類型ごとに予後の判別分析を試みることは困難であった。類型別の分類票を策定するためには、新たな調査・研究が必要である。

(3) 客観的・科学的な保護観察の予後予測の必要性

保護観察対象者は多様であり、その中には、本人及び本人を取り巻く環境の問題が大きい者もそれほどではない者もいる。保護観察処遇も、対象者が持つ問題性に応じた方法と強度で実施されなくてはならない。しかも、対象者に応じた処遇は、対象者の問題性が再犯・再非行という形で露見する前になされなくてはならず、保護観察開始段階で対象者を評価することがどうしても必要である。その評価の方法に、客観的な事実に基づく科学的な予測という要素を導入することは、保護観察官の経験に全面的に頼るよりも優れていることは自明であろう。科学的なものは、継続的な調査の積み重ねによってより良いものとすることができる。上述したように、客観的・科学的な予測を実務に生かすには様々な困難が伴うが、保護観察の分野において分類処遇制度における分類票という形で導入された、客観的・科学的な視点という伝統を絶やすことがあってはならないであろう。

第4 まとめと課題

1 本研究は、現行分類票を改定するための基礎的調査と位置付けられるものであり、現行分類票の評定項目について、その有効性を検証するとともに、先行研究等により集積されてきた知見をもとに構成した調査と分析によって、現行分類票の評定項目以外に保護観察対象者の処遇困難性の予測に寄与するのに有力な説明変数を探索した。その際、現行の分類票の評定項目の中にあるような、保護観察官によって判断が分かれる可能性があるような項目を排除し、客観的に判断できるものを説明変数として選ぶよう留意した。

2 保護観察対象者の保護観察6月経過時の予後の状況と現行分類票によるA分類率（処遇困難と分類される者の割合）とを比較したところ、現行のA分類率は実際の保護観察対象者の予後不良の率と必ずしも釣合っていないことがうかがえた。特に、保護観察処分少年及び執行猶予者について、A分類率が実際の予後不良の率を著しく下回っていた。現行分類票において、処遇困難者とそうでない者を分ける評点の基準値の妥当性をまず検討する必要がある。

また、現行分類票の評定項目の中には、保護観察対象者の処遇困難性の予測力が認められない評定項目が見いだされ、他方、新たに予測力を持つと認められる調査項目も見いだされた。本研究で試みた判別方式による予後不良判別結果は、現行分類票による分類結果よりも、予後不良の的中率がどの保護観察号種でも向上していることが認められた。

以上のことは、現行分類票の分類の基準点の変更、評定項目及び判別方式の改定の必要性を示唆するものである。

3 本調査は、同時に、予後不良予測の的中率を上げるためには、A分類率をかなり高くする必要がある、逆に、A分類率が下がるように判別の境界点を設定すると予後不良の的中率が低下することも明らかにした。このことは、分類処遇制度を一つのジレンマに陥れる。予測精度を高めるためにA分類率が上がるようにすれば、それだけ多くのA事件を保護観察官が抱えることになり、実施に困難が伴う。A分類率を下げるようにすれば、予測精度が下がり、分類の意味を薄めてしまう。この隘路を脱するために、薬物事犯者、性犯罪者、暴力団関係者、暴走族などの類型別に細分化した分類基準表を作成するのも一方法かとも考えられ、今後の課題となろう。

(卷末別表1)

保護觀察処分少年

変数名		カテゴリー（一部、変数変換等の修正を施した。） なお、カテゴリーごとに、該当数を掲げた。										
性別	別	男性	女性									
		2,271	296									
保護観察開始時年齢（年齢層）		13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳				
		1	112	329	530	649	498	448				
当初の保護観察期間※		2年	3年以内	4年以内	5年以内	5年超過						
		980	647	511	317	112						
（罪名関係）												
罪名	本件主要 罪名	本件罪名 マルチ	経歴罪名 マルチ （本件は 除外）	累行罪名 マルチ	主要再犯 罪名	再犯罪名 マルチ						
殺人・強盗殺人	0	—	0	0	2	2						
強盗・強盗致死傷	86	86	17	4	2	2						
強姦	6	6	4	2	4	4						
強制わいせつ	23	25	8	9	2	2						
その他の性犯罪	11	11	2	1	3	3						
傷害致死	1	1	0	0	5	5						
傷害	515	524	193	23	40	42						
暴行	41	75	38	4	4	6						
脅迫	1	8	3	1	0	0						
恐喝	205	307	144	22	16	19						
器物損壊	43	62	34	0	2	4						
銃刀法違反	7	10	3	0	2	2						
暴力行為	51	93	19	2	0	0						
凶器準備集合	10	25	5	0	1	1						
覚せい剤取締法違反	24	24	5	3	5	6						
毒劇法違反	133	144	88	57	13	15						
その他薬物関係犯罪	11	12	4	4	0	0						
窃盗	825	1,024	744	221	101	112						
詐欺	17	25	5	0	2	2						
横領（遺失物横領を含む）	21	118	192	12	7	10						
道交法違反	398	624	576	251	82	101						
業務上過失致死傷	10	54	44	0	12	17						
その他の交通事件	9	37	25	1	1	3						
住居侵入	11	126	35	7	1	9						
放火	9	9	7	1	0	0						
ぐ犯	47	60	21	—	4	5						
その他の犯罪	52	180	34	4	4	8						
総数	2,567	3,670	2,250	629	315	380						
再犯なし						2,252						
（前歴関係）												
少年院送致回数（本件を含む）	0回	1回	2回	3回	4回							
	2,495	69	3	—	—							
保護観察処分回数（本件を含む）	1回	2回	3回	4回								
	2,048	441	69	9								
不処分・不開始回数 （1、2号観察のみ掲載）	0回	1回	2回	3回	4回	5回						
	1,581	721	205	48	11	1						
児童養護施設等経歴の有無	1.児童養 護施設	2.児童自 立支援施 設	3.施設経 験なし	※1及び2の両方を経験している者が9人いる。								
	52	66	2,458									
懲役・禁錮回数（本件を含む）	0回											
	2,567											
執行猶予回数（本件を含む）	0回	1回	2回									
	2,565	1	1									
罰金回数（本件を含む）	0回	1回	2回									
	2,550	16	1									
直近の再犯期間	1.1月以 下	2.3月以 下	3.6月以 下	4.1年以 下	5.2年以 下	6.3年以 下	7.4年以 下	8.5年以 下	9.10年以 下	10.10年 超過	11.非該 当	99.不詳
	31	68	75	145	153	70	10	9	1	—	2,003	2
直近の保護観察成績不良の有無	1.該当	2.非該当	3.保護観 察歴なし	9.不詳								
	226	336	1,999	6								

(いじめ、虐待、挫折体験等)	0.なし/ 不詳	1.あり
いじめ、虐待、挫折体験等全体	1,847	720
*地域・学校内で繰り返されたいじめ被害	2,362	205
*家庭内で繰り返された虐待被害・養育欠如	2,365	202
*就学、就業上の失敗、挫折	2,202	365
*他の影響	2,522	45

(中学入学以前の問題行動)	0.なし/ 不詳	1.あり
中学入学以前の問題行動全体	2,228	339
*理由のない3月以上の長期欠席	2,515	52
*授業妨害、学校内での粗暴行為	2,484	83
*家財持ち出し、盗み	2,392	175
*同胞に対する虐待	2,565	2
*放火	2,562	5
*その他の問題行動	2,511	56

(精神障害の有無)	0.なし/ 不詳	1.あり
精神障害全体	2,504	63
*精神分裂病（統合失調症）	2,562	5
*躁うつ・うつ病	2,558	9
*人格障害・精神病質	2,560	7
*知的障害	2,551	16
*広汎性発達障害	2,564	3
*薬物中毒	2,560	7
*アルコール依存	2,564	3
*その他の精神障害	2,547	20

精神科等通院入院の必要性等	0.なし	1.入院診 断	2.通院診 断	3.精神症 状の疑い	9.不詳
	2,510	4	19	8	26

注：変数名の頭に「*」が付してあるものは、ダミー変数である。

終結時・6月経過時の状況

変 数 名	カテゴリー（一部、変数変換等の修正を施したもの）						
保 護 観 察 係 属 の 有 無	係属中	終結					
	2,466	101					
終 結 事 由	非該当	期間満了	解 除 / 退 院 / 不 定 期刑終了	戻し収容	保護処分 取消し	仮 出 獄 / 執行猶子 取消し	死亡
	2,466	—	38	—	61	…	2
期 間 中 の 再 犯 の 有 無	あり	なし					
	315	2,252					
予 後 不 良（合 成 変 数）	非該当	該当					
	2,162	405					

(期間中の身柄拘束)		
ありなし	なし	あり
	2,375	192
*留置	2,546	21
*観護措置	2,430	137
*勾留	2,543	24
*少年院入院	2,480	87
*受刑	2,567	—

(期間中の所在不明／接触不良)		
ありなし	なし	あり
	2,476	91
*所在不明	2,519	48
*3月以上面談不可	2,516	51

(指導・措置等)

ありなし	なし	あり
	2,331	236
*不良措置	2,565	2
*取消申報 (取り消さない意見)	2,567	---
*停止申請	2,567	---
*引致状請求	2,566	1
*呼出状送付	2,560	7
*質問調査	2,562	5
*他の指導	2,339	228

注：変数名の頭に「*」が付してあるものは、ダミー変数である。

(前歴関係)

少年院送致回数(本件を含む)	1回	2回	3回	4回								
	709	107	11	1								
保護観察回数(本件を含む) (注:保護処分の保護観察の回数)	0回	1回	2回	3回	4回	5回						
	320	261	185	52	7	3						
不処分・不開始回数 (1, 2号観察のみ掲載)	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回			
	456	253	98	17	3	—	—	—	1			
児童養護施設等経験の有無	1.児童養護施設のみ	2.児童自立支援施設のみ	3.施設経験なし	※1及び2の両方を経験している者が13人いる。								
	49	77	715									
懲役・禁錮回数(本件を含む)	0回											
	828											
執行猶予回数(本件を含む)	0回	1回										
	827	1										
罰金回数(本件を含む)	0回	1回										
	819	9										
再犯期間	1.1月以下	2.3月以下	3.6月以下	4.1年以下	5.2年以下	6.3年以下	7.4年以下	8.5年以下	9.10年以下	10.10年超過	11.非該当	99.不詳
	35	89	117	131	91	23	9	—	—	1	328	4
直近の保護観察成績不良有無	1.該当	2.非該当	3.保護観察歴なし	9.不詳								
	330	207	282	9								

(その他)

教 育 歴	中学在学	中学卒業	高校等在学	高校等中退	高校等卒業	小・中学校中退	不詳
	13	437	33	312	23	9	1

(本件への不良集団の関与・影響)	関与あり	関与なし・不詳
*不良集団全体	519	309
*暴走族, 地域不良集団・チーマー	463	365
*不良生徒・学生集団	34	794
*暴力団	51	777
*その他の集団	6	822

(不良集団とのかかわり)	交際あり	交際なし・不詳
*不良集団全体	568	260
*暴走族, 地域不良集団・チーマー	510	318
*不良生徒・学生集団	37	791
*暴力団	72	756
*その他の集団	3	825

居 住 状 態	住居不定	家出中・家出継続し	その他の家出・頻繁な外泊	非該当					
	34	130	132	532					
保護観察開始時の同居者等	配偶者/両親等	単身	更生保護施設	知人	雇主	病院	その他	非該当	
	784	7	25	1	2	1	5	3	

(親族等との同居の障害となる者)	なし/不詳	あり
*同居者全体	705	123
*配偶者(内縁を含む)	825	3
*子	828	—
*父	753	75
*母	789	39
*祖父母	823	5
*兄弟姉妹	808	20
*他の親族	822	6

長期の不就労	6月以上 不就労	3月以上 不就労	長期不就 労なし	非該当
	124	116	314	
保護観察開始時の就労・就学見込み	就労等確 保	就労等未 確保(理 由あり)	就労等未 確保(理 由なし)	
	364	54	410	

(各種の問題)

常 習 的 無 免 許 運 転	0.なし	1.あり		
	432	396		
パ チ ン コ, ギ ャ ン ブ ル 問 題	0.なし	1.あり	9.不詳	
	739	22	67	
借 金 問 題	問題なし	問題あり	重大問題あり	不詳
	762	10	12	44
薬 物 の 常 習 的 使 用	常習的使用	使用	非該当	
	129	102	597	
飲酒が原因の生活破綻, 粗暴行為等	0.なし	1.あり		
	803	25		

(粗暴・危険行為)	0.なし/ 不詳	1.あり
*粗暴・危険行為全体	594	234
*他者への暴力・生命身体を脅かす威嚇	612	216
*特定人物への交際強要・ストーキング	824	4
*動物に対する迫害行為	828	—
*自傷行為・自殺企図	820	8
*その他の粗暴行為	814	14

(いじめ、虐待、挫折体験等)	0.なし/ 不詳	1.あり
*いじめ、虐待、挫折体験等全体	507	321
*地域・学校内で繰り返されたいじめ被害	733	95
*家庭内で繰り返された虐待被害・養育欠如	683	145
*就学、就業上の失敗、挫折	705	123
*他の影響	811	17

(中学入学以前の問題行動)	0.なし/ 不詳	1.あり
*中学入学以前の問題行動全体	579	249
*理由のない3月以上の長期欠席	799	29
*授業妨害、学校内での粗暴行為	775	53
*家財持ち出し、盗み	669	159
*同級生に対する虐待	827	1
*放火	823	5
*その他の問題行動	780	48

(精神障害の有無)	0.なし/ 不詳	1.あり
*精神障害全体	770	58
*精神分裂病(統合失調症)	823	5
*躁うつ・うつ病	825	3
*人格障害・精神病質	820	8
*知的障害	801	27
*広汎性発達障害	825	3
*薬物中毒	820	8
*アルコール依存	828	—
*その他の精神障害	812	16

精神科等通院入院の必要性等	0.なし	1.入院診 断	2.通院診 断	3.精神症 状の重い	9.不詳
	799	—	11	5	13

注：変数名の頭に「*」が付してあるものは、ダミー変数である。

終結時・6月経過時の状況

変数名		カテゴリー（一部、変数変換等の修正を施したもの）						
保護観察係属の有無	係属中	終結						
	686	142						
終結事由	非該当	期間満了	解除/退院/不定期刑終了	戻し収容	保護処分取消し	仮出獄/執行猶予取消し	死亡	
	686	127	—	—	15	…	—	
期間中の再犯の有無	あり	なし						
	127	701						
予後不良（合成変数）	非該当	該当						
	648	180						

（期間中の身柄拘束）

ありなし	なし	あり
	738	90
*留置	817	11
*観護措置	765	63
*勾留	806	22
*少年院入院	794	34
*受刑	828	—

（期間中の所在不明／接触不良）

ありなし	なし	あり
	769	59
*所在不明	786	42
*3月以上面接不可	810	18

（指導・措置等）

ありなし	なし	あり
	680	148
*不良措置	827	1
*取消申報（取り消さない意見）	828	—
*停止申請	828	—
*引致状請求	827	1
*呼出状送付	822	6
*質問調査	816	12
*他の指導	691	137

注：変数名の頭に「*」が付してあるものは、ダミー変数である。

(巻末別表 3)

仮出獄者

変数名	カテゴリー（一部、変数変換等の修正を施した。） なお、カテゴリーごとに、該当数を掲げた。										
	男性	女性									
性別	1,333	123									
保護観察開始時年齢（年齢層）	10歳代	20～22歳	23～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上
	—	23	87	250	247	198	174	135	165	80	97
当初の保護観察期間※	1月以内	2月以内	3月台	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年超過	
	—	—	299	617	460	77	3	—	—	—	
※ 本件刑期	6月以内	1年以内	1年6月以内	2年以内	3年以内	5年以内	10年以内	10年超過			
	—	65	246	317	493	285	42	8			

(罪名関係)

罪 名	本件主 罪名	本件準 マルチ	経歴罪名 マルチ (本件除 外)	業行罪名 マルチ	主要再犯 罪名	再犯罪名 マルチ
殺人・強盗殺人	33	33	5	1	—	—
強盗・強盗致死傷	88	88	24	7	1	1
強盗	57	62	25	2	—	—
強姦わいせつ	29	36	12	7	2	2
その他の性犯罪	10	14	18	3	—	—
傷害致死	14	14	2	—	—	—
傷害	60	74	169	21	7	7
暴行	6	9	60	4	—	—
脅迫	4	5	11	—	—	—
恐喝	36	67	87	11	2	2
器物損壊	8	14	14	—	—	1
銃刀法違反	25	66	48	2	—	—
暴力行為	1	5	33	3	1	1
凶器準備集合	—	—	1	—	—	—
覚せい剤取締法違反	518	555	437	277	24	25
毒劇法違反	9	13	127	19	2	2
その他毒物関係犯罪	6	35	27	8	—	—
窃盗	378	528	517	243	28	31
詐欺	94	188	96	23	2	2
横領（盗失物横領含む）	25	41	27	2	—	—
道交法違反	7	61	299	42	4	7
業務上過失致死傷	—	16	185	7	1	2
その他の交通事件	—	7	20	2	1	1
住居侵入	5	145	97	18	2	4
放火	16	17	3	1	—	—
乞乞	—	—	16	—	—	—
その他の犯罪	27	161	158	15	2	4
総 数	1,456	2,254	2,518	718	79	92
再 犯 な し				1,377		
(受刑者収容分類級)	0.非該当	1.該当				
※ M	1,405	51				
※ P	1,215	241				
※ B	1,050	406				
※ L	1,445	11				

(前歴関係)

少年院送致回数(本件を含む)	0回	1回	2回	3回	4回												
	1,294	110	43	7	2												
保護観察回数(本件を含む) (注:保護処分の保護観察の回数)	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回							
	1,077	202	100	40	19	9	7	1	—	1							
不処分・不開始回数 (1,2号観察のみ掲載)	0回	1回	2回	3回	4回												
	1,233	122	21	5	1												
児童養護施設等経験有無	1.児童養護施設	2.児童自立支援施設	3.施設経験なし	※1及び2の両方を経験している者が1人いる。													
	19	30	1,409														
懲役・禁錮回数(本件を含む)	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回					
	1,080	158	71	50	31	30	15	12	3	4	1	1					
執行猶予回数(本件を含む)	0回	1回	2回	3回	4回	5回											
	509	748	163	31	4	1											
罰金回数(本件を含む)	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回	17回	
	987	294	98	38	19	10	3	3	2	—	—	1	—	—	—	1	

再 犯 期 間	1.1月以下	2.3月以下	3.6月以下	4.1年以下	5.2年以下	6.3年以下	7.4年以下	8.5年以下	9.10年以下	10.10年超過	11.非該当	99.不詳
	36	61	110	182	225	123	69	38	114	93	401	4
直近の保護観察成績不良の有無	1.該当	2.非該当	3.保護観察歴なし	9.不詳								
	175	515	589	177								

(その他)

教 育 歴	中学在学	中学卒業	高校等在学	高校等中退	高校等卒業	小・中学校中退	不詳
	—	558	15	364	511	5	3

(本件への不良集団の関与・影響)	関与あり	関与なし・不詳
不良集団全体	246	1,210
*暴走族、地域不良集団・チーマー	52	1,404
*不良生徒・学生集団	—	1,456
*暴力団	170	1,286
*その他の集団	33	1,423

(不良集団とのかかわり)	交際あり	交際なし・不詳
不良集団全体	269	1,187
*暴走族、地域不良集団・チーマー	56	1,400
*不良生徒・学生集団	—	1,456
*暴力団	202	1,254
*その他の集団	24	1,432

居 住 状 態	住居不定	家出中・家出繰返し	その他の家出・頻繁な外泊	非該当								
	248	27	23	1,158								
保護観察開始時の同居者等	配偶者/両親等	単身	更生保護施設	知人	雇主	病院	その他	非該当				
	1,002	49	353	26	20	1	2	3				

(親族等との同居の障害となる者)	なし/不詳	あり
同居者全体	1,370	86
*配偶者〔内縁を含む〕	1,430	26
*子	1,446	10
*父	1,432	24
*母	1,434	22
*祖父母	1,454	2
*兄弟姉妹	1,440	16
*他の親族	1,448	8

長 期 の 不 就 労	6 月以上 不就労	3 月以上 不就労	長期不就 労なし	非該当
	315	123	611	407
保護観察開始時の就労・就学見込み	就労等確 保	就労等未 確保(理 由あり)	就労等未 確保(理 由なし)	
	523	115	818	

(各種問題)

常 習 的 無 免 許 運 転	0.なし	1.あり			
	1,376	80			
パチンコ、ギャンブル問題	0.なし	1.あり	9.不詳		
	1,085	243	128		
借 金 問 題	問題なし	問題あり	重大問題あり	不詳	
	964	144	213	135	
薬 物 の 常 習 的 使 用	常習的使用	使用	非該当		
	397	155	904		
飲酒が原因の生活破綻、粗暴行為等	0.なし	1.あり			
	1,309	147			

(粗暴・危険行為)	0.なし/不詳	1.あり
粗暴・危険行為全体	1,337	119
*他者への暴力・生命身体を脅かす威嚇	1,361	95
*特定人物への文面強要・ストーキング	1,447	9
*動物に対する迫害行為	1,456	—
*自傷行為・自殺企図	1,445	11
*その他の粗暴行為	1,448	8

(いじめ、虐待、挫折体験等)	0.なし /不詳	1.あり
いじめ、虐待、挫折体験等全体	1,214	242
*地域・学校内で繰り返されたいじめ被害	1,398	58
*家庭内で繰り返された虐待被害・養育欠如	1,406	50
*就学、就業上の失敗、挫折	1,317	139
*他の影響	1,434	22

(中学入学以前の問題行動)	0.なし /不詳	1.あり
中学入学以前の問題行動全体	1,456	—
*理由のない3月以上の長期欠席	1,456	—
*授業妨害、学校内での粗暴行為	1,456	—
*家財持ち出し、盗み	1,456	—
*同胞に対する虐待	1,456	—
*放火	1,456	—
*その他の問題行動	1,456	—

(精神障害の有無)	0.なし /不詳	1.あり
精神障害全体	1,363	93
*精神分裂病（統合失調症）	1,453	3
*躁うつ・うつ病	1,442	14
*人格障害・精神病質	1,448	8
*知的障害	1,443	13
*広汎性発達障害	1,456	—
*薬物中毒	1,429	27
*アルコール依存	1,444	12
*その他の精神障害	1,433	23

精神科等通院入院の必要性等	0.なし	1.入院診断	2.通院診断	3.精神症状の疑い	9.不詳
	1,401	5	18	10	22

注：変数名の頭に「*」が付してあるものは、ダミー変数である。

終結時・6月経過時の状況

変 数 名	カテゴリー（一部、変数変換等の修正を施したもの）						
保 護 観 察 係 属 の 有 無	係属中	終結					
	585	871					
終 結 事 由	非該当	期間満了	解除/退院/不定期刑終了	戻し収容	保護処分取消し	仮出獄/執行猶予取消し	死亡
	585	805	—	...	...	62	4
期 間 中 の 再 犯 の 有 無	あり	なし					
	79	1,377					
予 良 不 良（合成変数）	非該当	該当					
	1,301	155					

(期間中の身柄拘束)

ありなし	なし	あり
	1,368	88
*留置	1,431	25
*観護措置	1,456	—
*勾留	1,395	61
*少年院入院	1,456	—
*受刑	1,431	25

(期間中の所在不明／接触不良)

ありなし	なし	あり
	1,387	69
*所在不明	1,390	66
*3月以上面接不可	1,447	9

(指導・措置等)

ありなし	なし	あり
	1,279	177
*不良措置	1,389	67
*取消申報（取り消さない意見）	1,453	3
*停止申請	1,410	46
*引致状請求	1,447	9
*呼出状送付	1,449	7
*質問調査	1,380	76
*他の指導	1,387	69

注：変数名の頭に「*」が付してあるものは、ダミー変数である。

保護観察付き執行猶予者

(罪名関係)

(前歴関係)

少年院送致回数(本件を含む)	0回	1回	2回	3回	4回										
	626	65	20	4	—										
保護観察回数(本件を含む) (注:保護処分の保護観察の回数)	0回	1回	2回	3回	4回	5回									
	506	101	73	24	8	3									
不処分・不開始回数 (1, 2号観察のみ掲載)	0回	1回	2回	3回	4回	5回									
	606	83	18	7	—	1									
児童養護施設等経験の有無	1.児童養護施設のみ	2.児童自立支援施設のみ	3.施設経験なし												
	6	13	696												
懲役・禁錮回数(本件を含む)	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回
	641	34	13	8	11	2	3	—	1	—	—	1	—	—	1
執行猶予回数(本件を含む)	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回							
	540	141	24	6	2	1	—	1							
罰金回数(本件を含む)	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回
	461	146	50	28	14	4	5	4	—	2	—	—	—	—	1
再犯期間	1.1年以下	2.3月以下	3.6月以下	4.1年以下	5.2年以下	6.3年以下	7.4年以下	8.5年以下	9.10年以下	10.10年以上	11.非該当	99.不詳			
	8	12	6	32	38	24	26	23	75	104	364	3			
直近の保護観察成績不良の有無	1.該当	2.非該当	3.保護観察歴なし	9.不詳											
	46	170	408	91											

(その他)							
教 育 歴	中学在学	中学卒業	高校等 在学	高校等 中退	高校等 卒業	小・中学 校中退	不詳
	—	300	5	186	213	8	3

(本件への不良集団の関与・影響)	関与あり	関与なし・不詳
*不良集団全体	74	641
*暴走族、地域不良集団・チーマー	29	686
*不良生徒・学生集団	—	715
*暴力団	38	677
*その他の集団	9	706

(不良集団とのかかわり)	交際あり	交際なし・不詳
*不良集団全体	94	621
*暴走族、地域不良集団・チーマー	29	686
*不良生徒・学生集団	1	714
*暴力団	60	655
*その他の集団	9	706

居 住 状 態	住居不定	家出中・ 家出帰還し	その他の 家出・頻 繁な外泊	非該当
	136	13	13	553

保 護 観 察 開 始 時 の 同 居 者 等	配偶者/ 両親等	単身	更生保護 施設	知人	雇主	病院	その他	非該当
	466	132	48	27	9	5	10	18

(親族等との同居の障害となる者)	なし/ 不詳	あり
*同居者全体	644	71
*配偶者(内縁を含む)	703	12
*子	710	5
*父	683	32
*母	687	28
*祖父母	713	2
*兄弟姉妹	704	11
*他の親族	712	3

長 期 の 不 就 労	6 月 以 上 不 就 労	3 月 以 上 不 就 労	長期不就 労なし	非該当
	191	57	239	228
保 護 観 察 開 始 時 の 就 労 ・ 就 学 見 込 み	就労等確 保	就労等未 確保(理 由あり)	就労等未 確保(理 由なし)	
	276	106	333	

(各種問題)				
常 習 的 無 免 許 運 転	0.なし	1.あり		
	676	39		
パ チ ン コ、ギ ャ ン プ ル 問 題	0.なし	1.あり	9.不詳	
	547	97	71	
借 金 問 題	問題なし	問題あり	重大問題 あり	不詳
	448	96	92	79
薬 物 の 常 習 的 使 用	常習的 使用	使用	非該当	
	88	49	578	
飲 酒 が 原 因 の 生 活 破 綻、粗 暴 行 為 等	0.なし	1.あり		
	624	91		

(粗暴・危険行為)	0.なし/ 不詳	1.あり
*粗暴・危険行為全体	625	90
*他者への暴力・生命身体を脅かす威嚇	641	74
*特定人物への交際強要・ストーキング	705	10
*動物に対する迫害行為	715	—
*自傷行為・自殺企図	709	6
*その他の粗暴行為	711	4

(いじめ、虐待、挫折体験等)	0.なし /不詳	1.あり
*いじめ、虐待、挫折体験等全体	613	102
*地域・学校内で繰り返されたいじめ被害	699	16
*家庭内で繰り返された虐待被害・養育欠如	698	17
*就学、就業上の失敗、挫折	652	63
*他の影響	703	12

(中学入学以前の問題行動)	0.なし /不詳	1.あり
*中学入学以前の問題行動全体	715	—
*理由のない3月以上の長期欠席	715	—
*授業妨害、学校内での粗暴行為	715	—
*家財持ち出し、盗み	715	—
*同僚に対する虐待	715	—
*放火	715	—
*その他の問題行動	715	—

(精神障害の有無)	0.なし /不詳	1.あり
*精神障害全体	619	96
*精神分裂病（統合失調症）	708	7
*躁うつ・うつ病	693	22
*人格障害・精神病質	703	12
*知的障害	702	13
*広汎性発達障害	715	—
*薬物中毒	703	12
*アルコール依存	688	27
*その他の精神障害	699	16

精神科等通院入院の必要性等	0.なし	1.入院診 断	2.通院診 断	3.精神症 状の疑い	9.不詳
	618	13	34	12	38

注：変数名の頭に「*」が付してあるものは、ダミー変数である。

終結時・6月経過時の状況

変 数 名	カテゴリー（一部、変数変換等の修正を施したもの）						
保 護 観 察 係 属 の 有 無	係属中		終 結				
	670	45					
終 結 事 由	非該当	期間満了	解 除 / 退 院 / 不 定 期刑終了	戻 し 取 容	保 護 処 分 取 消 し	仮 出 獄 / 執行猶予 取 消 し	死 亡
	670	—	...	...	...	42	3
期 間 中 の 再 犯 の 有 無	あり	なし					
	88	627					
予 後 不 良 （ 合 成 変 数 ）	非該当	該当					
	561	154					

(期間中の身柄拘束)

	なし	あり
ありなし	624	91
*留置	699	16
*観護措置	715	—
*勾留	641	74
*少年院入院	715	—
*受刑	686	29

(期間中の所在不明／接触不良)

	なし	あり
ありなし	630	85
*所在不明	635	80
*3月以上面接不可	701	14

(指導・措置等)

	なし	あり
ありなし	667	48
*不良措置	713	2
*取消申報（取り消さない意見）	715	...
*停止申請	715	...
*引致状請求	715	—
*呼出状送付	715	—
*質問調査	710	5
*他の指導	673	42

注：変数名の頭に「*」が付してあるものは、ダミー変数である。

巻末資料

予測の判別に用いた説明変数を作成するまでの過程

参考として、調査項目から保護観察の予後の予測判別に用いた説明変数を作成するまでの過程を掲載する。

以下、保護観察の号種別に、各調査項目について巻末別表の単純集計表の掲載順に述べる。

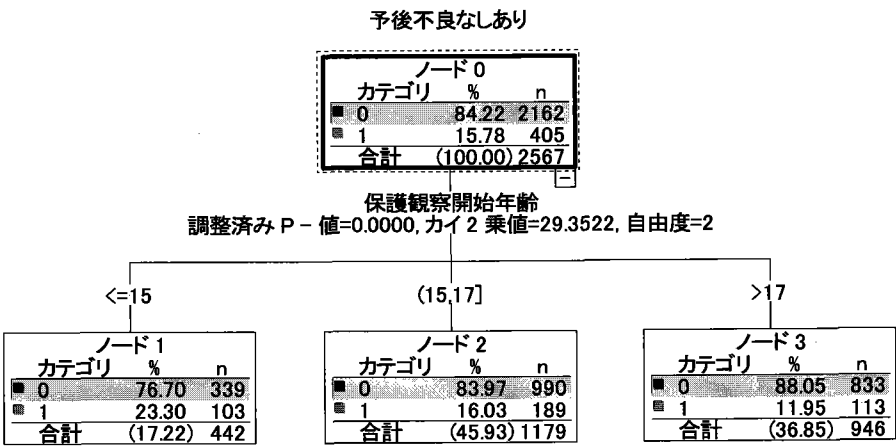
1 保護観察処分少年

(1) 基本的属性等

「性別」は、予後良好・不良に対して有意差は認められなかった。

「保護観察開始年齢」について、予後の良好・不良とのクロス表の χ^2 値が最大になるような年齢カテゴリーの括り方を探索した結果(以下「CHAID 分析結果」という。), 1-1 図のとおり, {15歳以下}, {16歳以上17歳以下}, {18歳以上}という括り方で最も顕著な有意差が認められたが, 「当初の保護観察期間」の説明で述べる理由により, 最終的には年齢変数は判別分析に採用しなかった。

1-1 図



(2) 本件保護観察関係情報

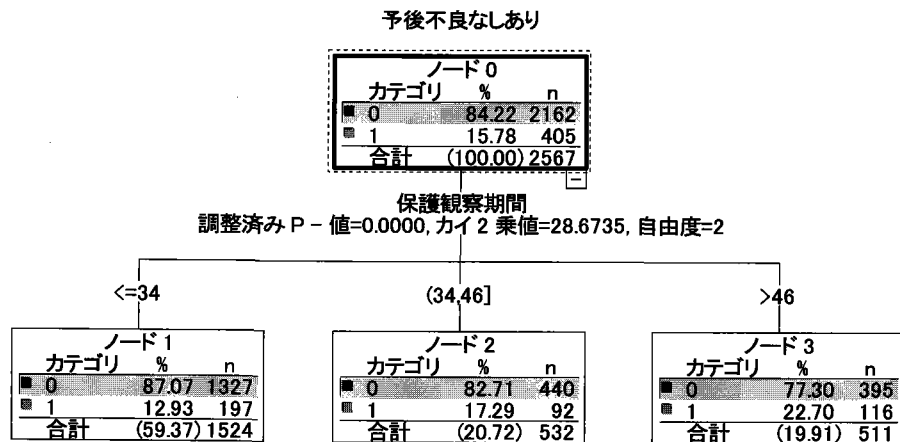
「当初の保護観察期間」は, 1-2 図のとおり, {34月以下}, {35月以上46月以下}, {46月超過}の括り方で最も顕著な有意差が認められ, これをダミー変数化して次の変数群とした。

(ダミー化した変数)

- 2年10月以下 (0. 非該当, 1. 該当)
- 2年10月を超え3年10月以下 (0. 非該当, 1. 該当)
- 3年10月を超える (0. 非該当, 1. 該当)

「当初の保護観察期間」と「保護観察開始時年齢」は, 強く関連している。保護観察処分少年の保護観察期間は, 年齢が18歳以上の者については2年, 18歳未満の者は20歳に達するまでと法令で定められており, 年齢を知れば, その者の保護観察期間が分かる。このため, 「当初の保護観察期間」と「保護観察開始時年齢」のいずれか一方を判別分析にかければよいことになる。本調査対象者の場合, 「当初の保護観察期間」の方が, 「保護観察開始時年齢」よりも, 説明力において若干優位であったので, 判別分析には「当初の保護観察期間」を採用した。

1-2 図



「本件・経験罪名」については、本文で説明したように、「本件罪名」と「経験罪名（本件を除く）」を合併して「本件・経験罪名」を作った。したがって、例えば、「本件罪名」と「経験罪名（本件を除く）」のいずれか（あるいは両方とも）で窃盗経歴のある者は、「本件・経験罪名」で窃盗あり、ということになる。また、「殺人・強盗殺人」から「その他の犯罪」までの27の罪名それぞれについて、該当の（0. なし 1. あり）によりダミー変数化し、独立した変数として扱った。予後良好・不良に対して有意差が認められた罪名は、1-3表のとおり、「横領」、「窃盗」、「毒劇法」、「業過」及び「道交法」であった。なお「業過」は、他の罪名とは逆に、該当者の方が予後は良好であった。

1-3 表

本件・経験罪名	調整済み p 値	χ^2 値
横領（有無）	0.0005	12.2855
窃盗（有無）	0.0025	9.1723
毒劇法（有無）	0.0180	5.5938
業過（有無）	0.0262	4.9430
道交法（有無）	0.0322	4.5893

(3) 処分歴

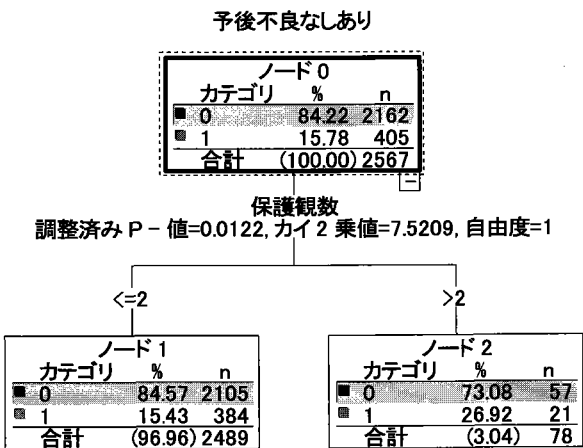
保護処分歴を一括して、「保護処分歴」（0. なし, 1. あり）とした場合には、予後に対する有意差は認められなかった。また、保護処分の種類別に見た場合、「少年院送致回数」及び「不処分・不開始回数」は、予後に対して有意差が認められなかった。

有意差が認められたのは、「児童養護施設等経験の有無」と、「保護観察処分回数」であった。前者は、児童養護施設（養護施設を含む。）か児童自立支援施設（教護院を含む。）のいずれかの施設の入所経験の有無（0. なし, 1. あり）であり（調整済み p 値=0.0000, χ^2 値=31.2037）、「保護観察処分回数」については、1-4図のとおり、（2回以下, 3回以上）という括り方で顕著な有意差が認められた。

(4) 再犯期間

「直近の再犯期間」（直近の犯罪・非行から本件保護観察開始までの期間）は、期間の長さによっては一定の傾向が認められなかったが、「直近の再犯の有無」（0：再犯非該当・不詳, 1：再犯該当）とダミー変数化したところ、十分な有意差（調整済み p 値=0.0006, χ^2 値=11.8876）が認められた。

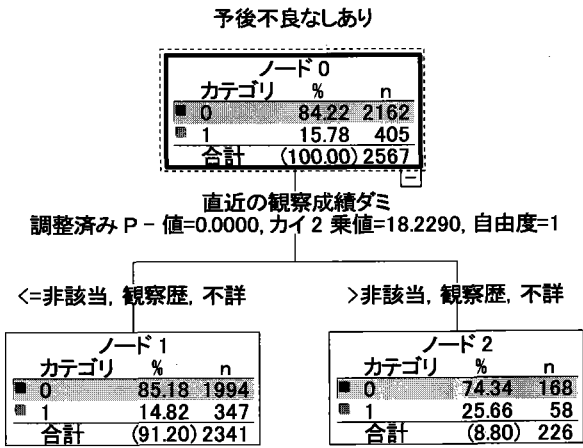
1－4 図



(5) 過去の保護観察における態度等

「直近の保護観察成績不良」については、CHAID 分析の結果、（0．非該当・保護観察歴なし 1．該当・不詳）の括り方で最も顕著な有意差が認められたが、“不詳”と“該当”を一緒にするのは実務感覚上違和感があると考えられたので、括り方を（0．非該当・保護観察歴なし・不詳 1．該当）に変更したところ、 χ^2 値は若干低いものの十分な有意差が認められた。

1－5 図



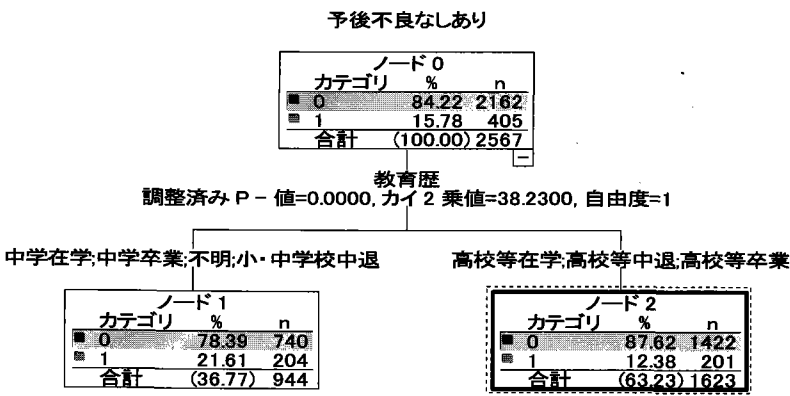
(6) 教育歴

教育歴は、CHAID 分析の結果、1－6 図のとおり、（0．中学在学・中学卒業・小中学中退・不明, 1．高校等在学・中退・卒業）の括り方で最も有意差が認められたが、その解釈が困難であるため、この括り方は採用しないこととし、下記のとおり、変数の各カテゴリーを、その該当の有無により独立した変数（ダミー化）として扱うことにした。

（ダミー化した変数）

- 中学在学 (0．非該当, 1．該当)
- 中学卒業 (0．非該当, 1．該当)
- 高校・高専在学 (0．非該当, 1．該当)
- 高校・高専中退 (0．非該当, 1．該当)

1－6 図



高校・高専卒業以上（0．非該当，1．該当）
小・中学校中退（0．非該当，1．該当）

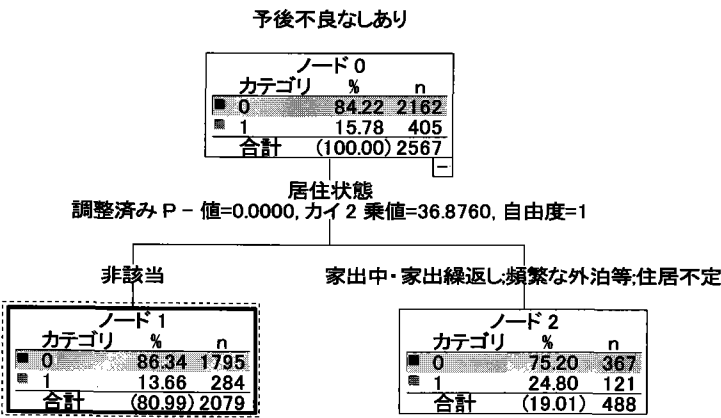
(7) 不良集団関係

「本件への不良集団の関与・影響」及び「不良集団とのかかわり」のいずれも、予後に対して有意差が認められなかった。

(8) 生活状況関連

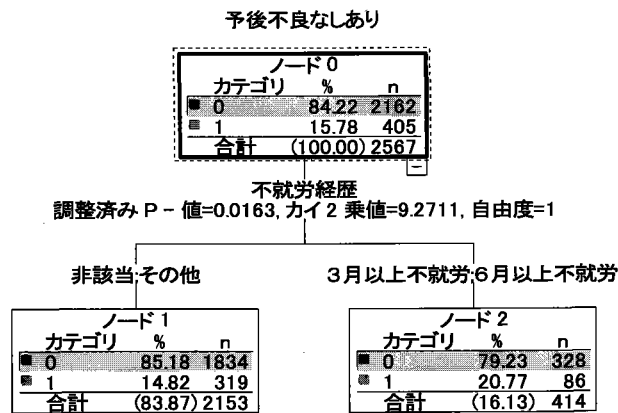
「居住状態」（本件逮捕前1年以内の間の居住状態）については、1－7 図のとおり、（0．非該当 1．住居不定・家出中・家出繰返し・頻繁な外泊等）という括り方で有意差が認められた。なお、「非該当」は、「住居不定・家出中・家出繰返し・頻繁な外泊等」の問題がないということである。

1－7 図

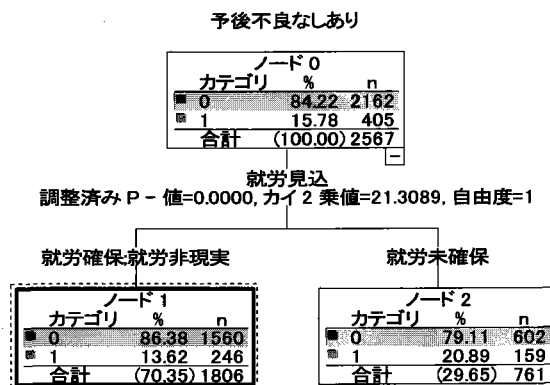


「保護観察開始前の同居者等」は、有意差は認められなかった。
保護観察開始時における「親族等との同居の障害となる者」は、（0．なし，1．あり）で有意差が認められた（調整済み p 値=0.0007, χ^2 値=11.5226）。
「長期の不就労経験」は、1－8 図のとおり、（0．長期不就労なし・非該当， 1．6 月以上不就労・3 月以上不就労）で有意差が認められた。
「保護観察開始時の就労・就学見込み」は、（0．就労確保・就労非現実， 1．就労未確保）の括り方で有意差が認められた。

1-8 図



1-9 図



(9) 問題行動傾向・精神障害関係

「常習的無免許運転」, 「パチンコ・ギャンブル問題」, 「借金問題」, 「薬物の常習的使用」, 「飲酒が原因の生活破綻, 粗暴行為等」の問題行動と予後との関連を調査したが, 「パチンコ・ギャンブル問題」「借金問題」及び「薬物の常習的使用」には有意差は認められず, 「常習的無免許運転」(0. なし, 1. あり) (調整済み p 値=0.0000, χ^2 値=38.2714) に有意差が認められた。

その他の調査項目として, 大きな犯罪の前に予兆的な行動が認められる場合があることが指摘されていることから, 本件逮捕前1年以内の「粗暴・危険行為の有無」を, また, いじめ, 虐待等の体験が少年を非行・逸脱へ傾斜を容易にさせるという議論があることから, 過去の「いじめ・虐待・挫折体験の有無」についてもそれぞれ調査した。分析の結果は, 中学入学以前の問題行動(0. なし・不詳, 1. あり)で有意差が認められた(調整済み p 値=0.0000, χ^2 値=32.2615)。

「精神障害の有無」及び「精神科等通院・入院の必要性等」には有意差が認められなかった。

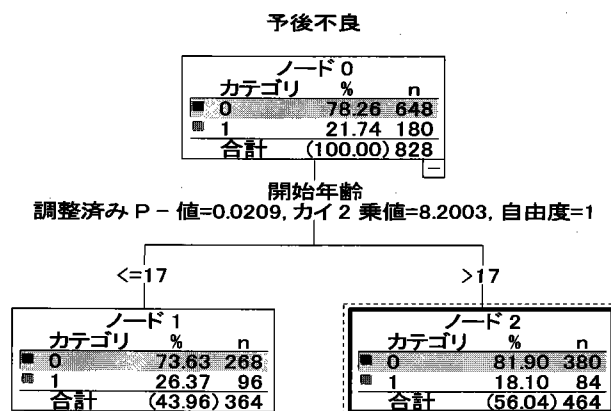
2 少年院仮退院者

(1) 基本的属性等

「性別」は, 予後不良に対して有意差が認められなかった。

「保護観察開始年齢」は, 2-1 図のとおり, (0. 17歳以下 1. 18歳以上) の括り方で有意差が認められた。

2-1 図

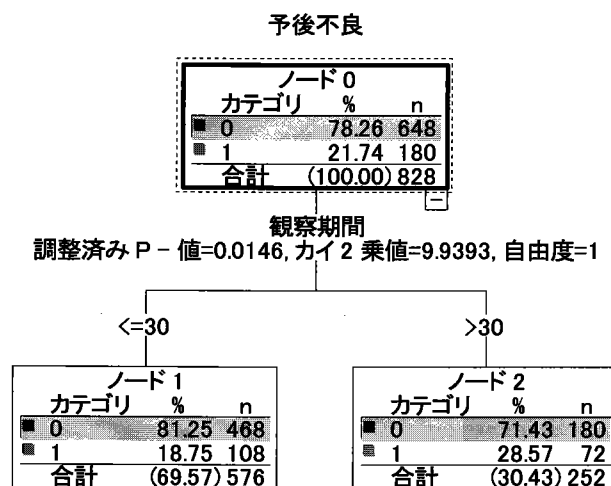


(2) 本件保護観察関係情報

「当初の保護観察期間」は、2-2 図の括り方（0. 2年6月以下 1. 2年6月を超える）で有意差が認められた。

なお、少年院仮退院者の場合、少年院在院中に、個別事情に応じて継続収容の申請・決定がなされる場合があり、保護観察処分少年のように保護観察期間と保護観察開始時年齢を同一視できないため、説明変数として両方を採用した。

2-2 図



「本件・経験罪名」の扱いについては、保護観察処分少年の場合と同じである。有意差が認められた罪名は「窃盗」のみであった（調整済み p 値=0.0033, χ^2 値=8.6323）。

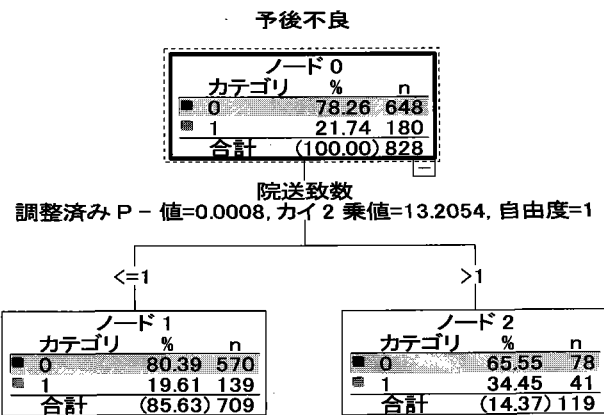
(3) 処分歴

「少年院送致回数」は、2-3 図の括り方（0. 1回 1. 2回以上）で有意差が認められた。

「児童養護施設等経験の有無」（0. なし 1. あり）は有意差が認められた（調整済み p 値=0.0000, χ^2 値=20.4808）。

「保護観察処分回数」, 「不処分・不開始回数」, 「長期少年院送致時の処遇勧告」は、予後に対して有意差が認められなかった。

2-3 図



(4) 再犯期間

「直近の再犯期間」については、保護観察処分少年の場合と異なり、有意差は認められなかった。

(5) 過去の保護観察における態度等

「直近の保護観察成績不良」は、(0. 非該当・保護観察歴なし・不詳 1. 該当)の括り方で有意差が認められた(調整済み p 値=0.0000, χ^2 値=20.4229)。なお、“非該当”は問題がなかったものであり、“該当”は成績不良のものである。

(6) 教育歴

「教育歴」は、0. 中学卒業・在学, 高校等卒業, 小中学校中退 1. 高校等中退・在学, 不詳)の括り方で有意差が得られたが、保護観察処分少年に対する扱いと歩調を合わせ、次のようにダミー変数化した。

(ダミー化した変数)

中学在学	(0. 非該当, 1. 該当)
中学卒業	(0. 非該当, 1. 該当)
高校・高専在学	(0. 非該当, 1. 該当)
高校・高専中退	(0. 非該当, 1. 該当)
高校・高専卒業以上	(0. 非該当, 1. 該当)
小・中学校中退	(0. 非該当, 1. 該当)

(7) 不良集団関係

「不良集団とのかかわり」は有意差が認められなかったが、「本件への不良集団の関与・影響等」(0. あり 1. なし)は有意差が認められた(調整済み p 値=0.0098, χ^2 値=6.6707)。

(8) 生活状況関連

「保護観察開始時の同居者等」は有意差が認められなかった。

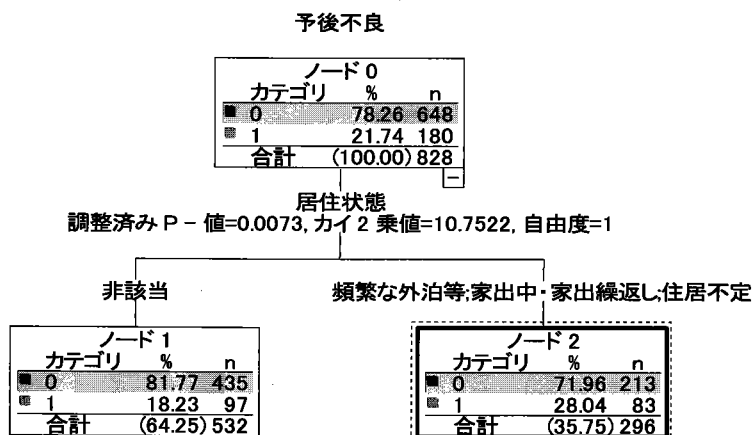
「(本件逮捕前の1年間の)居住状態」については、2-4図のとおり、(0. 非該当 1. 住居不定・家出中・家出繰返し・頻繁な外泊)の括り方で有意差が認められた。

「親族等との同居の障害となる者」(0. なし 1. あり)は、有意差が認められた(調整済み p 値=0.0076, χ^2 値=7.1169)。

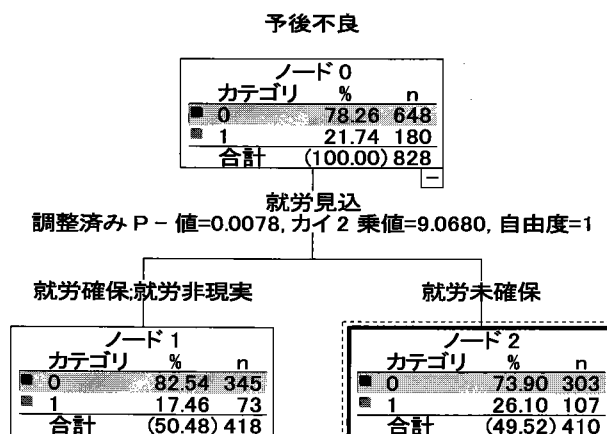
就労関係の項目のうち、「長期の不就労経験」は有意差が認められなかった。

「保護観察開始時の就労・就学見込み」は、2-5図のと通りの括り方(0. 就労確保・就労非現実 1. 就労未確保)で有意差が認められた。

2-4 図



2-5 図



(9) 問題行動傾向・精神障害関係

「常習的無免許運転」(0. なし 1. あり)のみ有意差が認められた(調整済み p 値=0.0189, χ^2 値=5.5069)。

その他の少年特有の問題行動に関する項目では,「中学入学以前の問題行動」(0. なし・不詳 1. あり)のみ有意差が認められた(調整済み p 値=0.0019, χ^2 値=9.6067)。

精神障害関係の二つの項目では,「精神障害の有無」(0. なし 1. あり)のみ有意差が認められた(調整済み p 値=0.0349, χ^2 値=4.4515)。

3 仮出獄者

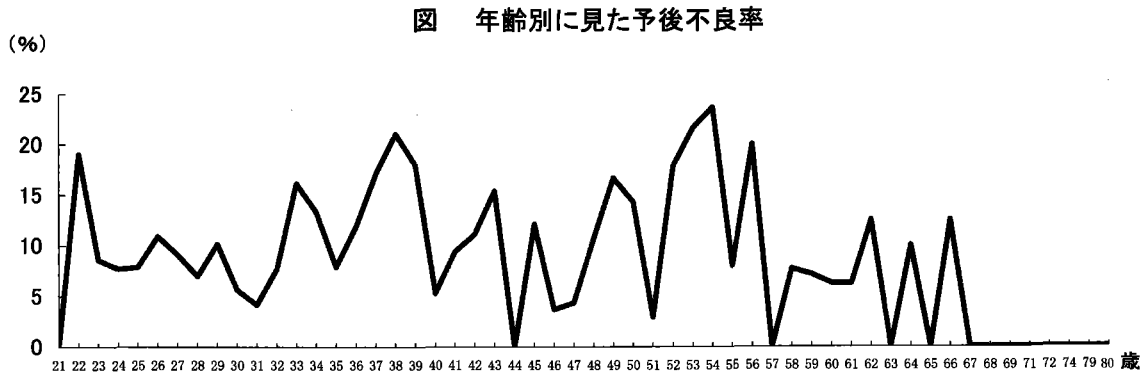
(1) 基本的属性等

「性別」は, 予後に対して有意差が認められた(調整済み p 値=0.0302, χ^2 値=4.6982)。

「本件・経験罪名」(殺人・強盗殺人から27その他の犯罪までダミー変数化)については, 窃盗についてののみ有意差が認められた(調整済み p 値=0.0000, χ^2 値=39.4931)。

「保護観察開始時年齢」は有意差が認められなかった。なお, 参考として, 年齢別に見た予後不良率を, 参考図1に示す。年齢ごとの乱高下が激しいため, 全体的な傾向を読み取るのが難しい。

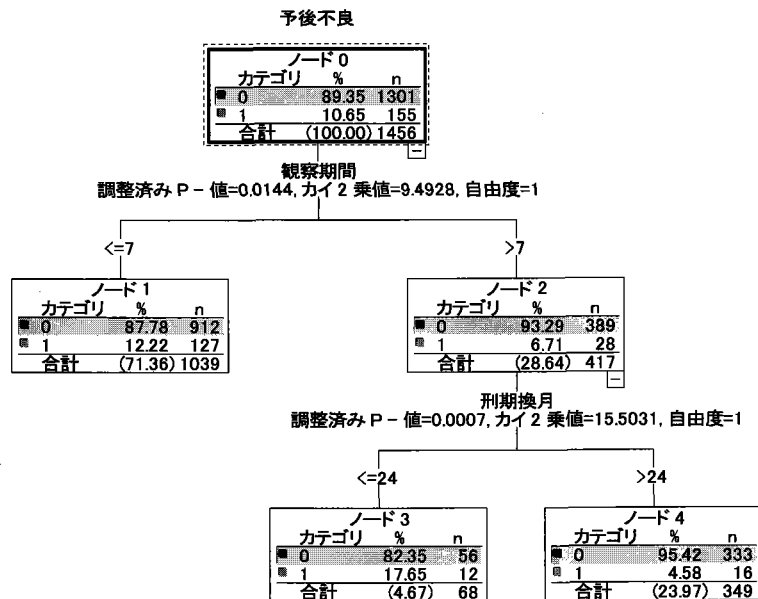
参考図 1



(2) 本件保護観察関係情報

「当初の保護観察期間」は、3-1図のとおり、(0. 7月以下, 1. 7月を超える)の括り方で有意差が認められた。なお、3-1図には、「当初の保護観察期間」には「本件刑期(月換算)」を加えて分析した結果も示している。観察期間7月を超える群の中でも、刑期が2年以内の比較的短期の者に予後不良の割合が大きい。

3-1図



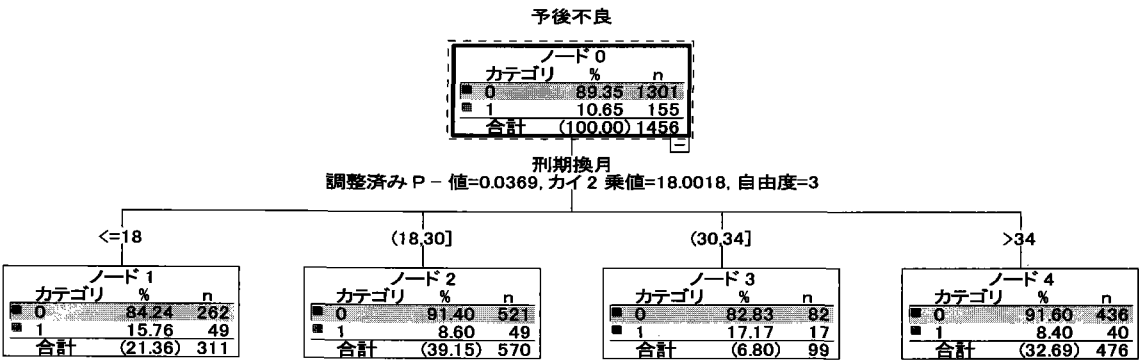
「本件刑期」は、3-2図のとおり、(1年6月以下, 1年6月を超え2年6月以下, 2年6月を超え2年10月以下, 2年10月を超える)の括り方で最も有意差が顕著であったが、刑期の月数は通常偶数に限定され、「2年11月」という刑期はあまり言い渡されないから、(1年6月以下, 1年6月を超え2年6月以下, 2年6月を超え3年未満, 3年以上)という括り方に変えた。

「本件・経験罪名」の27変数(罪名)については、窃盗にのみ有意差が認められた(調整済み p 値=0.0000, χ^2 値=38.4931)。

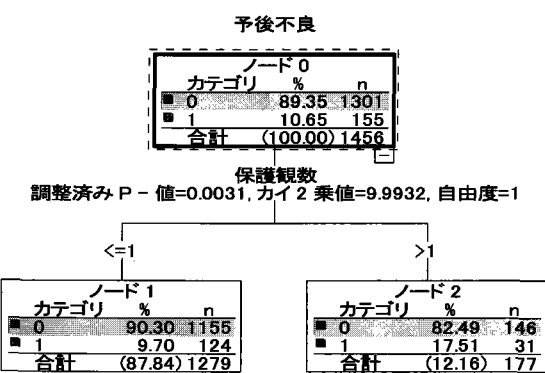
(3) 処分歴等

過去の保護処分歴については、「不処分・不開始回数」, 「児童養護施設等経験の有無」では認められな

3-2 図

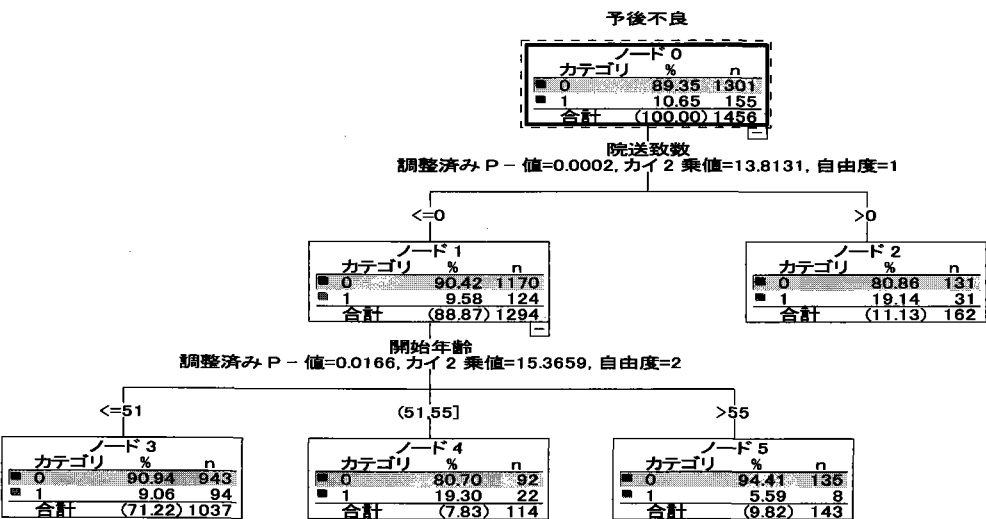


3-3 図



かったが、3-3 図、3-4 図のとおり、「保護観察処分回数」（0. 1回まで，1. 2回以上）及び「少年院送致回数」（0. 少年院歴なし，1. あり）に有意差がみとめられた。

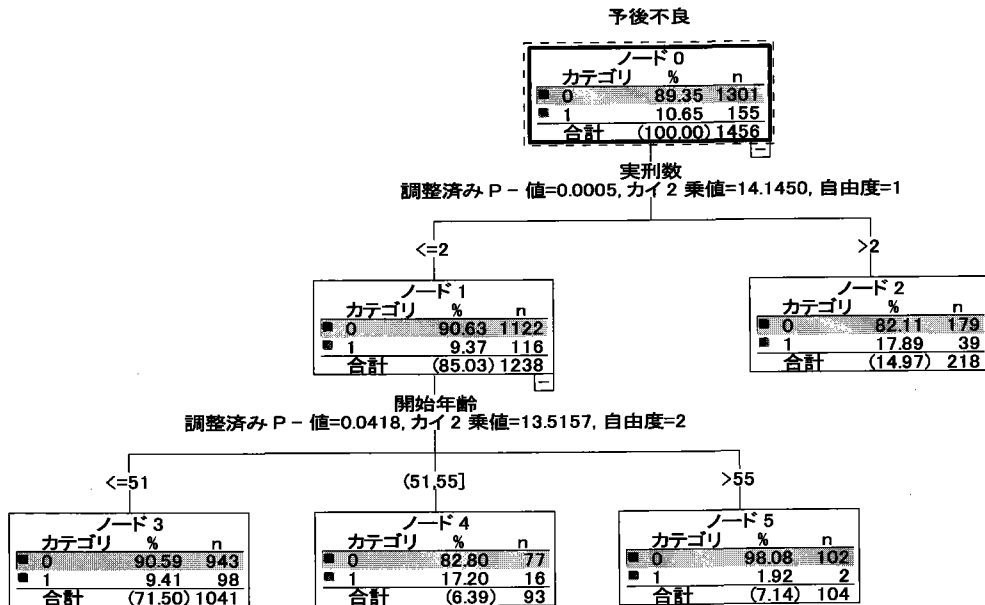
3-4 図



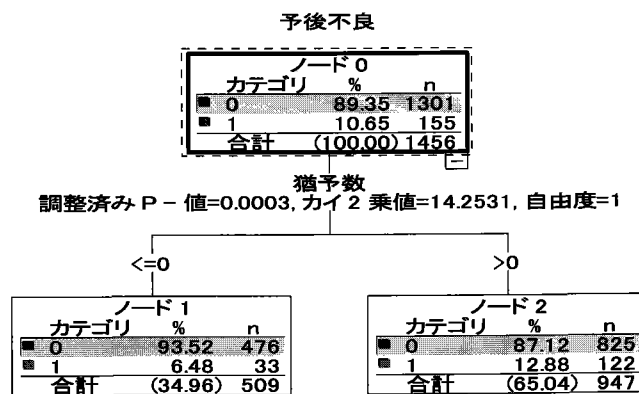
過去の刑事処分歴については、「罰金回数」は有意差が認められなかったが、3-5 図、3-6 図のとおり、「実刑（懲役・禁錮）回数」（0. 2回以下，1. 3回以上）及び「執行猶予回数」（0. 0回，1.

1 回以上) に有意差が認められた。なお、3 - 5 図では、保護観察開始時年齢も説明変数に加えて分析した結果を示している。

3 - 5 図



3 - 6 図



矯正処遇に関連する項目では、「M, P, L の各収容分類級」では認められなかったが、「B 分類級の有無」で有意差が認められた (調整済み p 値=0.0411, χ^2 値=4.1716)。

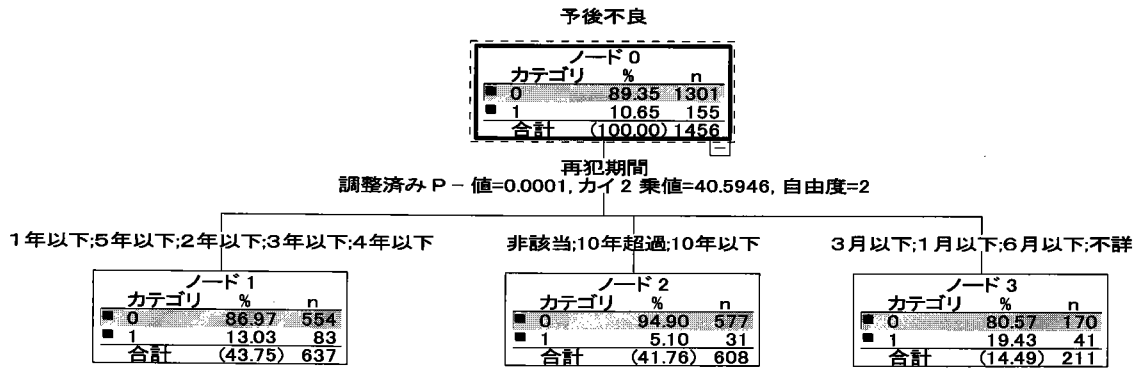
(4) 再犯期間

「直近の再犯期間」は、3 - 7 図のとおり、(1. 6 月以下・不詳, 2. 6 月を超え 5 年以下, 3. 5 年を超える・非該当) の括り方で有意差が認められ、再犯期間が短期のものほど予後不良の割合が高い。

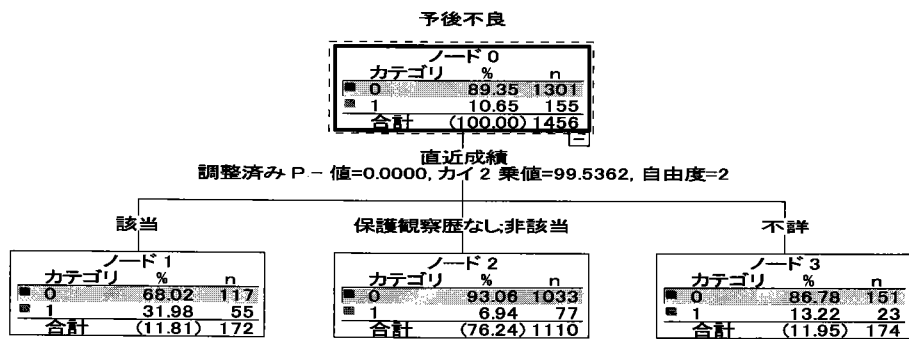
(5) 過去の保護観察における態度等

「直近の保護観察成績不良」は、CHAID による分析では、(1. 非該当・保護観察歴なし 2. 該当 3. 不詳) で最も顕著に有意差が認められた。しかし、「不詳」を独立した選択肢とするのは避けたい上、「不詳」に該当するのは、前回の保護観察が事件記録の保存期間を超えるような古い場合で、再犯期間が相当長いことを示し (3 - 9 図)、「保護観察歴なし」に近いと考えられることから、3 - 10 図のとおり、(0. 非該当・保護観察歴なし・不詳 1. 該当) という括り方に修正した。

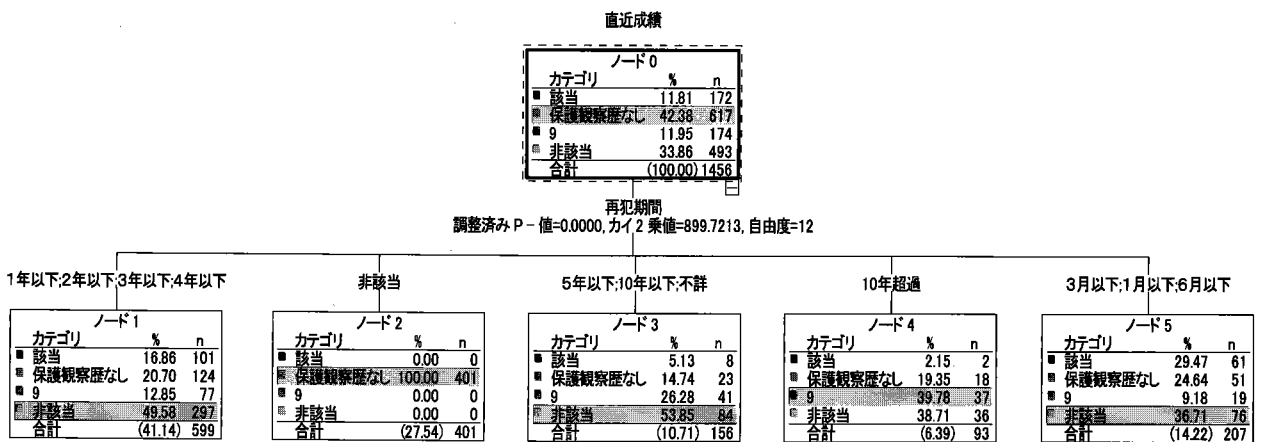
3-7 図



3-8 図



3-9 図



(6) 教育歴

「教育歴」は、3-11図の括り方で有意差が認められたが、保護観察処分少年及び少年院仮退院者の場合と同様のダミー変数を採用することとした。

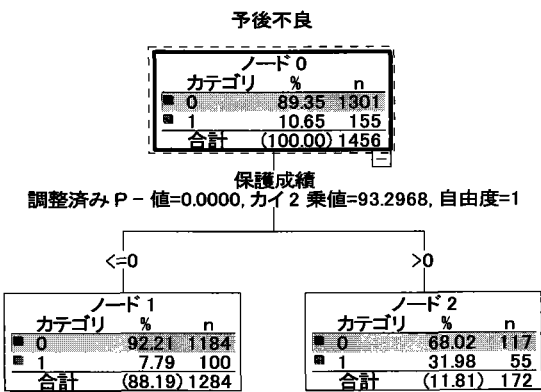
(7) 不良集団関係

「本件への不良集団の関与・影響」,「不良集団とのかかわり」ともに有意差は認められなかった。

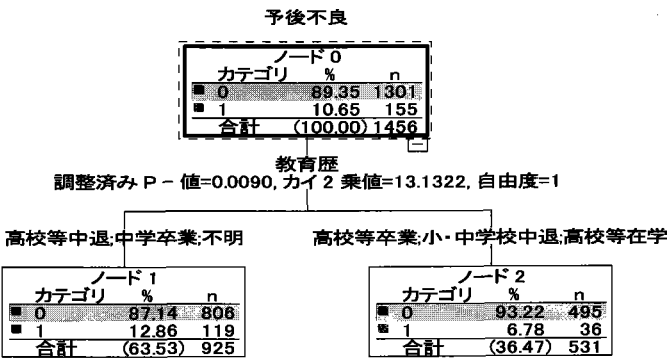
(8) 生活状況関連

「(本件逮捕前1年間の)居住状態」については、3-12図のとおり、(0. 非該当・頻繁な外泊等, 1.

3-10図

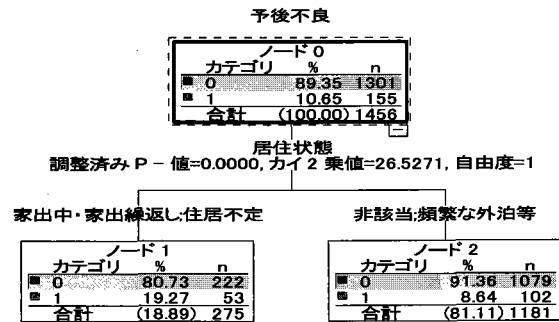


3-11図



住居不定・家出中・家出繰返し)の括り方が、統計的には最も顕著な有意差を示した。しかし、この変数の括り方では、「頻繁な外泊等」が「非該当(居住状態に問題なし)」と同じ扱いになり、実務感覚から乖離している。そこで、「頻繁な外泊等」を「住居不定・家出中・家出繰返し」に括り直してみても十分な有意差(調整済み p 値は0.0000, χ^2 値は24.0309)を示したので、修正した。

3-12図



「保護観察開始時の同居者等」は、(0. 親族と同居・病院・単身 1. 更生保護施設・雇主と同居・知人と同居・その他・非該当)の括り方で有意差(調整済み p 値=0.0000で, χ^2 値=49.2820)が認められた。

「親族等との同居の障害となる者」は有意差が認められた(調整済み p 値=0.0047で, χ^2 値=7.9950)。

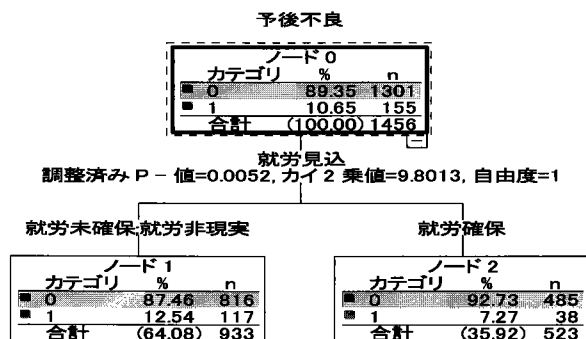
「長期の不就労経験」は、3-13図のとおり、(0. 6月以上不就労・3月以上不就労, 1. 長期不就労なし, 非該当)の括り方で有意差が認められた。

3-13図



「保護観察開始前の就労・就学見込み」は、3-14図のとおり、(0. 就労確保, 1. 就労未確保・就労非現実)の括り方で有意差が最も顕著であった。

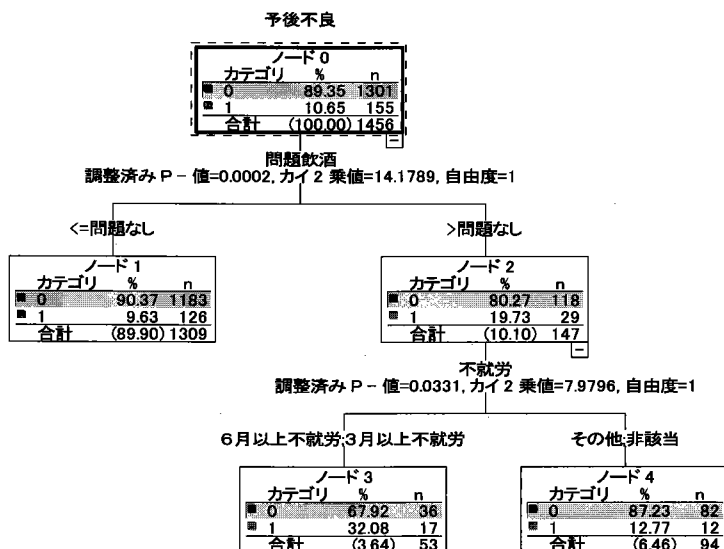
3-14図



(9) 問題行動傾向・精神障害関係

「飲酒が原因の生活破綻, 粗暴行為等」(0. なし, 1. あり)のみで有意差が認められた(3-15図)。なお, 参考のため, 「飲酒が原因の生活破綻, 粗暴行為等」と「長期の不就労経験」との関連について分析したが, 飲酒による問題に不就労経験が加わると, 予後不良の割合が顕著に高くなっていた。精神障害に関係する変数には有意差は認められなかった。

3-15図



4 保護観察付き執行猶予者

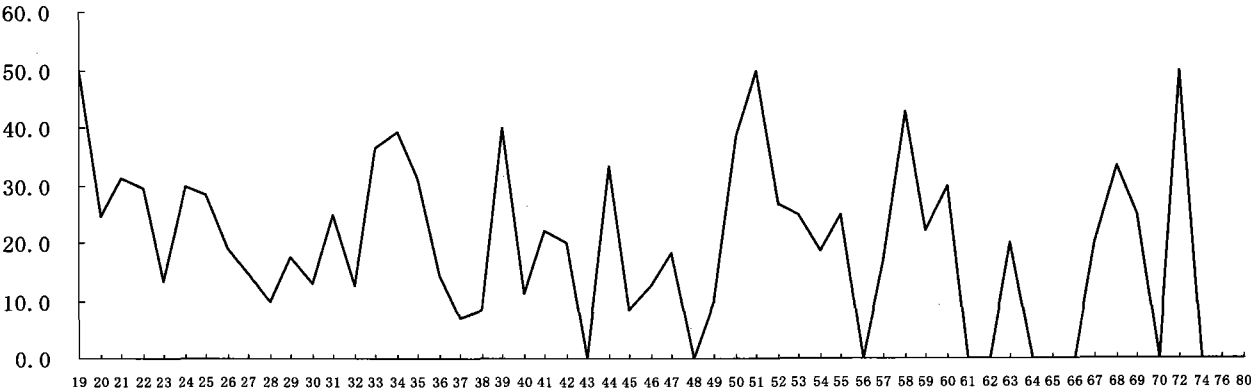
(1) 基本的属性等

「性別」については有意差が認められなかった。

「本件・経験罪名」の27変数(罪名)については、窃盗のみに有意差が認められた(調整済み p 値=0.0001 で、 χ^2 値=15.0253)。

「保護観察開始時年齢」は、CHAID による分析では統計的に有意な括り方は得られなかった。なお、年齢別に予後不良率を見たのが参考図 2 である。年齢ごとの乱高下が激しいため、全体的な傾向を読み取ることができない。

参考図 年齢別に見た予後不良率 (保護観察付き執行猶予者)

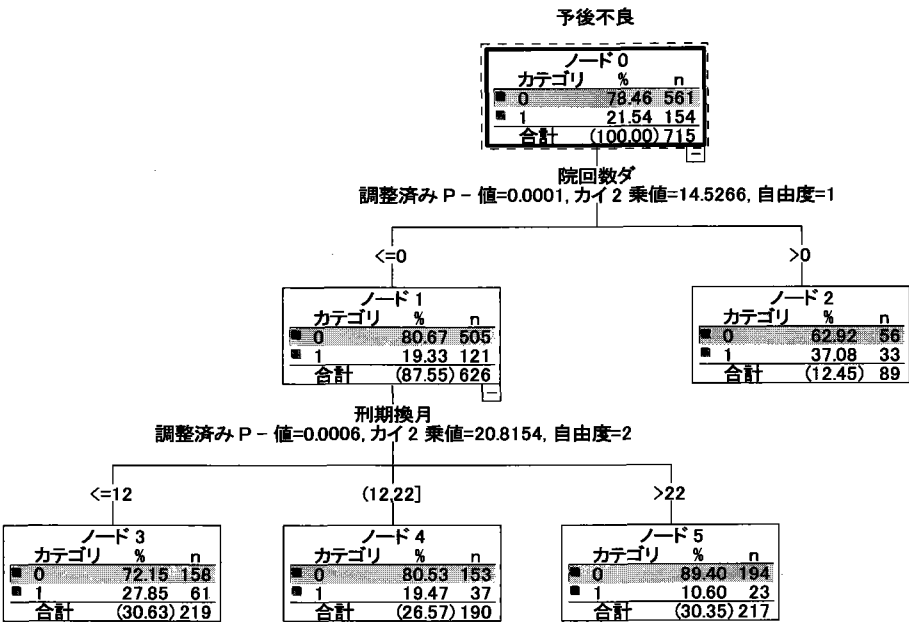


(2) 本件保護観察関係情報

「当初の保護観察期間」には、有意差が認められなかった。

「本件刑期」は、(0. 1年10月以下 1. 1年10月超過)の括り方で有意差が認められたが、調査対象者に対する量刑に奇数月のものはないので、カテゴリーを(0. 2年未満 1. 2年以上)と修正した。さらに、他の変数との組合せについて検討したところ、4-1図のとおり、「本件刑期」と少年院送致数との間に代替性があることが考えられるので、(1. 1年以下 2. 2年未満 3. 2年以上)とカテゴリー化し、各カテゴリーをダミー変数化したものを採用した。

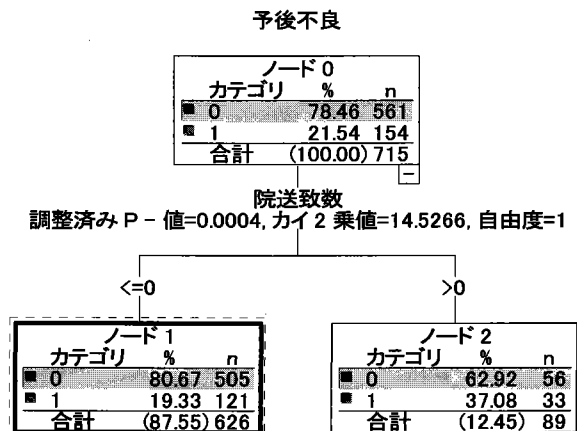
4-1図



(3) 処分歴

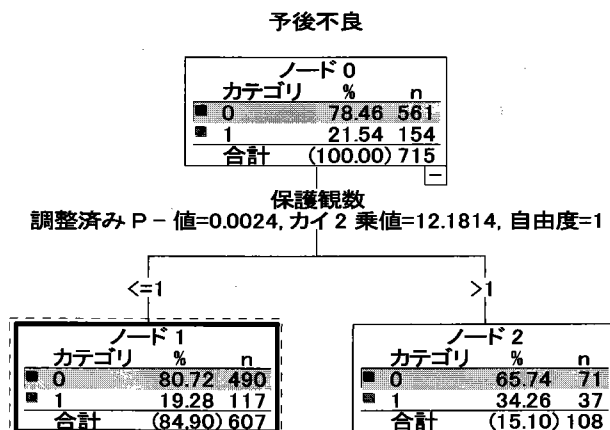
「少年院送致回数」は、4-2図のとおり、(0. なし 1. あり) の括り方で有意差が認められた。

4-2図



「保護観察処分回数」は、4-3図のとおり、(0. 1回以下 1. 2回以上) の括り方で有意差が認められた。

4-3図



刑事処分歴に関する項目では、「実刑(懲役・禁錮)回数」,「執行猶予回数」,「罰金回数」のいずれについても有意差は認められなかった。

(4) 再犯期間

「直近過去の再犯期間」について、有意差は認められなかった。

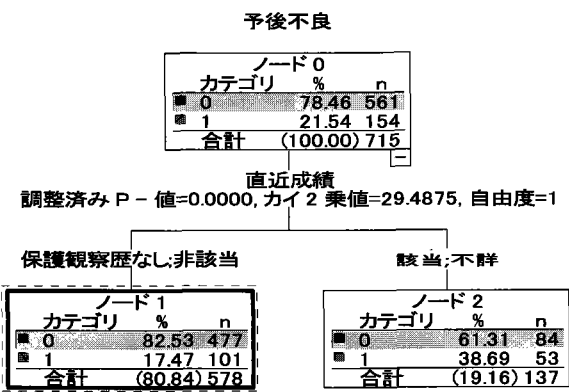
(5) 過去の保護観察における態度等

「直近の保護観察成績不良」は、4-4図のとおり、(0. 非該当・保護観察歴なし 1. 該当・不詳) の括り方で有意差が認められた。

(6) 教育歴と不良集団関係

「教育歴」,「本件への不良集団の関与・影響」及び「不良集団とのかかわり」のいずれについても有意差が認められなかった。

4-4 図

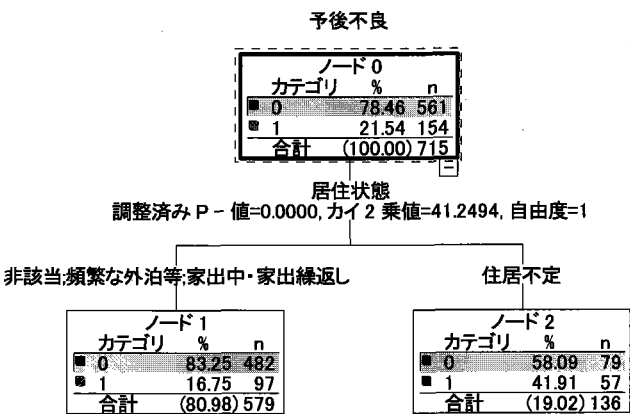


(7) 生活状況関連

「同居障害の有無」には有意差は認められなかった。

「(本件逮捕前1年間の)居住状態」は、4-5図のとおり、(0. 非該当, 頻繁な外泊等・家出中・家出繰返し 1. 住居不定)の括り方で最も有意差が顕著であった。しかし, “頻繁な外泊等・家出中・家出繰返し”が“非該当(居住状態に問題なし)”と同一カテゴリーに入るのは, 実務感覚と乖離するものがある。このカテゴリーの該当者は13人と少なく, 予後不良率に対する影響は大きくないと考えられるので, (0. 非該当, 1. 頻繁な外泊等, 家出中・家出繰返し, 住居不定)として修正したところ, なお有意差(調整済み p 値=0.0000, χ^2 値=40.0138)が認められ, これを変数として採用した。

4-5 図



「保護観察開始時の同居者等」は、4-6図に示すとおり、(0. 親族と同居・単身・病院入院 1. 更生保護施設・知人と同居・雇主と同居・その他・非該当)という括り方で有意さが認められた。これは, 仮出獄者の場合で採用したのと同様の括り方である。

「長期の不就労」は、4-7図のとおり、(0. 3月以上不就労, 6月以上不就労, その他 1. 非該当)の括り方が望ましいことが分かった。

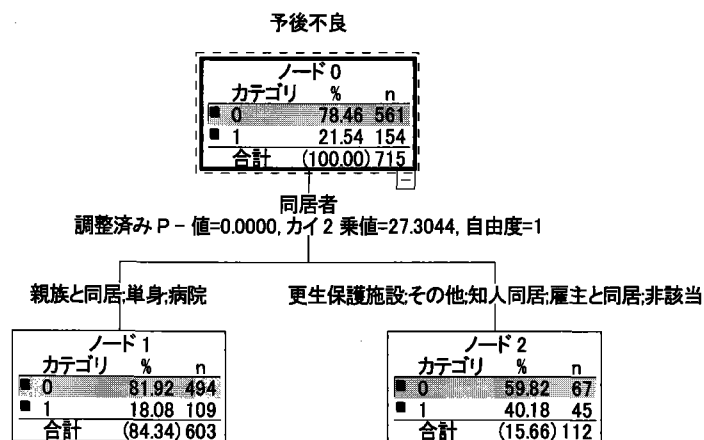
「保護観察開始時の就労・就学見込み」は、4-8図のとおり、(0. 就労等確保・就労非現実 1. 就労等未確保)の括り方が望ましいことが分かった。

(8) 問題行動傾向・精神障害関係

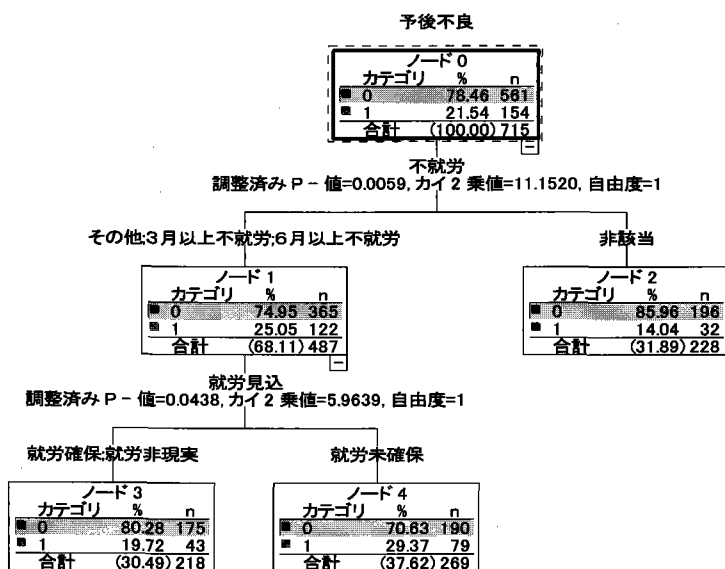
「パチンコ・ギャンブル問題」及び「借金問題」は, 有意差が認められなかった。

精神障害に関係する二つ項目については, いずれも有意差が認められなかった。

4-6 図



4-7 図



4-8 図



(参考資料 1：現行分類票)

所 長		課 長		主任 官		保護観察所		
						年	月	日作成
						年(	)第	号
1・2号観察分類票						氏 名		
評定項目		選択肢				評点		
1 受理時年齢		15歳以下				3		
		16・17歳				2		
		18歳以上				0		
2 本件非行名		毒劇法違反, 財産犯				4		
		ぐ犯				2		
		凶悪犯, 粗暴犯, 性犯罪, 覚せい剤				0		
		その他				3		
3 家庭に問題がある		該当				3		
		非該当				1		
4 保護者の保護能力に問題がある		該当				3		
		非該当				0		
5 生育歴不良		該当				2		
		非該当				1		
6 家出・放浪歴がある		該当				2		
		非該当				1		
7 薬物濫用経験がある		該当				2		
		非該当				1		
8 入院歴がある		該当				5		
		非該当				0		
評定項目による総評点は 点である。(18点以上→A 17点以下→B)								

(用紙 日本工業規格A4)

(2) (氏 名)

* 当初の判定 * 評定項目により評定した結果に下記の事項について検討を加え、 A・Bに分類する。 重視した事項の番号（4，9の場合は具体的理由も付記）()					
[検討事項] 1 本人の更生意欲が特に著しい。 2 本人の行状，生活全般が安定し，保護観察実施上重大な問題がない。 3 本人の更生の支えとなる有力な更生援助者がおり，その指導，援助が期待できる。 4 その他，保護観察官の処遇介入を必要としない特段の事情がある。					
5 重大な薬物・アルコール濫用問題がある。 6 組織暴力団等の構成員で，反社会性が特に強い。 7 精神障害者で，社会適応上困難な問題を持つ。 8 校内暴力，家庭内暴力又は低年齢の少年で，家庭，学校生活，交友関係等に重大な問題がある。 9 その他，保護観察官の処遇介入を必要とする特段の事情がある。					
* 保護観察過程における分類変更 *					
年月日	理由（該当する事項番号，4又は9の場合は具体的理由も付記）	判 定	主任官	課 長	所 長
		A・B			
		A・B			
		A・B			
		A・B			

(用紙 日本工業規格A4)

所 長		課 長		主 任 官		保護観察所		
3号観察分類票						年	月	日作成
						年(3)第		号
						氏 名		
評定項目		選択肢				評点		
1 受理時年齢		29歳以下				2		
		30～39歳				1		
		40～49歳				2		
		50～59歳				1		
		60歳以上				0		
2 本件罪名		窃盗				4		
		窃盗以外の財産犯，殺人				2		
		強盗，粗暴犯，薬物事犯				1		
		その他				0		
3 保護観察期間		2月以内				0		
		6月以内				1		
		1年以内				5		
		1年を超える				3		
4 受理時居住状況		配偶者と同居				0		
		更生保護施設				1		
		単身，親と同居				2		
		その他				3		
5 住居不安定		該当				5		
		非該当				0		
6 暴力団との関係がある		該当				4		
		非該当				0		
7 薬物濫用経験又は酒癖がある		該当				2		
		非該当				1		
8 犯罪の反復		該当				2		
		非該当				1		
9 保護観察成績不良		該当				3		
		非該当				1		
10 就業上の問題がある		該当				3		
		非該当				0		
評定項目による総評点は						点である。(18点以上→A 17点以下→B)		

(用紙 日本工業規格A 4)

(2) (氏 名)

* 当初の判定 * 評価項目により評価した結果に下記の事項について検討を加え、 A・Bに分類する。 重視した事項の番号（4，9の場合は具体的理由も付記） （ ）					
[検討事項] 1 本人の更生意欲が特に著しい。 2 本人の行状，生活全般が安定し，保護観察実施上重大な問題がない。 3 本人の更生の支えとなる有力な更生援助者がおり，その指導，援助が期待できる。 4 その他，保護観察官の処遇介入を必要としない特段の事情がある。					
5 重大な薬物・アルコール濫用問題がある。 6 組織暴力団等の構成員で，反社会性が特に強い。 7 精神障害者で，社会適応上困難な問題を持つ。 8 無期刑又は長期刑仮出獄者で，処遇上特に注意を要する。 9 その他，保護観察官の処遇介入を必要とする特段の事情がある。					
* 保護観察過程における分類変更 *					
年月日	理由（該当する事項番号，4又は9の場合は具体的理由も付記）	判定	主任官	課長	所長
		A・B			
		A・B			
		A・B			
		A・B			

(用紙 日本工業規格A4)

所 長		課 長		主任 官			保護観察所
						年 月 日作成 年(4)第 号	
4号観察分類票						氏 名	
評定項目		選択肢				評点	
1 受理時年齢		22歳以下				1	
		23～29歳				3	
		30～39歳				1	
		40歳以上				0	
2 本件罪名		窃盗，凶悪犯，粗暴犯				2	
		その他				1	
3 受理時居住状況		配偶者又は親と同居				0	
		更生保護施設				1	
		单身				5	
		その他				2	
4 住居不安定		該当				2	
		非該当				1	
5 家庭に問題がある		該当				3	
		非該当				0	
6 家計・収支が不安定		該当				2	
		非該当				1	
7 暴力団と関係がある		該当				3	
		非該当				0	
8 性格・知能等に問題がある		該当				2	
		非該当				1	
9 入院・入所歴がある		該当				2	
		非該当				1	
10 保護観察成績不良		該当				5	
		非該当				1	
11 就業上の問題がある		該当				2	
		非該当				0	
評定項目による総評点は 点である。（18点以上→A 17点以下→B）							
（用紙 日本工業規格A 4）							

(2) (氏 名)

* 当初の判定 *

評定項目により評定した結果に下記の事項について検討を加え、

A・Bに分類する。

重視した事項の番号（4，9の場合は具体的理由も付記）

()

[検討事項]

- 1 本人の更生意欲が特に著しい。
- 2 本人の行状，生活全般が安定し，保護観察実施上重大な問題がない。
- 3 本人の更生の支えとなる有力な更生援助者がおり，その指導，援助が期待できる。
- 4 その他，保護観察官の処遇介入を必要としない特段の事情がある。

- 5 重大な薬物・アルコール濫用問題がある。
- 6 組織暴力団等の構成員で，反社会性が特に強い。
- 7 精神障害者で，社会適応上困難な問題を持つ。
- 8 その他，保護観察官の処遇介入を必要とする特段の事情がある。

* 保護観察過程における分類変更 *

年月日	理由（該当する事項番号，4又は9の場合は具体的理由も付記）	判 定	主任官	課 長	所 長
		A・B			
		A・B			
		A・B			
		A・B			

(用紙 日本工業規格A4)

(参考資料2)

調 査 票

1～39の記入者 (保護観察所)
 40～46の記入者 (保護観察所)

I 受理時における調査

- 1 氏名 ()
- 2 事件番号 平成14 () -
- 3 性別 1 男性 2 女性
- 4 生年月日 (例えば, 平成2年1月5日は平成02年01月05日と記載。)
 昭和・平成 年 月 日
- 5 保護観察期間 (平成14年7月7日は, 平成14年07月07日と記載。無期刑の終了時は99年12月31日と記載。)
 平成14年 月 日～平成 年 月 日
- 6 本件の罪名・非行名 (該当する罪すべてに○をつける。未遂を含む。)
 凶悪犯 1. 殺人・強盗殺人 2. 強盗・強盗致死傷
 性 犯 3. 強姦 4. 強制わいせつ 5. その他の性犯罪 ()
 粗暴犯関係 6. 傷害致死 7. 傷害 8. 暴行 9. 脅迫 10. 恐喝 11. 器物損壊
 12. 銃刀法違反 13. 暴力行為 14. 凶器準備集合
 薬物犯 15. 覚せい剤取締法違反 16. 毒劇物法違反 17. その他薬物関係犯罪
 財産犯 18. 窃盗 19. 詐欺 20. 横領 (遺失物横領を含む)
 交通犯 21. 道交法違反 22. 業務上過失致死傷 23. その他交通事件とされる犯罪
 その他 24. 住居侵入 25. 放火にかかる犯罪 26. ぐ犯
 27. 上記以外の犯罪 ()
- 7 刑名・刑期 (3号, 4号のみ)
 無期刑は99年と記載。仮出獄者で刑を複数持つ場合は合算刑期を記載。懲役1年6月は01年06月と記載。
 懲役・禁錮 年 月
- 8 少年院処遇過程 (2号のみ)
 処遇過程に該当する記号が含まれていればすべてに○をつける。
 1. H1 2. H2 3. P1 4. P2 5. M1 6. M2 7. 非該当
- 9 長期少年院送致時の相当長期ないし比較的長期の処遇勧告 (2号のみ)
 1. 該当 2. 非該当

10 受刑者収容分類級（3号のみ）

該当する項目（処遇分類級に該当する記号が含まれていれば）すべてに○をつける。

1. M 2. P 3. B 4. L 5. 非該当

保護処分等歴（ない場合は0回と記載。）

- 11 少年院送致（本件処分を含めて）（ ）回
 12 保護観察（本件処分を含めて）（ ）回
 13 不処分・不開始（家庭裁判所で非行事実がないと認定された事件を除く）（ ）回
 14 児童自立支援施設等の経験（該当する施設すべてに○をつける。）
 1. なし 2. 児童養護施設（含む養護施設） 3. 児童自立支援施設（含む教護院）

刑事処分歴（ない場合は0回と記載。）

- 15 懲役・禁錮（実刑のみ該当，本件処分を含めて）（ ）回
 16 単純刑執行猶予・保護観察付刑執行猶予（本件処分を含めて）（ ）回
 17 罰金（本件処分を含めて）（ ）回

18 再犯期間

本件犯行以前の実刑及び刑執行猶予の言渡し並びに保護処分の決定を対象とする。

犯行に先立つ処分が実刑又は少年院送致のときは施設出所日から，刑執行猶予のときは言渡しの日から，少年院送致以外の保護処分のときは決定の日から，それぞれ本件犯罪（犯罪が複数あるときは最初の犯罪）をじゃっ起するまでの期間について，該当するものに○をつける。

1. 1月以下 2. 3月以下 3. 6月以下 4. 1年以下 5. 2年以下
 6. 3年以下 7. 4年以下 8. 5年以下 9. 10年以下 10. 10年を超える
 11. 非該当 99. 不詳

19 直近の保護観察成績不良

所在不明，期間中の再犯，成績不良を該当とする。移送，記録廃棄している場合は不明とする。

1. 該当 2. 非該当 3. 保護観察歴なし 9. 不明

20 経験罪名・非行名（本件を除き，有罪又は家庭裁判所において非行ありとされたものすべてに○をつける。未遂を含む。）

- 凶悪犯 1. 殺人・強盗殺人 2. 強盗・強盗致死傷
 性犯 3. 強姦 4. 強制わいせつ 5. その他の性犯罪（ ）
 粗暴犯関係 6. 傷害致死 7. 傷害 8. 暴行 9. 脅迫 10. 恐喝 11. 器物損壊
 12. 銃刀法違反 13. 暴力行為 14. 凶器準備集合
 薬物犯 15. 覚せい剤取締法違反 16. 毒劇物法違反 17. その他薬物関係犯罪
 財産犯 18. 窃盗 19. 詐欺 20. 横領（遺失物横領を含む）
 交通犯 21. 道交法違反 22. 業務上過失致死傷 23. その他交通事件とされる犯罪
 その他 24. 住居侵入 25. 放火にかかる犯罪 26. ぐ犯
 27. 上記以外の犯罪（ ）

21 犯罪の常習性・累行性

同一罪名・非行名の処分が3回以上、又は、本件犯行時からさかのぼって1年以内に未捜査・未検挙のものも含めて同種の犯罪行為が3回以上認められる場合は、その項目すべてに○をつける。いずれも本件を含めて3回以上を該当とする。

- | | | |
|-------|-------------------|--------------|
| 凶悪犯 | 1. 殺人・強盗殺人 | 2. 強盗・強盗致死傷 |
| 性犯 | 3. 強姦 | 4. 強制わいせつ |
| | 5. その他の性犯罪 () | |
| 粗暴犯関係 | 6. 傷害致死 | 7. 傷害 |
| | 8. 暴行 | 9. 脅迫 |
| | 10. 恐喝 | 11. 器物損壊 |
| | 12. 銃刀法違反 | 13. 暴力行為 |
| | 14. 凶器準備集合 | |
| 薬物犯 | 15. 覚せい剤取締法違反 | 16. 毒劇物法違反 |
| | 17. その他薬物関係犯罪 | |
| 財産犯 | 18. 窃盗 | 19. 詐欺 |
| | 20. 横領 (遺失物横領を含む) | |
| 交通犯 | 21. 道交法違反 | 22. 業務上過失致死傷 |
| | 23. その他交通事件とされる犯罪 | |
| その他 | 24. 住居侵入 | 25. 放火にかかる犯罪 |
| | 26. 上記以外の犯罪 () | |

22 教育歴

1. 中学在学 2. 中学卒業 3. 高校・高専在学 4. 高校・高専中退
5. 高校・高専卒業以上 6. 小・中学校中退 9. 不明

23 本件への不良集団の関与・影響 (該当する項目すべてに○をつける。)

1. なし・不明 2. 暴走族, 地域不良集団, チーマー 3. 不良生徒・学生集団
4. 暴力団 5. その他 () 9. 不明

24 不良集団とのかかわり (該当する項目すべてに○をつける。)

本件による身柄拘束直前1年以内、在宅の事案は保護観察開始前1年以内の状態を記載。構成員であるか構成員との交際が認められる場合にありとする。

1. なし・不明 2. 暴走族, 地域不良集団, チーマー 3. 不良生徒・学生集団
4. 暴力団 5. その他 () 9. 不明

25 居住状態

本件による身柄拘束直前1年以内、在宅の事案は保護観察開始前1年以内の状態を記載。

1. 住居不定 (就労等の理由により定住していない場合は除く)
2. 家出中又は家出を繰り返す (家出はおおむね2週間以上)
3. 上記2以外の家出又は頻繁な外泊 (おおむね週3回以上、就労等の理由によるやむを得ない外泊を除く) あり
4. 非該当

26 保護観察開始時の同居者等

1. 配偶者 (内縁を含む), 両親 (又はそのいずれか), その他の親族と同居
2. 単身 3. 更生保護施設 4. 知人と同居
5. 雇主と同居 (寮などにおいて一人で生活している場合は単身とする)
6. 病院 7. その他 () 8. 非該当

27 親族等との同居の障害（上記26で「1」に○の場合に記載。）

保護観察開始時において、本人が同居を嫌っている親族等及び本人との同居を嫌っている親族等で該当するすべてに○をつける。親族は血縁の有無を問わない。

1. 配偶者（内縁を含む） 2. 子 3. 父 4. 母 5. 祖父母 6. 兄弟姉妹
7. 他の親族（ ） 8. なし

28 長期の不就労

犯行時（本件犯行が複数あるときは直近の犯行時）を基準として記載。

65歳以上、疾病、障害、家事育児従事、学業等の理由がある場合は非該当とする。

1. 6月以上継続して不就労 2. 3月以上継続して不就労
3. 1, 2にあたる長期の不就労は認められない 4. 非該当

29 保護観察開始時の就学、就労の見込み

1. 就労、就学先が確保されている
2. 就労、就学先が確保されていない（65歳以上、疾病、障害、家事育児従事、学業等の理由がある場合）
3. 就労、就学先が確保されていない（上記のような理由がない場合）

30 車両の常習的な無免許運転（疑いがある場合もありとする。）

本件による身柄拘束直前1年以内、在宅の事案は保護観察開始前1年以内の状態を記載。

1. なし 2. あり

31 パチンコ、ギャンブル

本件による身柄拘束直前1年以内、在宅の事案は保護観察開始前1年以内の状態を記載。

1. 問題なし
2. 問題あり（不就労、借金・生活破綻、家庭不和をじゃっ起、本件の原因）
9. 不詳

32 借金問題

1. 問題なし 2. 問題あり（借金があるが返済計画・見通しがある場合）
3. 重大な問題あり（借金があって返済計画・見通しがない場合） 9. 不詳

33 薬物（特別法により使用が制限されていない咳止め薬などを含む）の常習的使用

本件による身柄拘束直前1年以内、在宅の事案は保護観察開始前1年以内の状態を記載。

1. 正当な理由がない常習的な使用が認められる（おおむね1月に1回以上）
2. 正当な理由がない使用が認められる（1以外の場合）
3. 非該当

34 飲酒が原因の生活破綻、粗暴行為等

本件による身柄拘束直前1年以内、在宅の事案は保護観察開始前1年以内の状態を記載。

1. あり（不就労，家庭不和，対人関係不調，生活破綻，粗暴行為，本件の原因）
2. なし

35 粗暴・危険等行為（該当する項目すべてに○をする。本件を含む。）

本件による身柄拘束直前1年以内，在宅の事案は保護観察開始前1年以内の状態を記載。

1. 他者（家族，恋人を含む）に対する暴力，生命身体を脅かす威嚇行為（暴走族等の共同危険行為は除く）
2. 特定の人物への交際の強要，ストーキング
3. 動物に対する迫害行為
4. 自傷行為・自殺企図（入墨，根性焼きは除く）
5. その他（ ）
6. なし
9. 不詳

36 いじめ，虐待，挫折体験等（該当する項目すべてに○をする。）

1. 地域・学校内での繰り返されたいじめの被害
2. 家庭内での繰り返された虐待被害・養育の欠如
3. 就学，就業上の失敗，挫折
4. その他（ ）
5. なし
9. 不詳

37 中学入学以前の問題行動（1，2号のみ，該当する項目すべてに○をする。）

長期欠席以外は注意，指導，ケアにかかわらず繰り返された場合を該当とする。

1. 疾患等やむをえない理由がない3月以上の長期欠席
2. 授業妨害・学校内での設備の損壊，他児童に対するいじめ，粗暴な行為
3. 家財持ち出し，盗み
4. 同胞に対する虐待
5. 放火
6. その他（ ）
7. なし
9. 不詳

38 精神的障害の有無

医師の診断，矯正施設における「M」「H」級の判定のほか，保護観察官の面接後の所見により判断する。疑いがある場合を含め，該当する項目すべてに○をする。（てんかんは，その他とする。）

1. 精神分裂病（統合失調症）
2. 躁うつ・うつ病
3. 人格障害・精神病質
4. 知的障害
5. 広汎性発達障害（自閉性障害，アスペルガー障害等）
6. 薬物中毒
7. アルコール依存
8. その他（ ）
9. なし
99. 不詳

39 精神科等（心療内科を含む）通院入院の必要性等（保護観察開始時を基準とする）

1. 入院必要の診断あり
2. 通院必要の診断あり
3. 精神症状の連絡・報告あり
4. なし
9. 不詳

II 終結時・6月経過時における再犯等の状況

40 保護観察事件終結の有無（平成15年2月2日終結は平成15年02月02日と記載。）

1. 係属中
2. 終結した（平成

--	--

 年

--	--

 月

--	--

 日）

41 終結している場合の終結事由（40で2に○の場合記載。）

1. 期間満了
2. 解除，退院，不定期刑の終了
3. 戻し収容
4. 保護処分取消し

5. 仮出獄取消し・執行猶予取消し 6. 死亡

42 調査期間中の再犯の有無

調査期間中に送検又は家庭裁判所に送致された場合をありとする。ただし、嫌疑不十分で不起訴となった場合を除く。保護観察開始以前・4号確定前にじゃっ起した容疑事件及び本件保護観察事件終結後じゃっ起した容疑事件は除く。

1. あり 2. なし

43 再犯罪名・再非行名（42で「1」ありの場合に該当する項目すべてに○をする。）

凶悪犯 1. 殺人・強盗殺人 2. 強盗・強盗致死傷

性 犯 3. 強姦 4. 強制わいせつ 5. その他の性犯罪

粗暴犯関係 6. 傷害致死 7. 傷害 8. 暴行 9. 脅迫 10. 恐喝

11. 器物損壊 12. 銃刀法違反 13. 暴力行為 14. 凶器準備集合

薬物犯 15. 覚せい剤取締法違反 16. 毒劇物法違反 17. その他薬物関係犯罪

財産犯 18. 窃盗 19. 詐欺 20. 横領（遺失物横領を含む）

交通犯 21. 道交法違反 22. 業務上過失致死傷 23. その他交通事件とされる犯罪

その他 24. 住居侵入 25. 放火にかかる犯罪 26. ぐ犯

27. 上記以外の犯罪（ ）

44 調査期間中の身柄拘束の有無（該当するすべての項目に○をする。）

労役場留置や逮捕後48時間以内の釈放は該当しない。

1. 留置 2. 観護措置 3. 勾留 4. 少年院入院 5. 受刑 6. なし

45 所在不明、接触不良（該当する項目すべてに○をつける。）

1. なし あり（2. 所在不明 3. 3月以上連続して面接できない）

46 指導・措置等（該当するすべての項目に○をつける。）

1. 不良措置（通告、戻し収容申し出、取消し申請・申報（取消意見）、刑執行猶予取消し申出）

2. 取消し申報（取消さない意見） 3. 停止申請 4. 引致状請求 5. 呼出状送付

6. 質問調査（関係人を含む） 7. その他の遵守事項違反に対する指導 8. なし

平成 18 年 2 月 印 刷

平成 18 年 2 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1－1－1

編集兼 法 務 総 合 研 究 所
発行人

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
